# 〈史料紹介〉「好古家」の書簡集『内山手簡』

## ―内山作信と小室元長との交流―

芳賀明子

### はじめに

明治十年代、国が古器物の保存や地誌編纂を進める一方で、[1]民間では、多くの「好古家」が活躍していた。その一翼を担っていたのは、文化・文政・天保期（一八〇四～一八四四）生まれの老齢の「好古家」達であった。幼い時に漢学や国学を学び、長じて幕臣、医者、名主などを務めた彼らは、高い教養と歴史知識を有しており、維新の変革を経て、隠居後の晩年を、仲間同士で交流しながら収集や研究に勤しんでいたのである。

本稿は、横見郡久米田村（吉見町）の「好古家」内山作信が、比企郡番匠村（ときがわ町）の小室元長に宛てた書簡集『内山手簡』（小室家文書一四〇）を、翻刻により紹介するものである。

本稿の前半部分では、書簡の背景となる内山と小室の研究テーマ等について解説し、後半の史料編に、『内山手簡』を含む内山作信の全書簡と関連史料を翻刻した。解説の（　）内には、関連する史料編の書簡番号・史料番号を示し、解説と翻刻が対照できるようにした。また、解説及び巻末の一覧表には、（　）内に文書請求番号を示したので、当館で文書を閲覧する際に活用していただきたい。

### 解説

#### （一）『内山手簡』について

埼玉の「好古家」についての最新の研究成果としては、重田正夫氏の論文「幕末・明治初期「好古家」たちのネットワーク」『埼玉の文化財　第五十一号』（埼玉県文化財保護協会　平成二十三年）がある。氏は、明治初期に大里郡胄山村（熊谷市）の根岸武香[2]を中心に広範な「好古家」のネットワークが形成され、内山作信と小室元長がその中にいたことを明らかにした。また、前記三名の他に、浅草の骨董商畠山如心斎[3]、内務省博物館掛・浅草文庫掛の柏木貨一郎[4]、川越氷川神社宮司の山田衛居[5]、川越の商人で文部省・陸軍省に出仕した新井政毅[6]、忍藩の儒者芳川波山[7]の養子で埼玉県の史誌編輯を担当する芳川恭助[8]、比企郡平村の峯岸重行[9]などをメンバーに挙げている。

当館収蔵の小室家文書は、医書・歴史書を始めとする典籍や、日記・書状・編纂物などの豊富な史料に特徴があるが、中でも、五代小室元長が「好古家」達と取り交わした書簡や史料がよく整理されて残っており、「「好古家」のアーカイブズ」ともいえる文書群を構成している。明治十年代の小室元長周辺の「好古家」達の動きは、内山作信の『内山手簡』（小室家一四〇）を始め、畠山如心斎の『畠山手簡』（小

室家二五）、芳川恭助の書簡集（小室家一一二八）、根岸武香・峯岸重行・高山忠三・山崎周敬らの『明治十三年親友帖』（小室家五三）・『明治十四年親友帖』（小室家五二）などを平行して読むことにより、時系列で追うことができる。

今回採り上げる『内山手簡』は、当館の平成二十一年度テーマ展「幕末・維新の「好古家」たち―比企・吉見の里から―」で展示された史料である。罫紙に細かな字で書かれた冊子で、一見すると書簡の写か控に見えるが、これは、明治十一年から十七年の内山の自筆書簡そのものである。小室は、「指上候書状、他人参考之便利罫紙へとの義、何之識事有而可認哉、嗚呼ケ間敷業態なから、任仰鉄面皮ニ書上候」（書簡二　「史料編」（一）「内山作信書簡」の書簡番号）と、回覧に便利なように内山に罫紙を使用させ、後で綴じ合わせたのである。二人が知り合った経緯は書簡に記されていないが、共に根岸武香の友人であったことから、知己を得たと思われる。

歴史に造詣の深い二人が晩年に交わした『内山手簡』には、彼らの歴史研究のテーマ、研究方法、史料の蓄積過程などが知れるのに加え、ヘンリー・フォン・シーボルト[10]の黒岩横穴群[11]への訪問（書簡二）や、明治八年の多胡碑[12]への紀行（書簡二六）など、興味深い記事が多い。内山の小室宛書簡は他に二通の単独書簡（小室家八〇一・四八八四）があるが、今回はこれも含め、全書簡を推定年月日順に通し番号を振り翻刻する。書簡全体を翻刻することで、彼らの交流を経年で見ることができる。また、関連史料として、芳川恭助書簡集（小室家一一二八）、『畠山手簡』（小室家二五）、東京の「好古家」へ宛てた小室の書簡下書[13]（小室家二八五）から、その一部を併せて翻刻する。[14]

（二）久米田村の「好古家」内山作信について

内山作信は久米田村の素封家で、名主・戸長を務めた人物である。自らが執筆し、県に原稿を提出した『武蔵国郡村誌』[15]の横見郡久米田村の旧家の項目には、「内山作信、祖先は松山城主上田氏の臣たりしか、落城の後当村の民となり、世々村務を主る風、其遠孫孫右衛門なるものあり、和名溜井の悪水吐を石樋に改造し潰溢の患を防き、或は凶年飢歳に遭へは資を損てゝ村民を救助す、其他善行多きにより、宝暦六年三月九日幕府より白銀若干を賜はり、一代帯刀永代苗字を許さる、爾来四世を歴て今作信に至り、富豪を以て郡中に著る」と記している。

内山の生年は明らかではないが、明治十三年の時点で六十四歳であることから（書簡九）、文化十三年（一八一六）前後の生まれと推定される。また、川越市が刊行した氷川神社神主山田衛居の日記『朝日之舎日記』の解説には内山作信の職業を医師と記しているが、書簡中にはそれを窺わせる記述は見当たらない。

塩野博氏は、著書『埼玉の古墳［比企・秩父］』「1比企地方の古墳分布と研究略史[16]」で、江戸時代の久米田村の「内山」という人物に関する文献を列挙している。それによれば、江戸の故実随筆家栗原信充[17]（号柳庵）の『又樂菴示蒙話』や『柳菴随筆餘編』に久米田の遺物を持ち込んだ「内山」の名があり、文久二年の自筆本『古墳都々伊考』[18]にも「内山信好」の署名がある。また、入間郡石井村（現坂戸市）の井上淑蔭[19]の『樫亭随筆』に、幼い頃からの友人として「内山氏」が登場している。氏は、これらの「内山」を、同一人物と考えている。

今回翻刻した書簡によれば、内山が正式に「作信」と名乗ったのは、

「名之義御尋、中古より孫右衛門・伴七一代交々称し来り、愚父ハ伴七、老拙ハ孫右衛門と通称シ候所、入間県澤令公御透［誘］引ニ而、通称を廃シ実名ニ致シ、述而篇之作信をナリノフと為訓、字ヲ好古と自ラ名ケたるに御座候」（書簡一）とあるように、明治五年五月の「複名禁止令」（太政官布告一四九号）によるもので、江戸末期に同じ信の字を入れた「信好」が通称の一つであった可能性がある。

また書簡に、「壮年之頃、栗原柳庵を訪候所、武蔵七党之系図、四五百年前之古写本也とて、秘蔵之体ニ而被為見候へとも、其頃何之心得も無之空敷見過し、近年に至り甚残念、両三年前鈴木真年を訪ひ右之段申出候所、写置由被申候間、再写相頼候へとも中々出来不申」（書簡一二）とあり、壮年期の栗原柳庵への訪問が記されており、幼い頃から交友があったという石井村の井上淑蔭についても、「先年、石井叔［淑］蔭氏の蔵書を借覧せり」（書簡二〇）と交流が認められる。加えて、「老拙義も少々心懸候へとも、更ニ集り不申、漸、古鏡二・三面、頭槌剱・宝珠鐔・韓銜・鍍金之仏像抔蓄蔵致候へとも不足為珍」（書簡八）と、遺物を蔵している記述がある。

書簡にみる上記の点と内山の年齢を鑑みると、塩野氏が挙げている「内山」・「内山信好」と「内山作信」は、同一人物と思われる。そうであれば、塩野氏が挙げた文献からは、江戸期の「好古家」内山作信の姿が浮かびあがってくる。

明治十年代、内山は既に六十代であった。家督を息子温載[20]に譲り隠居の身であったが、「殊ニ此節、戸主温載乍未熟県会議員之撰ニ当、去ル廿一日より出県、留守中十年来擲却せし経済ニ関係し、或ハ農事之指図、加ニ旧村吏之役廻りを兼勤、甚ダ多端之際」（書簡四）とあるように、明治十二年に温載が県会議員になり、再び家政・村政に携らざるを得なくなった。また、国学にも通じていた内山は、山田衛居からの依頼で『万葉代匠記』の筆写をしたり[21]（『朝日之舎日記』）、（書簡一三）、親戚の鴻巣書店から『大統歌字解』[22]（小室家三四二六）の執筆を頼まれるなど（書簡一七・一九）、多忙な日々を送っていた。

小室元長の目からみた内山の姿は、小室が最晩年に交誼を交わし、教示を得ていた東京の「好古家」小宮山綏介[23]へ宛てた明治十七年六月の書簡下書（史料一一　「史料編」（二）「関連書簡・史料」の史料番号）から知ることができる。

該城松山トハ唱候者ノ其実地は横見郡ニ属候、同郡久米田村ニ皇学を好候内山作信ト申候人御座候、其祖先は岩槻ノ太田濃州三楽斎寄騎ニ而、太田并小田原北條・松山上田等より下附ノ文書二十通許今ニ所持致候、何レも内山某殿と申宛名御座候、此人兼々松山城跡考心懸被居候故、某ハ手を停候得共、責ニ半肩ノ労を扶度、病中強而当郡は力を尽し、古書類は大抵鉤写淡墨を填メ贈り遣候、某も十年来書牘ハ取遣致候得共、面接致候事ハ無之候、前便鈴木翁より一友人ノ許へ贈遣候系図ト申上候は、即此内山ノ事ニ而御座候、察するに、彼上田系図も、内山よりノ頼ニ依リ、鬼簿ノ類参考、鈴木氏捏造致候者ニも可有之歟

小室は内山のことを、祖先は太田三楽斎寄騎[24]で、自家に中世の古文書を有し、皇学を好み、松山城跡[25]を研究していると記している。

この内山が所蔵する中世古文書は『工村々舎叢書』（小室家二九八七）にその写しが綴じ込まれており、新井浩文氏が詳細に考察している[26]。内山が取り組んでいた上田氏の居城松山城跡の研究については内

山の手書稿本『松山城蹟略考』[27]（小室家二八九二）（書簡一七）が残されているが、刊行までには至らなかった。しかし、明治十九年に刊行された内山の著書『埼玉県村名誌』[28]には、研究の片鱗が窺われる。

上田氏については、小宮山綏介宛ての一通目の書簡下書に、「一体永禄天正頃弊地辺一円玉川郷迄此人ノ領地ニ属候、且今ニ至候而も人民左も大藩ノ如く尊信致候間、責而此人ノ世系取調見度存立、諸書意を注候得共」（史料一）とあるように小室自身も研究していたが、「某ハ手を停候得共、責ニ半肩ノ労を扶度」と、病をおして内山に史料を提供し、その研究に協力したのである。そして意外にも、「某も十年来書牘ハ取遣致候得共、面接致候事ハ無之候」とあることから、内山と小室は文通だけで交流し、面接していないことが分かる。『内山手簡』にも二人が会した記述は見当たらない。

なお、この書簡の末尾で、小室は小宮山に対して、内山が懇意にしていた東京の系図学者鈴木真年[29]の上田系図に対する疑念を呈している。小室は、系図が余りにも詳悉なことから（史料一）、内山が鈴木に上田系図の作成を依頼したのではないかと疑っていた。内山は、「上田氏系図別段依頼も不致、是ニ写取候外は無御座候」（書簡二七）と否定しているが、この明治十七年四月以降、二人の文通は途絶えている。

### （三）晩年の小室元長の歴史研究について

小室元長は内山より五・六歳ほど年下で、文政五年（一八二二）に、医塾如達堂を設けていた番匠村の医家小室家に生まれた。祖父、父と同様に在村の医師として活躍し、また、村政にも関わった。小室家は医書や歴史書など、膨大な書物を蔵しており、小室は博識な学者としても尊敬されていた。[30]

医学を修めると共に、若い頃、忍藩の儒者芳川波山の漢学塾で学んだ小室は漢学に優れ、東京の書肆須原屋の話（書簡一二）にあるように、波山の著書『学務知要』（小室家二三三七）の校訂を手がけている。[31]また、小室は生涯漢詩をものし、漢詩集『雞肋草』（小室家三三八九）には、波山への敬慕や、学友清水卯三郎[32]・芳川恭助と学んだ忍の日々が詠まれている。小室は師波山の書簡[33]を二巻の巻子に仕立て、生涯大切に保存していた（小室家一一二二・一一二三）。

筆まめで几帳面な小室は、書籍や史料の謄写は勿論、日々、布告や新聞記事を記録し、『工村々舎叢書』[34]（小室家二九八四～二九八八）・『窺天録』[35]（同二九四三～二九六二）・『南木廼屋随筆』[36]（同二九六三～二九七三）など、幾種類もの製本した史料集を残している。日記[37]についても生涯の三時期に記しているが、明治八年を最後に記されていない。

明治十年代、小室は医業を廃して隠居し、五十代後半から六十代を専ら歴史の研究に没頭した。一方で、持病を抱え、外出が困難になっていくが、郵送等により近隣の古文書を積極的に収集していった。一例として、高麗大記[38]との古文書をめぐる遣り取りを見てみたい。高麗から、「久々絶拝顔候処益御清栄之由奉賀候、然は、本村内ニ有之候足利家より之軍陣着到状等、総而拾三通写置候処、御入用之趣被仰越候ニ付差上候、尤急場ニ写取候事故、文字之位置等も違ひ候間、清書いたし候心得ニ候得共、繁多ニ而いまた成功不致候間、略写侭ニ而差上候条、御判読可被下候、愚考、書中ニ笠縁村とアルハ笠幡ナルヘシ、北方ハ高麗郡ノ北方ナリ、右書類町田松五郎方ニ数代伝り居候得共、

其前、高麗氏ヲ唱へ候義ハ不相分候（後略）」（小室家二八八一―三）と十三通の古文書の写を送ってもらった小室は、後日、「過日御見セ被下候町田松五郎殿所蔵古書之写は世に稀ナル者ニ而、武門ニ所謂備子孫之眉目ト申候は此本之品ノ事なるへく奉存候、嗚呼ケ間敷候得共、病中消日ノ料ニ其時代ノ事共あら〳〵取調候間、御笑草ニ呈候、御覧後町田氏へ御投し可被下候（後略）」（小室家二八八一―二）と、高麗に対し自分の考察を書き送っている。このように、小室は古文書の所在情報を得ると、直ぐに写しを収集し、研究を重ねていった。ただ時には、小宮山綏介宛の書簡に「郵券封入諸所戸長役場へ質問致候得共、大抵緘末之身柄故返報も無之」（史料一）とあるように、肩書きのない「元貞父」というだけの差出人では、返事がこない場合もあったようである。

郷土研究の中で、上田氏・松山城跡・畠山重忠[39]・新編武蔵風土記・慈光寺[40]・古墳の出土遺物[41]などは、小室・内山・根岸・峯岸に共通の研究テーマであり、小室と内山の間でも、盛んに情報や史料が交換された。

また、好古仲間には浅草の「好古家」で骨董商の畠山如心斎がおり、古文書の購入斡旋や調査、遺物の鑑定、東京の「好古家」との連絡などに当たっていた。畠山は小室に細かな字で記した書簡を度々寄せており、それらを綴じた書簡集（『畠山手簡』小室家二五）には、当時の好古流行の様子や、古墳発掘の実態などが活写されている（史料二）。

畠山は、明治十二・十三年に峯岸と小室が尽力した慈光寺の「重忠断碑」保存修復[42]の際には、撰文を執筆する栗本鋤雲[43]との間を仲介し、また、小室が明治十三年に『古史通惑問』[44]（新井白石著）を国に献本した折には、白石の墓の調査や、活字本購入の世話をしている（史料三）。なお、この国への献本については、当時県の職員であった芳川恭助の書簡（史料四・五）と埼玉県行政文書（明二九五―二九）からその経緯が詳しく知れる。[45]

小室や根岸と親しく交際し、商売以外でも協力を惜しまなかった畠山であったが、『南木廼屋随筆五』（小室家二九六七）には、「老友畠山如心斎、旧名主馬重巽、明治十六年六月廿七日没す、行年五十三年二ケ月」と、その突然の死が書き留められている。

小室の好古関連の活動については、重田氏が前掲論文で詳しく論じられているが、ここでは、小室が長年にわたり独自に手がけていた研究テーマである『小田原北條分限帳[46]』の校正について触れておきたい。その研究経緯については、小宮山綏介への書簡下書（史料一）や、以下に挙げる『史籍集覧』編輯者の近藤瓶城[47]に宛てた書簡下書（史料六）に語られている。

小田原北條分限帳モ子細有之候テ、二十年前ヨリ心懸、七・八部捜索致候得共、大抵類似ノ者ニテ伝写ノ誤リ不少候、其中、四日市達磨屋ニテ求候古本ハ勝レタル美筆（安井息軒翁ハ高元岱ニ似タリト云）ニテ、始終倦滞ノ痕ナク、地名ノ位置モ正敷、何様心アル人ノ所持セシ者ト被存候間、修飾ヲ加ヒ秘蔵罷在候処、此事早ク同好中ノ評判トナリ、鳥羽藩ノ侍医安藤文沢[48]（今ノ香港領事ノ実父）・尾藩ノ用人間瀬権右衛門ノ二氏ヨリ再三被及懇望、不得止貸遣候処、不幸ニシテ間瀬氏世ニ即キ終ニ其書ヲ失ヘリ、是ハ今以愛惜ノ情忘レ兼、七・八年前熱海湯治ノ帰途、日金山ヲ過キ、箱根七湯周遊ノ末、湯本ナル福住正兄ヲ介シ、早雲寺蔵本ヲ

模写致候、（中略）一昨年人ノ手ヲ借リ浅草文庫本写シ取候（後略）

小室が『小田原北條分限帳』に関心を持った理由は、小宮山への書簡（史料一）でも触れている上田氏の探究、新井浩文氏が述べる祖先との関連[49]、収集した近隣の古文書を研究する基本史料であったことなどが考えられる。信頼できる一番の善本を失ったため、一旦校正を諦めた小室だったが、明治八年に持病の治療のため熱海へ旅行した際（『熱海再遊簿』[50]小室家二七一）、箱根湯本の旅館主人福住正兄[51]を介して早雲寺の『北條分限帳』を模写し、それを機に研究を再開した。その後、浅草本[53]を底本に、早雲寺本（小室家二五二七）・正龍寺本[54]（小室家二五二八）等の写本を比較して校正作業を進め、上部には調査した地名を朱書で書き入れ、明治十四年に『小田原衆所領役帳』（小室家二五三〇）を完成させ、一旦校正を完了する。

この時代、それまでは木版か写本の謄写で流布していた史籍類が、西洋の活版印刷により続々と出版され始めた。「（前略）東京一友人之発意ニ而、有志を募り、会社を結び、諸国の地誌、板本に無之写本にて伝りたるを集め、活板に仕立度目論見中ニ御座候、冑山根岸氏も、此社決定ニ至らハ百口位は周旋可致と被申候よし、未タ照会は不致候へとも、慶應儀［義］塾ニは活字もあり、有志者を募にも手順宜敷見込も有ば、多ハ交詢社ニ依托する事ニ可相成、此義行届候ハヽ錦地有志者御周旋相願度、未琢と不致候へとも、御耳打迄ニ申上置候、（後略）」（書簡一九）とあるように、根岸武香と近藤圭造（瓶城）の編纂で、明治十七年には、『新編武蔵風土記稿』[55]（小室家二七六七～二八四七）も内務省地理局から出版されていく。

以前、小室は長年苦労して『新編武蔵風土記』を謄写により収集したが、明治十七年の小宮山宛ての書簡下書（史料一一）には、「当郡及び大里・横見・男衾ハ手写、例言以下芸文迄ハ県庁写字生を役し、秩父・ガ［賀］美・新座は郡ノ総説、多摩・入間ノ内百余村浅草文庫ニ而為写候得共、今日ニ至候而は当時ノ心遣ハ画餅ニ帰し、附一笑候」と、自嘲めいた感想を述べている。なお、芳川恭助の書簡には、小室が友人である芳川を通じ、県庁所蔵の『新編武蔵風土記』の謄写を依頼した当時の様子が知れる[56]（史料四・五）。

史籍類を出版する際、編者は種々の写本を比較検討して底本を校正する。小室は明治十五年、史籍集覧を編修する近藤瓶城に乞われて、群書類従の『鎌倉大草紙』[57]に欠けている中巻の写本を提供した（史料六）。小室家に残る『群書類従巻三八二　鎌倉大草紙』（小室家二二九六）の中巻の写本部分の末尾には、小室が明治二年に渡辺真楫[58]の蔵本から、吉田意安[59]旧蔵の中巻を写したことが記されている（史料七）。なお、小室は、この『鎌倉大草紙』も『古史通或問』同様、国に献納している[60]（史料六）。近藤は小室に礼状を寄せて謝意を述べているが、その文面からは、活版史籍本の販路拡大の苦労も窺える（史料八）。

近藤は明治十六年四月、小室が提供した中巻と校正を入れた『史籍集覧　校本鎌倉大草紙』（小室家三一五三・三一五四）を出版した。近藤はその序文で「小室元長」の名を挙げ、「小室氏ノ功豈偉ナラスヤ」と称賛した（史料九）。また、いずれ小室の校正した『北條役帳』を出版したい旨を述べている。小室も強く望んだ活字出版であったが（史料一）、その後、『北條役帳』が史籍集覧に収められることはなかった。

明治十八年六月三十日、病床の小室の許に、箱根の福住正兄から思

いがけず高野山高室院[61]所蔵の『小田原衆所領役帳』の写しが送られてくる。[62]小室は直ぐに、帰省していた息子の河田孝三に謄写させた（小室家二五二九）。『校正小田原北條家分限帳全』（小室家二五三一）の後書には、この時の事が、「巨踊三百、就テ之ヲ熟読夷考スルニ、一二ノ疑ヒナキニ非スト雖モ、一得一失ハ事物ノ免レ難キ所、殊ニ斯ル古書ニ於テハ、強テ弁ヲ費スヘキニ非ス、因テ先ニ仮定ノ校本ト対照シ、彼ヲ増シ是ヲ刪リ、重テ一本ヲ作ル、本日謄写功ヲ竣ス」（史料一〇）と記されている。後書きには続けて、「余ヤ近来旧患益増進、腕痺シ脚痿シ、戸外ニ出ル能ハス、衰頽日ニ加ハリ、世ニ望ナキ身ト雖モ、期スル所ハ、他日一タヒ同好博雅ノ手ヲ假リ、王子本[63]ト参照センコトヲ希フノミ」（史料一〇）とあり、病状が悪化する中、なおこの先、火災で失われた王子本と校正したい望みが述べられている。

この『校正小田原北條家分限帳』（小室家二五三一）には、その後明治十八年九月第四日曜日付の小宮山綏介の序が冠され、小室が長年校正してきた『小田原北條家分限帳』の最終の稿本となっている。[64]

最後まで役帳の校正に心寄せた小室だったが、小宮山の序の日付から二ケ月半後の明治十八年十二月十日、六十四歳で世を去った。年上の内山よりも早い逝去であった。[65]

## （四）交換された史料について

小室と内山は、情報を交換すると共に、書籍や史料を提供しあい、自ら編纂する史料集や蔵書の中に加えていった。書簡の数は、内山が数通の書簡に対してまとめて返事をしていることから小室の方が多かったことがわかる。書籍の貸借も小室が内山に提供した方が多い。

内山が小室に提供した史料は、当館が収蔵する小室家文書にかなり残っており、特に、『工村々舎叢書』と名付けられた史料集に多く綴じ込まれている。これらについては、新井浩文氏が「小室家文書所収の中世文書『工村々舎叢書』所収内山氏文書」で各巻ごとの史料名を列記している。一方、内山が収集した書籍や史料は現在大部分が散逸しているが、その一部が当館収蔵の「大柴家文書」に残されている。[66]

そこで、本稿では、巻末に、各書簡に出てくる史料名や書籍名を採録し、「内山氏書簡に含まれる史料・書籍一覧表」として表にまとめた。当館収蔵の小室家・大柴家文書に該当する史料や書籍が推定できる場合には、文書番号を（　）内に示したので御活用いただきたい。

**註**

(1) 埼玉県における皇国地誌の編輯については、重田正夫著「埼玉県における皇国地誌の編輯過程」『文書館紀要　第十八号』（埼玉県立文書館　平成十七年）参照。

(2) 根岸武香［ねぎしたけか］（一八三九～一九〇二）は、大里郡胄山村（熊谷市）出身の貴族院議員・県会議長・郷土史家。吉見百穴の保存に努める。明治十七年より『新編武蔵風土記稿』を出版。上野図書館に胄山文庫を寄贈。父は勤皇の志士根岸友山［ねぎしゆうざん］（一八〇九～一八九〇）幼名房吉、諱は信輔、字は仁卿、通称伴七、号友山。根岸友山・武香顕彰会編『根岸友山・武香の軌跡―幕末維新から明治へ』（さきたま出版会　平成十八年）参照。当館には根岸家文書が収蔵されている。『近世史料所在調査報告一　根岸家文書目録』（埼玉県立文書館　昭和四十二年）。根岸友山関係文書は、林家文書にある。『収蔵文書目録　第二十二集　林家文書目録』（埼玉県立文書館　昭和六十一年）。根岸家の典籍類は国立国会図書館にあり、一部は当館の複製本で閲覧できる。『帝国図書館所蔵胄山文庫和

漢図書目録』参照。

(3) 畠山如心斎［はたけやまじょしんさい］（～一八八三）名は重撰（しげのぶ）、別号に泮水。国学者で幕臣。一橋家の目付役をした畠山常操（号梅軒）の孫。祖父の学を継ぎ故実に優れた。好古家・鑑定家としても知られ、浅草で骨董商を営む。著作に「刀術流祖名誉小伝」「泮水雑記」。

(4) 柏木貨一郎［かしわぎかいちろう］（一八四一～一八九八）名は政矩、号は探古斎。幕末明治時代の古美術鑑定家、収集家。文部省博物館に勤務、博覧会開催などに従事。著書に『集古印史』がある。履歴は書簡二を参照。

(5) 山田衛居［やまだもりい］（一八四九～一九〇七）名は始め致隆、号は朝日能屋・旭舎。幕末・明治時代の神官。木崎村（さいたま市）の石田家に生まれ、幼少から書画を好み、大熊渓雲に和漢学を、菊池容斎に歴史画を学ぶ。明治二年より川越氷川神社社家山田家に入り、四年に宮司となる。「氷川神社行幸絵巻」を作成した。明治五年・十三～十六年・十九年の日記が山田衛居著『朝日之舎日記』（川越市　昭和五四年）として刊行された。同書には内山作信の動向がよく記されており、新井政毅や小室元長の名も見える。

(6) 新井政毅［あらいまさはた］（一八二七～一九〇二）幼名永吉、通称甚太郎、字伯夫、号琴斎。川越の麻屋に商人の子として生まれる。尾高高雅に学ぶ。国学者・歌人・蔵書家・考証家。維新後、文部省・陸軍省などに出仕。蔵書の一部は、川越市立図書館に寄贈されている。『新井政毅氏蔵書目録』（明治十九年　六十丁）。

(7) 芳川波山［よしかわはざん］（一七九四～一八四六）名俊逸、字公晦、通称善治、後に万助、号は波山、囚山亭・晩晴楼・舎魚堂等。忍藩（行田市）儒。常陸国潮来生まれ。文政九年に忍藩校進修館に招かれた。忍に漢学塾を設け、多くの弟子を育てた。漢詩集『囚山亭百律』、『学務知要』を著す。市川任三著「芳川波山年譜稿」『立正大学北埼玉地域研究センター年報　第七号』（昭和五十九年）、村山吉廣著『忍藩儒芳川波山の生涯と詩業』（明徳出版社　平成二十一年）参照。

(8) 芳川恭助［よしかわきょうすけ］（一八二五～一八八六）は忍藩（行田市）儒芳川波山の養子。諱は俊遂、字は子良、号は襄斎。明治九年に埼玉県第一課傭となり、「埼玉県史料」の編修を担当。明治十四年に羽生中学校教員に転じ、その後、川越中学校教員となる。小室元長は波山の漢学塾の学友。小室家文書に書簡集（小室家一二二八）がある。

(9) 峯岸重行［みねぎししげゆき］号は雪畝、拙甫等。平村の有力者で、明治十年には、第五大区の副区長であった（埼玉県行政文書九一九「戸長名簿」）。隠居後は、小室と共に郷土研究に傾注した。『明治十三年親友帖』（小室家五三）・『明治十四年親友帖』（小室家五二）・［明治十七年書簡綴］（小室家四八八一）に多くの書簡が残されている。

(10) ハインリッヒ・フォン・シーボルト Heinrichvon Siebold　（一八五二～一九〇八）　フィリップ・フランツ・フォン・シーボルトの次男、ドイツ生まれ。親と区別するため、小シーボルトと呼ばれる。明治二年に来日し、オーストリア・ハンガリー帝国公使館で通訳・書記、後に代理公使として勤務する。同国の国籍を取得。日本の好古家達と親しく交際し、欧州の考古学を紹介する。著書に『考古略説』（明治十二年）がある。明治十一年に黒岩横穴群を見学している（書簡二）。

(11) 黒岩横穴群は、吉見町大字黒岩にある横穴群。金井塚良一著『埼玉県比企郡吉見村黒岩横穴群』（考古学史料刊行会　昭和四十四年）・『吉見百穴横穴墓群の研究』（校倉書房　昭和五十年）参照。

(12) 多胡碑は、上野三碑の一つ。群馬県多野郡吉井町にある。和銅四年三月、上野国片岡・緑野・甘楽郡の三百戸を割いて多胡郡を設置した経緯を記す。内山は明治八年に上野三碑を旅行し、書簡二六はその時の紀行文。『新版多胡碑のはなし』（多胡碑記念館　平成十七年）、東野治之・佐藤信編『古代多胡碑と東アジア』（山川出版社　平成十七年）参照。

(13) 小室の書簡下書を綴じた冊子（小室家二八五）には、以下の書簡が含まれている。①小室元長→近藤瓶城（明治十五年十一月）（史料六）②山崎善一郎→小室元長（明治十六年二月五日）③山崎周敬→小室元長（明治十六年三月二十八日）④小室元長→相沢志勤（明治十六年七月三十日）⑤小室元長→小宮山綏介（［明治十七年］）（史料一）⑥小室元長→小宮山綏介（［明治十七年］六月二十三日）（史料一）。

(14) 三浦泰之氏は、松浦武四郎関連の『内山手簡』の書簡三通（書簡二・八

・九）、及び『畠山手簡』の一通を、『松浦竹四郎研究会会誌　第六十一号』（平成二十三年五月発行）で解読・考察されている。また、氏は、「武蔵国の「好古家」根岸武香と松浦武四郎」『松浦武四郎研究序説―幕末維新期における知識人ネットワークの諸相』（研究代表者笹木義友　平成二十三年）を発表されている。

⑮　明治八年太政官布達により編纂された県下全域の地誌。『武蔵国郡村誌　第六巻』（埼玉県立図書館　昭和二十九年）四九四頁に該当記述がある。なお、『新編武蔵風土記稿　巻一九七横見郡之二久米田村』には、褒善者内山孫右衛門の記述がある。

⑯　塩野博著『埼玉の古墳［比企・秩父］』（さきたま出版会　平成十六年）「1　比企地方の古墳分布と研究略史」三～六六頁。

⑰　栗原信充［くりはらのぶみつ］（一七九四～一八七〇）は、江戸時代後期の故実家。幼名は陽太郎、字は伯任、通称は孫之丞。後年居を向柳原に移したことから、号は柳庵・柳閣。甲斐源氏であることから晩年は武田姓を名乗る。博覧強記で知られ、武具・馬具・古器物に詳しい。後出の鈴木真年の師。随筆も執筆。

⑱　塩野博氏前出⑯十七～十九頁参照。文久二年（一八六二）武蔵国横見村の内山信好が著した自筆本。

⑲　井上淑蔭［いのうえよしかげ］（一八〇四～一八八六）は、石井村（坂戸市）生まれ。名は英淑、通称多蔵。清水浜臣に入門し国学を学ぶ。古学・史学・有職故実・紀行・窮理学など広い分野に精通し、『石剣考』など多くの著書がある。当館に「井上家文書」が収蔵されている。『収蔵文書目録第二十八集　明星院・奥貫家・井上家文書目録』（埼玉県立文書館　平成元年）

⑳　内山温載［うちやまおんさい］（一八四〇～一八九五）は、内山作信の息子。幼くして漢学・国文学を学び、長じて玉川に産馬会社を設立した。明治十二年に県会議員に選出され、改進党に属し、初期県会の重鎮となる。温載もまた好古家であり、吉見百穴の開発にも努力した。

㉑　万葉代匠記の筆写については、『朝日之舎日記』（山田衛居著　川越市昭和五四年）に詳しい記述があり、本稿巻末の一覧表に該当頁を記した。

㉒　『大統歌』は昌平黌の教授塩谷宕陰［しおのやとういん］（一八〇九～一八六七）の著作で、歴代天皇の諡号と事蹟が暗唱できるように工夫されている。内山は親戚の鴻巣書店に頼まれ、教師用の語句の説明本『大統歌字解』（内山作信著　鴻巣書店　明治十五年）（小室家三四二六）を急遽作成した（書簡一七・一九）。

㉓　小宮山綏介［こみやまやすすけ］（一八二九～一八九六）は、幕末・明治の漢学者。水戸の人。名は昌玄、字は伯亀、号は南梁、綏介は通称。弘道館の助教、郡奉行。東京府の地理誌の総修。『古事類苑』の編修、帝国大学の史料編纂に係わる。

㉔　太田資正［おおたすけまさ］（一五二二～一五九一）の号。戦国時代後期の武将、岩付城主。

㉕　比企郡吉見町南吉見にある中世の山城跡。「吉見百穴」の南側にある小高い丘陵一帯に築かれた。長澤士朗著『武州松山城　改訂版』（吉見町　平成六年）参照。

㉖　新井浩文著「小室家文書所収の中世文書―『工村々舎叢書』所収「内山氏文書」について―」『文書館紀要　第十一号』（埼玉県立文書館　平成十年）

㉗　書簡一七に「当夏中、隣村之者より依頼、松山城跡略考相認メ候」とある。内山が、明治十四年に書いた松山城の歴史をまとめた十九丁の冊子で、表紙に「内山作信著　松山城蹟略考　全」とある。小室が訂正の朱を入れている。

㉘　内山作信著『埼玉県村名誌』（盛化堂　明治十九年）。県内の村名の読みがカタカナで表記されている。出版人は鴻巣書店の長島為一郎である。

㉙　鈴木真年［すずきまとし］（一八三一～一八九四）前名は今井舎人、源牟知良、新田愛民。号は松柏、不存。栗原信充・平田銕胤に学ぶ。幕末から明治の系譜研究家・国学者。宮内省・司法省・文部省・陸軍省に勤めた。多数の系譜集を編纂した。

㉚　『収蔵文書目録第三十六集　小室家文書目録』（埼玉県立文書館　平成九年）で、新井浩文氏が小室元長の生涯を解説している。

㉛　『学務知要』は宋儒批判の書。小室は校訂を担当し、序をものした。小

室の漢詩集『雞肋草』（けいろくそう）（小室家三三八九）に、関連する詩がある。

訪波山先生座間、賦奉時余校先生所著学務知要以上梓

不到忍城三月餘　如今相見両眉舒　方知向後姓名重　堪愧別来音信疎
浅学憂難譯蕃史　専心快比校奇書　笑談渾有熊蹯味　宜無其堂顔舍魚

其二

問尋動静卜９餘　来訪鴛鴦城裡居　浄几煮茶聞妙理　明窓酌酒校奇書
高論恵我驪珠比　謙遜向人温玉如　又是儒家大家気　紛々空理総排除

「雞肋」とは、「鶏のあばら骨は少しは肉があるので捨てるには忍びない」の意から、大して役に立たないが捨てるには惜しいものを指す（広辞苑）。『雞肋草』には、若い日の小室の心情が映されており、西洋医学を題材にした詩なども見え、興味深い。

(32) 清水卯三郎［しみずうさぶろう］（一八二九～一九一〇）は羽生村（羽生市）生まれ。芳川波山に漢学を学んだ後、箕作秋坪に洋学を学んだ。慶応三年のパリ万博に商人として唯一の参加・出品を行う。貿易商、出版人。外交面でも活躍し、ひらかなの普及にも努めた。当館には清水家文書として「わがよのき上」や出版事業に関わる文書などが収蔵されている『収蔵文書目録二十一　諸家文書目録Ⅲ』「清水家文書」（埼玉県立文書館　昭和六十年）。小室は宇三郎と記している。

(33) 天保年間から弘化三年までの波山の書簡をほぼ年月日順に貼りこみ、最後に逸した分を補い、波山の妻羅の手紙を添えている。巻子は小室家一一二三・小室家一一二二が正しい順序で、文書番号は逆になっている。

(34) 新井浩文氏前出(26)参照。

(35) 小室が文久二年から明治七年に至る触達を写した二十冊の書（小室家九四三～二九六二）。品川県・韮山県の布達・布告・廻状も揃っている。

(36) 新聞や雑誌から書き抜いた好古関係・漢詩などの記事が含まれている史料集。

(37) 『都幾川村史資料四（六）近世編　明覚地区Ⅱ』「小室家日記」（都幾川村　平成十年）一四八頁「日記一覧表」参照。小室家の代々の医者、三代小室元長（一七六四～一八五四）・四代小室元貞（一七八九～一八五八）・五代小室元長（一八二二～一八八五）には、六十余冊の日記があり、その一部が同書に収録されている。三代目小室元長と四代目小室元貞は隠居後の日記があり晩年の様子が知れるが、五代目小室元長の日記は明治八年で終わっており、明治十年代の晩年の日々は、日記からは知れない。

(38) 高麗大記［こまだいき］（一八二六～一九〇〇）字桜蔭、東駒。新堀村（日高市）生まれ。神官・教育者。大徳周応に漢学、朝岡操に詩文、平田鉄胤に国学を学ぶ。高麗大宮社別当大宮寺の住職、寺子屋の教師を務める。明治元年に高麗神社祠掌。明治六年より小学校教員。日記『桜蔭日記』（埼玉県教育委員会　昭和四十五年）を残す。

(39) 畠山重忠［はたけやましげただ］（一一六四～一二〇五）は、鎌倉時代初期の武蔵武士。畠山如心斎は重忠の末裔と称していた。

(40) 慈光寺は比企郡都幾川村（ときがわ町）大字西平にある天台宗の古刹。『内山手簡』には、慈光寺の安倍小水麿書写の大般若経、重忠碑、天平古碑（実は板碑）などの記事がある（書簡二四等）。書簡では、都幾山とも書かれている。

(41) 内山・小室が共に古墳の遺物を収集していたことが書簡八から知れる。『畠山手簡』には、畠山如心斎が、小室やその仲間に遺物の鑑定を依頼されている記述がある。

(42) 重忠断碑保存修復については、重田正夫著「幕末・明治初期「好古家たちのネットワーク」『埼玉の文化財』第五十一号（埼玉県文化財保護協会　平成二十三年）三（一）「重忠断碑」の修復と「天平古碑」騒動を参照。天台宗の古刹慈光寺境内に建つ弘長二年銘板碑に、「重忠」「秩父六郎」の文字が彫り込まれていることから、明治十二年から十三年にかけ「重忠断碑」保存修復活動が展開され、この活動に旧幕臣で畠山重忠の後裔を称する江戸浅草の畠山如心斎が深く関わったこと、修復記念碑の撰文は、当時「郵便報知新聞」の主筆をしていた栗本鋤雲であることを明らかにしている。

(43) 栗本鋤雲［くりもとじょうん］（一八二二～一八九八）名は鯤、初名は哲三、瑞見。通称は瀬兵衛。幕医喜多村家に生まれ、安積艮斎の私塾を経て、昌平坂学問所で学ぶ。栗本氏の家督を継ぎ奥詰医師となるが、職を解かれ函館に移住。その後、軍艦奉行。慶応三年外国奉行として渡仏、幕府倒壊

後帰国。幕府に重用された鋤雲は新政府に仕えずに隠退し、明治五年「横浜朝日新聞」入社、明治六年「郵便報知新聞」主筆。名記者として活躍。

(44) 『古史通或問』[こしつうわくもん]は、新井白石の問答形式の著作。

(45) 当初小室は『古史通』と『古史通惑問』の両方を献本するつもりであったが、国から『古史通』は不要と解答があり、『古史通或問』だけを献本した。後に小室は、『鎌倉大草紙』も国に献本した。

(46) 戦国大名北條氏康が作らせた一族・家臣の諸役賦課の基準となる役高を記した帳簿。『北條家分限帳』、『小田原北條所領役帳』などとも呼ばれる。十二の衆別に家臣五百六十人の役高が貫文で記され、その郷村名も併記された。八王子・鉢形など支城の衆が欠けている。小室は早雲寺本・正龍寺本・浅草文庫本・高室院本の写本を入手して校合した。また、別本として、男衾郡藤田村正龍寺所蔵の『鉢形北條分限帳』(小室家二五二八)を所蔵していた。小室は近藤瓶城に、校正した小田原北條家分限帳と鉢形北條分限帳を送った(史料一・六)。

(47) 近藤瓶城[こんどうへいじょう](一八三二〜一九〇一)名は宗元、字は君元、通称は圭造、元三郎、別号は省斎。漢学者。東京に近藤活版所を設け、「群書類従」に未収録の史籍類を、『史籍集覧』(三六四部四六七冊)として、明治十四年〜十八年にかけて刊行した。また、明治十七年、根岸武香と共に『新編武蔵国風土記稿』を編纂し、内務省地理局から出版した。

(48) 安藤文沢[あんどうぶんたく]蘭方医。入間郡阿諏訪村(毛呂山町)生まれ。通称俊介、実名忠恕、号称々、鶯谷。小室元長の祖父三代目小室元長に入門、医を学ぶ。天保元年より鳥羽藩医。小室元長は若い頃、文沢の許で医業を研鑽した。

(49) 新井浩文氏前出(30)参照。

(50) 『熱海遊暦簿』(小室家二七一)には次の三回の旅行日誌が綴じられている。①『熱海遊暦簿』(明治七年五月二十二日〜六月二十五日)、②『熱海再遊簿全』(明治八年四月十六日〜五月二十五日)、③『三遊豆記』(明治十年五月十二日〜六月十六日)。福住との出会いや早雲寺本の入手は②の二回目の旅行の時である。写し取った早雲寺本を帰路の途中で製本屋に製本を依頼した記事もある。

(51) 福住正兄[ふくずみまさえ](一八二四〜一八九二)幕末・明治の報徳運動の指導者。箱根湯本村の温泉宿を営む福住家に入籍。神道・国学にも心を寄せた。『二宮翁夜話』の編者。小室は明治八年の熱海旅行の際に立ち寄り、以来親しく交際した。福住は、明治十二年から十五年まで、年二回刊行される箱根を詠んだ歌や漢詩の小本『箱根草』(小室家四五五九―一〜六)を小室に送っている。小室が亡くなる年の明治十八年六月に、『小田原所領役帳』の高野山高室本の写し(小室家二五二九)を提供し、小室を大層喜ばせた。

(52) 早雲寺は箱根町湯本にある小田原城主・北条氏の菩提寺。北条早雲の遺言で二代氏綱が創建した。天正十八年に豊臣秀吉の小田原攻めですべてを焼失し寛永四年に再興された。

(53) 浅草本は浅草文庫の所蔵本を指す。浅草文庫は、徳川幕府の学問所・紅葉山文庫の書籍を蔵書とした一種の公立図書館。明治政府は、明治五年に「書籍館」を湯島聖堂に開設したが、明治七年、蔵書を浅草蔵前の旧浅草御蔵の米蔵に移し閲覧所を新築し、翌明治八年に浅草文庫を開館した。博物館の付属施設のため、博物館の古書画も閲覧もできた。明治十四年、上野公園に新築された博物館構内の「書籍借覧場」に移転した。蔵書の大部分は古典籍・古文書として現東京国立博物館に引き継がれたが、一部は内閣文庫として国立公文書館に保存されている。小室は浅草文庫の新編武蔵国風土記や北條役帳を、人を遣わして謄写させた(史料四・六・一一)。

(54) 寄居町の曹洞宗寺院、藤田康邦・北條氏邦の墓がある。

(55) 明治十七年刊行の『新編武蔵風土記稿』は、根岸武香と近藤圭造(瓶城)が編纂し、内務局地理局から刊行。字の部分は活版印刷、図版の部分は木版印刷の和装本。小室家にも収蔵されている(小室家二七六八〜二八四七)。当時の販売価格は高価であった。

(56) 『新編武蔵風土記』の写本作成については、重田正夫著「幕末・明治初期「好古家たちのネットワーク」『埼玉の文化財 第五十一号』五「新編武蔵風土記稿」を参照。小宮山への書簡(史料一一)や、芳川の書簡(史料四・五)にもその実情が知れる。また、『明治十三年親友帖』(小室家五三)には、埼玉県の罫紙に、以下のように県庁での所蔵状況が記されている。

「県庁蔵本新編武蔵風土記」総目録一冊、総国図説一冊、建置沿革三冊、任国革表一冊、山川名所附二冊、以上凡八冊、埼玉郡廿冊、足立郡廿一冊、葛飾郡十九冊、豊嶋郡十一冊、新座郡五冊、高麗郡九冊、入間郡廿冊、児玉郡四冊、賀美郡二冊、那珂郡二冊、旛羅郡三冊、榛沢郡四冊、大里郡二冊、横見郡二冊、比企郡九冊、男衾郡四冊秩父郡廿冊、総計百六十五冊

(57) 鎌倉大草紙（かまくらおおぞうし）は、室町時代の鎌倉・古河公方を中心とした関東地方の歴史を記した歴史書・軍記物。『新編埼玉県史　資料編八　中世四』（埼玉県　昭和六一年）所収。刊行されていた群書類従には、中巻部分が欠落していた。小室は真楫の蔵書から欠けた部分を写し、刊本の群書類従と綴じ合わせていた。

(58) 渡辺真楫［わたなべまかじ］（一八三〇～一八九一）本姓は大岡、別名に知親、号は鴎舟。江戸幕臣。前田夏蔭に国学を学ぶ。維新後、下忍村の学校に勤めた。明治二十三年「故事類苑」編集委員。

(59) 吉田意安［よしだいあん］（～一五一一）戦国期の医家、足利将軍の殿医。明に渡り最新医学を紹介した。吉田流の祖。漢詩文の大家。吉田家医学塾を称意館という。

(60) 『畠山手簡』（小室家二五―一五・一七・一九・二〇）の明治一三年の書簡に『鎌倉大草紙』を展示会に出品した記述があり、その中に「鎌倉大草帋中巻并撰文及図書局長御献本御願書写共、慥ニ御預り申上置、重而開筵之節、鑑真会へ陳列可仕候」（一五）とある。

(61) 高野山は弘仁七年に開かれたが、高室院はそれから三百数十年後、真言密教の高僧房海僧正により創建された。天正十八年、小田原城主北条氏直公が当院に潜居し小田原坊とも呼ばれる。

(62) 福住から送られた高室院本を写した史料は、『小田原衆所領役帳』（小室家二五二九）である。末尾には、「是所領役帳は高野山高室院所蔵也、与当寺秘蔵之書自異候、後為参考謄写以納之早雲寺宝庫而、其筆之者誰、即当村小学教師黒畔幸吉氏也、旧名鵜飼茂之助、前住弘堂師之甥也、以故不収潤筆資因記其志云爾、明治十六年六月　福住正兄」とある。続けて、「明治十八年七月十五日、余偶省家君々出、此書而命謄写、因揮拙筆、僅塞其督責云、河田孝三謹識」とあり、養子先の大里郡中瀬村河田家から帰省した五男河田孝三が、小室に頼まれて写したものと知れる。

(63) 王子本については『校正小田原北條分限帳』（小室家二五三一）の後書の後半に、小宮山からの書簡を抄録した解説がある（史料一〇後半部分）。

(64) 小室の研究を纏めた稿本『校正小田原北條分限帳』（小室家二五三一）は、巻頭に明治十八年九月第四日曜日付の小宮山綏介の序が冠され、末尾に明治十八年七月二十八日付小室の後書（史料一〇）が付されている。後書は字体から、代筆かと思われる。この校正本の役帳の本体部分については、福住から送られた高室本との校正を反映しているのか、或いは、明治十四年に完成させた『小田原衆所領役帳』（小室家二五三〇）のままなのかは、高室本が送られてからの期間と、小室の病状や筆跡を考えた場合、検討を要する。

(65) 内山の没年は明らかでないが、明治十九年六月刊の『埼玉県村名誌』の凡例に署名があることからみて、小室の方が先に逝去している。

(66) 当館には、「大柴家文書」の他に、「旧内山家文書」として、平成二年に購入した西吉見村（吉見町）に関する地籍図六十四点が収蔵されている。これらの地籍図の多くは、明治二十・二十一年に作成され、昭和初期に写されたものである。『収蔵文書目録　第四十八集　諸家文書目録Ⅶ』「旧内山家文書」（埼玉県文書館　平成十九年）に所収。

# 史料編

## （一）　内山作信書簡（翻刻）

（凡例）

（一）『内山手簡』（小室家一四〇）中の書簡と単独書簡二通（小室家四八八四・八〇一）を、推定差出年月日順に通し番号を振り配列した。

（二）各通に、年代の推定根拠と内容メモを付した。

（三）『内山手簡』内の綴順は、（算用数字）で示した。

（四）『内山手簡』の表紙は書簡二の前に翻刻した。

（五）文中の系図や碑文については翻刻を省略し、末尾に写真を付した。

（六）書簡中の割註やルビは、該当箇所の後に（　）で示した。

（七）欄外の文字は、〈　〉内に示した。

（八）変体仮名は、現代通用の平仮名に改め、合字も普通の仮名とした。者は（は）とし、江（え）はそのままとした。

（九）読点は翻刻者が付した。

（一〇）誤字と推定される場合は、［　］内に正しいと考えられる字を示した。

（一一）漢文の返り点は省略した。傍線はそのまま記載した。

（一二）虫損は□（虫損）とし、判読できない字は□で示した。

**書簡一　［明治十一年］九月三十日　［上田氏墓碑由来寺説外二付］単独書簡**

**（小室家四八八四）**

【年代推定根拠】去ル十五日洪水＝明治十一年九月十五日荒川・入間川・高麗川洪水で氾濫（四千六百五十戸）＝『埼玉県行政史　第一巻』（埼玉県平成元年）九六五頁。

【内容メモ】内山へ北條役帳との校合依頼、市の川川底上田氏墓碑捜索、東光寺過去帳、上田氏系図、松山経塚、日奉氏系図、松山城蹟、東光寺朱印、洪水。

度々御細書被下候所、何歟雑踏中御報不申上、右は北条役帳早雲寺本之校合は相済候へとも、蔵弐本之校合始メ候まてにて、済次第御答可申上心得ニ而及遅延、汗顔之至ニ奉存候、毎度御高説或は珍古文書等御送り被下歓喜ニ不堪、一々城跡志ニ謄録可仕、案外之美を尽し可申と難有奉謝候

七月三十日付御書中、上田氏墓碑浄蓮寺ニ無之、松山御堂畑江埋葬之旨寺説之由御申越、是ハ御堂畑とは不申、松山町地内ニ而字御堂曲輪と称し、城跡より酉戌ノ領にて、市ノ川を隔たる計の近傍ニ御座候、現今ハ不残畑ニ候へとも、其地之形状を見るに、凡三四反計も有之、四方ニ小土手を築し体にて、往昔は余程立派ニ可有之被存候、又艮ノ方市ノ川へ欠入たる体にて、渕底ニ大片石又は五輪墓碑之石数多有之よし魚猟之者抔申聞候、右畑開発之頃、艮ノ角へ石碑片付たるを渕へ欠込したるものニ可有之、依而夏日水練を雇ヒ右石引揚可申と両三年心懸候へとも、何歟差支出来、当年も手を下し不申、這石取揚、証とも可成物有之候ハヽ、速ニ御報知可申候○松沢信氏之御状并早雲寺本・伊豆村名往来（是も写し取申候）返上仕候、御落掌被下、大車院上人江古記録を預ケ置烏有ニ属し候義、嘆息ニ不堪奉存候

分限帳善本少キ物之よし諸家被申候、善本ノ見当リ候ハヽ、御通知被下度、老拙も見当候ハヽ可申上候

東光寺過去帳未タ拝見不致、速ニ備忘録中へ謄録致候

上田家系相尋候へとも更ニ無之、東京鈴木真年先生ハ系譜学ニて当時有名之人故、老拙推参承り合候へとも所持無之、憾慨罷在候○松山経塚所在御尋、是ハ右町南端より三丁許南、川越道之西傍ニ有之、拙荘年之頃は、塚上熊笹生茂り、樅の大木之下に樹候所、其後何人歟熊笹を苅払ヒ、塚上ニ堂を作リ清正公を安置し、少ク北ノ方へ樹直し申候、始メ一見せし頃ハ文字鮮に覚候へとも、清正公安置以来熊笹を苅払へ、村児之消光場となり摩滅多成行、感慨之至ニ奉存候

八月廿八日付御書中、日奉氏之義被仰聞候へとも克系所持無之、先年東京ニ而一見いたし候得とも、是も上田氏迄ハ無之、其内、田早村高負彦神社（延喜式内）の為ニ始之方計抄録致し置候間、左ニ認上候

**日奉氏系図　［系図略　写真二参照］**

又新選姓氏録天神部に「日奉連　高魂命之後也」と相見へ候得は、御書送り之古戦録欄外之書入「上田能登守日奉長則一本藤次郎」、又「氏照ノ家ハ武州西党ニテ高魂命ノ裔、日奉姓由井別当宗弘ノ後ナリ」と有之候は、調之届たるものと被存候、且去ル頃、鈴木真年之話ニ、大草紙ニ出たる上田氏は、遠祖日奉氏にて平山氏となり、又上田氏となれり、中古より元和・寛永の頃迄諸家我姓を捨て、源平藤橘の氏に換るもの多し、上田も源と称る此弊と思ハるれと、正き家譜を見すと被申候、経塚の碑ニは源と有之も、右之弊と被存候、然らハ上田も由井も武蔵七党之分ニ而、高魂尊の後、天穂日命より出て平山氏となり、由井・上田と分れ候とも、本姓ハ日奉連と被存候

○本月廿三日付御書中、松山城跡御尋、旧根小屋村のミに系り候ニは無之、旧流川・大丸・柚沢四ケ村入会候へとも、十ノ六七ハ根古屋村ニ有之候、武蔵風土記根古屋之条抄録差上候、本篇は重便可入御覧、また木呂子氏御探索御送り忝、末之方戒名ハ何方之過去帳ニ有之候哉、重便ニ御申聞被下度奉希候○東光寺御朱印之義、老拙所有元禄十四年地誌調之文書中、右寺より差出候書面ニ、松山領と有之哉之様ニ相見へ候間、何卒一見致し度、久敷心懸罷在候、写し御所蔵ニ候ハヽ、御序之節写ノ投与被下度奉願候、猶委曲重便を期候、頓々首々

九月三十日　　内山作信

小室元長先生

副啓、時下不順折角御自玉是祈候、去ル十五日洪水、錦地は如何ニ有之候哉、弊村なとハ未曾有之水ニ而、矮屋床上五六寸押上ケ、今ニ二階住居、扨々困却罷在候、以上

古戦録御所蔵之由、老拙いまた一見不致、来春頃は何卒拝見熟覧仕度、御約束申上候、御聞届可被下度奉希候

**『内山手簡』表紙　［写真一参照］**

「内山手簡　自明治十一年　　工村々舎蔵」

**書簡二　［明治十一年］十一月二十九日　内山手簡（小室家一四〇）（1）**

【年代推定根拠】当春（明治十一年）柏木政矩冑山武香氏方へ一泊、四月下旬シーボルト氏来会＝金井塚良一著『吉見百穴横穴墓群の研究』（校倉書房昭和五十年）二〇～二一頁。

【内容メモ】関東古戦録貸借、足戸地名、罫紙使用依頼、内山の名前、内山氏所蔵古文書、柏木正矩経歴、シーボルト黒岩百穴調査、上田氏・木呂子氏位牌之図。

楓葉頻ニ加色之時、錦堂益御清適恭賀々々、扨十月十七・十八両日・同廿四日御認両度ニ御出之朶雲、速飛来拝見、書籍其余御記載之通り正ニ落掌、奉拝謝候、蟠龍記無之とも大串陣并水谷家明嘸相分り、偏ニ御蔭難有奉存候、関東古戦録未タ一本も披見不致始而拝見、好書ニ候間老拙も是非一部取入度、鴻巣書店へ託シ、片仮名之方最宜旨承り居候間、右探索中いまた見当不申、若都下尋候而も手ニ入不申候ハヽ、筆工相雇ヒ御本為写度間、来春迄拝借願上候

足戸之義数人ニ尋候へとも知人無之、両三日以前騎西辺ニ大芦戸と申所有之由申もの有之、猶探索を遂御通知可申上候、県庁之御指令有之候ハヽ承り度奉願候

○指上候書状他人参考之便利罫紙へとの義、何之識事有而可認哉、嗚呼ケ間敷業態なから、任仰鉄面皮ニ書上候

名之義御尋、中古より孫右衛門・伴七一代交々称し来り、愚父ハ伴七、老拙ハ孫右衛門と通称シ候所、入間県澤令公御透［誘］引ニ而、通称を廃シ実名ニ致シ、述而篇之作信をナリノフと為訓、字ヲ好古と自ラ名ケたるに御座候、翠所は山中ニ住之名、白玉ハちと過当ニも聞へ可申歟、更々高妙之意ニハ無之、壮年之頃少ク俳諧を嗜ミ、佛頂禅師露ノ字を認メ候横物一軸取入、露の白玉と云より、しら玉の屋、又ハ白玉堂なと書ちらしたるにて、真玉に比し、或ハ孔夫子の友人白玉氏を冒シたるにハ無之、又古文書之義、如仰自分の物ハ何歟申上兼（内実ハ入御覧度とも）候へとも、遠慮致間敷旨被仰越候ニ付、畜［蓄］蔵之物不残臨写、歓而入電覧候、外ニ好キ分四葉、悪筆故筆意迄ニは不及、形状ハ大低［抵］伯仲之間ニ止り、署字・印章ハ随分念入謄写致し差上候、是ハ御

返却ニ不及、臨写之一本ハ御序之節御返却可被下候
東光寺御朱印之写御投与被下難有、近年之分ハ何も同様之認メ振り故、拝見ニも及間敷、元禄十四年御代官岡田五右衛門（当年ヨリ比企長左衛門支配ナレトモ、地誌ノ事ハ先支配岡田氏司ル）地誌調之節、高麗郡ニ東光寺無之ニ付、拙祖先孫右衛門へ調申付られ、漸々ニ而尋当り、東光寺より受取候書面抔有之、如何之義と存候所、御投之写拝見候へは、此時之調より上之御控も改り候哉ニ而、享保之証券より比企郡と直り候事歟トモ存候、且九月廿三日御認メ之御状中、上田氏位牌雛形等之未ニ、「其余大黒寄附状総而云々」と有之、大黒天を寄附セシカ、又ハ大黒印（桶川在倉田村明星院ニ真言宗法度証文アリ、神君ハ竪壱寸六分許横一寸三分許堕円ノ黒印、秀忠公ハ一寸四分余之丸キ印ヲ捺ス、此外未タ所見ナシ珍物也、是ヲ踏スカト想像セリ）を踏したる物かと愚按致シ候所、御投与之写ニは総而御朱印と有之、大黒之縁故解兼候、御序ニ大黒之訳被仰聞度奉願候
上杉家之事被仰聞候へとも老拙も聢と覚も無之、上杉畧系所持仕候ニ付写し上候、御返ニ不及、大低［抵］は是ニ而相分り可申、如仰顕定ト申名嫡家ニも扇谷家ニも有之、読書之際迷惑一方ならすと被存候
柏木探古子義御尋、東京和泉橋ニ而辻屋（旧加州侯御用達、高名ノ金満家、氏モ辻ト云）ト云者之三男ニテ、幼若ノ頃ヨリ極大細少之蛤蜊・石決明ノ殻ナド集ヲ楽ミ、総テ中庸ノ物ヲ不好、成長シテ徳川氏大工棟梁柏木氏（百俵ニ何人扶持カノ御家人ナリ）養子トナリ、維新以来官途ニ着、内務省博物館掛又浅草御文庫掛兼勤、本名柏木正矩ト申人ニ御座候、当春、上州伊勢崎近傍大室村ニ於テ古陵ヲ発キ、種々之古器物ヲ出シ、内務省へ届トナリ、右点検トシテ出張、帰途宵山武香氏方へ一泊、座談黒岩百穴ニ至ル、翌日一見ノ旨根岸ヨリ報知、悴温載出張右場所案内致シ（老拙ハ折悪敷不快打臥居、残念ナカラ出張セス）、帰省後該記ヲ新聞社ニ報セシニ御座候、方今松浦武四郎（素開拓使判官、当時非役ナリ）を継タル本州第一之好古家ニ可有之（鑑識トいへ畜［蓄］蔵トいへ）、外神田佐久間町火鎮社明地之南土蔵ニ住居被致候、其後四月下旬ニ至り、内務省より此図を取り博物館ニ備ル為、同省ノ画工山名貫義氏、県ノ照会ヲ経テ出張、同時、セルマン公使附属ノ官人シーボルト氏（克和語ニ通シ、何事モ不弁ナシト云）、洋画有名ノ五瀬田芳松氏ヲ携ヒ来会シ、三四日滞留シ、人ヲ雇ヒ埋没ノ穴ヲ発キ抔シテ、黒岩并根小屋古城址乾ノ方ナル百穴ト称スル所、一々山名・五瀬田ノ両氏縮図シ、盛ナル事ニ有之候（老拙ハ未タ不快、一日モ出張セス、感慨此事ナリ）、後六月ニ至り老拙出府、好古家相尋風説承り候所、シーボルト氏ハ神世穴居ノ説ヲ不肯、埋葬ノ痕ト認タレトモ、皇国如斯式ナシト聞キ、高麗人ヲ秩父根ニ置ト云ヲ以テ此辺ヲ秩父根ト見做シ、朝鮮古代埋葬ノ式ヲ探索ニ遣シタリトノ事、シーボルト氏ハ余程ノ冗費ト被存候、併夷人ノ狡猾可怖事ニテ、始五瀬田ヲ雇ニ一図五円ト定タレトモ、其図落成ノ日曽テ不引取、金員モ不渡、無拠十五円ニテ為引取タリトノ巷説、御笑可被下候、此穴掃除セシ時、老拙穴居ノ証ヲ書候間、御笑草ニ入電覧候、御序之節御返し可被下候、頓拝

一月念九日認ル　　内山作信

小室先生侍史

副言、時季追寒威増候へは、折角御厭被成候様是祈、扨先便姓氏録ニ日奉宿禰と申上候哉ニ覚候、扣無之不案心ニ付又々申上候、日奉連高魂命之後也ト有之候間、此段御承引可被下候、且又太田家ハ拙祖先主家故、三楽離散予メ知度候へとも正敷もの不見当、岩槻漫録と歟云愚書に此事見へ候へとも、誤り多キ書ニ而取ニ不足、広沢家譜ニ委由承り候へともいまた一見不致、系図ニは不見、然ル所、御送り被下候関東古戦録目録ニ、第十四巻目太田三楽岩附城離散併源五郎氏資戦死之事（愚按ニハ氏資ハ病死、道也ハ討死ト存候へとも）と有之、刪定ニは不見、兼而被仰聞候御近村端本御所持之御方有之趣、若右之内十四巻目有之候ハヽ、御周旋を以拝借致度、急キ候事ニは無之候間、御序ニ御聞合被下度奉願候
○関東古戦録并目録併弐巻返璧仕候、御入函可被下候
乍末、未タ御目ニは不懸候へとも、御惣容様方へ宜敷御致声奉願候、以上

上田氏・木呂子氏位牌之図皆写し取申候、元図三葉返呈仕候、以上

**書簡三［明治十二年］四月二十四日　内山手簡（小室家一四〇）（2）**

【年代推定根拠】十二月之御信書ニ御家内御不幸・・想像ニ御令閨様ニも可有之＝「明治十一年十二月後母増田氏悔帳」（小室家一七一）。
【内容メモ】小室家不幸、松窓漫録・武蔵野話依頼、関東古戦録、城跡図、江戸名所図会中北條分限帳関係部分、藩幹譜、東土産菅谷之条、内山氏古文書送付返却の手違い、散田。

窮冬并第一月御発之瑶翰速ニ降達、正ニ落掌、然ル所、迂拙義該頃より二月江懸ケ不快、絶命ニ及迄ニは無之候へとも、熱気を駈て腹痛を生し、悪寒止は下痢を起し、所謂老病ニ而、残躯寒威ニ襲撃せらるゝもの歟、六十余日火［炬］燵の山ニ籠城罷在、芳簡も一応拝見之侭ニ而経過し、嘸々御不審可有之と恐入奉存候、其後も兎角鬱閉、爽快之日は稀ニ而、凡上自ラ塵芥たらけニ相成、胤跡を止ニ至り、併当節は寒暖打交り不順とハ乍申、春分晴［清］明之頃より漸平快ニ立至り候へとも、猶懶惰貴酬遅延を重ネ、恐縮々々多罪々々、御海恕是祈十二月之御信書ニ御家内御不幸之字有之、何之御方とも分難く、想像ニ御令閨様ニも可有之歟、思想之的馳レ候へは大慶不過之、万一的中ニ候而は御残念無此上、御家族様方御愁傷之義奉察上候

古戦録目録御投し被下御厚意不浅拝謝々々、右書都下為相尋候へとも見当り不申ニ付、当春病中近辺之書生両三輩へ相託し、拝借之松窓漫録為写取候所、衍文又は誤字多ニ而校正甚手間取、漸十日許前相仕舞、実ニ高庇を以珍本を得難有奉謝候、且武蔵野話初篇は畜［蓄］蔵仕候へとも二編は無之ニ付、是も為写申候、三・四・五編迄上木と被存候、御蔵書中ニ有之候ハヽ猶拝見仕度奉存候先々便古戦録十四巻御問合相願候所、十巻以下欠本之旨被仰越、御手数相懸奉謝上候、太田家の件も種々御送り、御厚意感佩、就中、河内氏蔵本古今武家盛衰記は、岩槻城図其余諸城之図有之別而難有、当春暖日毎ニ城図丈ケ写し取申候（老拙も、右標目之書蔵本ニ有之候へとも、同名別本ニ御座候）、八王子・瀧山・鉢形・菅谷等之城図御畜［蓄］蔵之旨御浦山敷奉存候、可相成は臨写御許相願度、川越城図善図ニは無之候へとも、御蔵本ニ無之候ハヽ指上可申候、松山城趾之図は数本有之候へとも、好図は一も無之、当春之中分間縮図致し度心懸居候間、出来之上は必指上可申候、被仰聞候通り、改租丈量図定而宜しかるへくと存、昨春中一覧之所、各々持分丈ケ之彊界ニ而、高低・遠近更ニ弁し難く、城趾之形状見へ不申、致方無之候

江戸名所図会中北條分限帳ニ出る所御抄録御見セ被下難有、老拙手自ラ写し取候、然ル所、右原本不快中何方へ取紛候哉即今見当不申、如何ニも不取締ニ相当、恐怖此事ニ御座候、追而探索、見当り候迄写し置所再写指上置候間、御取置可被下候

藩幹譜御畜［蓄］蔵と奉存候、老拙所持不致、近縁之者所蔵ニ付、入用之節は借覧致候へとも、該本貸本屋本にて写し候ものニ而甚悪本、就中、三巻より九巻迄合本、三巻缺本ニ而指閊之事毎度有之、可相成は御蔵本尾張家の譜より酒井家之譜迄之所拝借御許し被下度、願敷奉存候

東土産菅谷之条ニ拘有之小泉掃部介之義更ニ所見無之、追而見当候ハヽ可申上候

先々便入電覧候弊屋所蔵之古文書写、雁皮ニ而敷写之四葉は御返ニ不及、臨写之半紙本は御序ニ御返し被下度と申上候心得之所、敷写之方御返却、臨写之一本御取置ニ相成、右は迂拙手簡認方齟齬致し候事と奉存候、甚疎漏汗顔之至り、いつニ而も写し出シ候へは出来候へとも、支幹之調旁手数を厭候へは、御序之節御返却被下度奉願候、雁皮之写は双鉤ニ御写取之趣ニ候へとも、右は呈上致度、悪筆なから入念写取、字形・署字・印章とも大底［抵］原本ニ伯仲之間と心得候間、猶呈上仕候、御採置可被下候

近頃御手ニ入候古文書写御見せ被下、御厚意不浅忝拝見仕候、能当時之風を見ニ足リ可申奉存、一々叢書中ニ書加へ申候、散田は弊村近傍ニ而は□□□（虫損）散田抔相唱ひ、小作と同様之様ニ言ふらし申候、小田原役帳ニは所見無之候へとも、古書中必拠可有之、併即今心付不申、見付次第可申上候、正龍寺什物古文書此余写し置もの有之候間、再写指上候、御返ニ不及、両三日以降抜歯ニ而疼痛有之、自分張力を失し甚乱毛［筆］、其内万々可申上候、恐々頓首

四月廿四日認ル　　内山作信

工村小室先生梧右

尚々御惣容様方へ宜敷御致声奉願候、今般返璧之書目　松窓漫録　六巻全備、
古今武家盛衰記　壱冊、武蔵野話　初篇・弐篇
江戸名所図会抄録　壱緘、古文書写　十葉
小田原役帳校合いまた残居、今般返璧致兼候間、重便迄御猶予奉願候也、右冊子函入也

**書簡四　［明治十二年］七月三日　内山手簡（小室家一四〇）（3）**

【年代推定根拠】戸主温載乍未熟県会議員之撰ニ当去ル廿一日より出県＝第一回通常県会（明治十二年六月二十五日～八月十三日）『埼玉県行政史　第一巻』九六八頁。
【内容メモ】憲定古文書・都幾山重忠之碑畧図・鉢形外三城図・畠山家畧系投与、唐子古文書、東光寺過去帳、西蔵院之古碑、武蔵野話三編以下稿本屑屋へ売却、松山城趾分間図、内山氏古文書送付返却手違い、正龍寺古文書、小水略系、峰岸断碑接続・天平古碑発見、温載県会当選の為多忙、新座郡宮戸村古墳、骨董屋遺物売却、内山源語図集・勢語図集・万葉図彙・比礼考写す。

五月二日出ニ而一書指上候後、川越并志木宿辺迄用事有之、十日余り遊歩致し居、留守中数通之朶雲飛来、変り候義ニは無之候へとも何歟雑踏、貴酬も遷延可致被存候ニ付、其段帰宅不取敢御通知申上候、其後緩々拝見之所、不相替御清適御起居之よし奉南山候、衰老義も青春之頃と引換、数日之歩行苦労も無之、却而健康を覚候間、御休意可被下候、扨憲定古文書・都幾山重忠之碑畧図・鉢形外三城図・畠山家畧系御投与被下、毎度御厚意奉謝候、城図四葉は御愛孫様之手ニ成候者之由、如何ニも美々敷出来御手際敬服、憲定之古文書ニ而は上田氏之代数抔も荒増相分り欽然々々
案独斎経塚碑ニ元亀二年七十八トアレバ明応三ノ生ニテ、東光寺過去帳ノ天正十年ハ八十九也、同寺古文書能登守規長ヲ長男トシ、假ニ廿二歳ニテ生トスレバ永正十二年ノ生、古文書ノ天正九年ハ六十七也、又同寺古文書上野介憲定ヲ規長ノ長男トシ、廿二歳ニテ生トスレバ天文五年ノ生ニシテ、古文書ノ天正十年ハ五十二也
○唐子古文書丑十月ハ天正五年ナルヘク、五郎助ハ幼名ニテ、此年四十三也
○東光寺過去帳ニ、上野守簾中トアルハ、憲定ノ妻ナルベシ
南畑村十王院維新後農ニ帰シ上田を名乗由承り、系図ニ而も有之哉と志木宿行之序相訪候所、主人公留主中ニ而何も不分、古文書も不見、系図も無之体甚残念、序ニ西蔵院之古碑（武蔵野話に見る所）一見せしに、叢の中に横り、或ハ井端之敷石ニ用ゐ、慨歎ニ不堪、水子村ニも上田氏有而、十王院同家之由故相尋候所、是も可抱腹説のミニ而可採なし、此主人之案内ニ而武蔵野話ニ云性蓮寺之古碑一覧之所、小キ五層ノ塔にて中に梵字あり、左ニ有ハ摩滅シテ不読、右之方ハ「天正三年日道」之六字ありて野話の説誤也、其傍に当寺開山之碑永正二乙丑年とあれとも、其形状元禄頃の物にて後人之作と相見可取物ニあらず
○先便武蔵野話三編以下上木有無御迅問申上候所、稿本屑屋ニ売却之由慨歎ニ不堪、該転末内野氏手翰ニ畧記有之、分限帳ニ綴付置候旨被仰聞、速ニ右帳取出し拝見之所其廉見不申、拝借中紛失ニ而は恐縮、御再考を乞
○松山城趾分間図之義、予而該村旧戸長其余両三輩相托置候所、種々之障碍有之終ニ出来不申、当春ハ是非ともと存候へとも、其内ニ草木繁茂之時ニ至リ致シ方無之、又々落葉之際迄遷延可致、一身之手ニ不成、人を雇はもどかしき物ニ御座候
拙家古文書写装飾御指加之趣、斯迄御心を被尽候義、何ソ可乞御返却、其侭御蔵書中ニ御加可被下、斯申而は自屑ケ間敷聞可申歟と懸念被致候へとも、本望之至ニ奉存候、併新ニ写し出し候ニは年歴之調等手数を歴候間、豆州より返却之後一度御見せ可被下、抄録之上返上可仕候、御申越之仁田氏扨々稀成名家ニ御座候、殊ニ江川家江年始之節、青指十疋・紙より十本献上抔、如何にも古風を存し探古之一端と奉存候
写上候正龍寺古文書御疑問は別紙ニ申上候、胄山江之御状中、小水略系任仰写し取着封、老拙持参、友山翁ニ手自相渡し申候、左ニ御承引
峰岸御氏断碑接続ニ御従事、屡御登山之由、御深志敬服、該序天平之古碑御見出し之趣、好古之因縁ニも可有之と御浦［山脱カ］敷奉存候、五・六年前、上州之三碑探訪之所、多胡は不言（別に愚説あり）、群馬・山名之両碑は同天平

之物ニ而、実ニ可尊珍碑ニ御座候、此碑と同時之名碑なれバ、太［大］切ニ保護致度ものニ御座候

慈光寺鐘之銘武蔵野話誤字有之旨被仰越、速ニ欄外へ書加申候

友ならぬ人の問来て長居すは、ひとりあるよりわひしかりけり

始て見る所の名吟如何ニも御同意、壮年之頃は気力有故歟、堪る事もケ成ニは致し候へとも、衰老之今日は兎角気短ニ相成、殊ニ此節、戸主温載乍未熟県会議員之撰ニ当、去ル廿一日より出県、留守中十年来擲却せし経済ニ関係し、或ハ農事之指図、加ニ旧村吏之役廻りを兼勤、甚ダ多端之際、風味無之長談議を蒙り、大ニ思ひ当り候義折々御座候、御笑可被下候

根岸氏ニ而新編武蔵風土記御覧之御方有之趣ニ候へとも、大里・比企は御畜［蓄］蔵、横見は当方より遣し可申約束ニ候所、未タ遣し不申故、全編は無覚束存候、先般根小屋村之分写し上候所、好もなき図故省略して差上不申、御入用之由ニ付、武蔵国郡志之図とも写し取、三葉指上候、御採置可被下、川越城図、築城ニ意なき者之手ニ成物故好図ニは無之候へとも、ケ成之図故、序ニ写取呈上仕候、善図御畜［蓄］蔵ニ候ハヽ御取棄可被下候

先般古文書中ニ有之候散田之義、北條役帳ニ無之旨申上候所、比校中、他国衆之内、小山田弥五郎之条ニ見当り候、疎忽之至御免可被下候、愚考別紙ニ書上候間、御笑可被下候

遊歩中之義申残又々申上候、新座郡宮戸村畑之中ニ古墳あり、三・四月頃持主之を発石槨を堀出せり、裡ニ陶器有、数箇と云（其余之物品有共、無雅の者にして、取得ざりしならん）、老拙も尋行一見せしに中々大陵、此辺は彼ノ立野之牧場なれば別当ト称スル牧長抔之墳墓にや、扨志木宿に骨董家あり、或日東京旧識之骨董家に此談ニ及ふ、翌々日之朝旭日未登に該道具屋一ツ之石仏（片石なりしと）を持来り、裏庭ニ入て汚穢を掃除し、荷ニ造りて東京ニ廻し、此一箇を得ば三・四日の費何事か有ん抔云しとなり、而主人ハ朝より忌々敷物持込たりと甚不平之体、迂拙是を聞て其石に文字ありしやと問に、いくらも切付たりと云、愚按ニ、本地之者不心得を察知し骨壷之蓋などに墓誌銘あるを知て、彼奸商盗奪セしにはあらさるか、若墓誌銘ならは甚珍敷物なるをと慨歎ニ不堪ざりき、夫より白子ニ至り彼石釼を一見せしに、漸廿年来之新物、殊ニ陽石之作り無雅無極、是も古代之物は好事家取収メ、此新物を以換しなるへし、牛房村之石釼も又相同し、然共少ク雅を帯たる石にて五六十年之古色はあり、籐貞幹か古物の日々湮滅セルヲ歎セシモ理也

此一書是迄相認メ候所（于時本月二日午後五時なり）、客月十八日御出之朶雲飛来、直ニ破緘拝見之所、古文書控呈上可仕旨被仰聞、前書ニも申上候通如何ニも承服仕候、併御送り候書中、迂拙筆記一二御挿入、瓦礫金玉ニ混、加ニ立派之御装、暑中とは乍申汗顔ニ不堪奉存候、右御書速ニ抄録可返呈所、遊歩中、源語図集・勢語図集・万葉図彙・比礼考之四冊（内二彦丸著、二川越山田氏著）借入有之、右写し済之後御書ニ取懸り度候間、凡積十月頃迄拝借被仰付度奉願候、乍小冊子絵図物故手間取レ可申奉存候、書余期重便申残候、不備

七月三日　　内山翠所

工村小室先生侍史

**書簡四　別紙一**

**【内容メモ】**被、山彦草紙。

御疑問之上字は迂拙疎忽之誤ニ御座候、則朱を以消却す、被の字は是迄何とも思ひ訳たす、御尋ニ而延喜縫殿寮式ヲ見ルニ、「被（フスマ）二條（別ニ七丈五尺）・綿木五屯（別二屯半）・敷被一條（一疋）」ト有テ、今ノ夜着蒲団ノ様ニ思ハル、又同式ノ内「緋帔四條」、此帔ノ傍註ニ「如裲襠也、或被也」、和名抄ニ「裲襠宇知加介、其一當胸、其一當背」ト有テ夜具ニモ非ス、然トモ衾（フスマ）ノ下ニ「被ハ衾ノ別名也」ト有レバ夜具ニ決スベシ、又被（カツギ）ト云アリ、延喜式・和名抄共ニ不見、然レトモ、中古ヨリ応永ノ頃迄ノ書、或ハ絵巻ニ多ク見エテ、無紋（其色ハ不知、想像ニ青ねリナランカ）ノ羅（ウスモノ）ニテ作リタル衣ナリ、（只一遍上人絵巻物ニ模様アルアルカツギヲ着タルヲ見ルモ外所見ナシ）、此サイテハ模様アレバ衾（フスマ）ノ裂（キレ）トスベキカ、サイタハ小裂ノ名ニテ、サキクサ・サイテ・サイタ皆同名、サイタツ

マトモ云カト覚ユ、利根川志ニ「静女舞衣のさいた」、烹雑記ニさき草とあり、古書の出所今記憶せず、山彦草紙（一名難語考、橘守部著）に有之候と覚候へとも只今手元に無之、親類共へ遣し置候間、取寄候節委細可申上候、以上

**書簡四　別紙二**

【内容メモ】散田、李紳の詩。

北條氏より四方田土佐守え与へし古文書に「野上之内金井分、拾貫文出置たり、前々散田、下地百姓無之よし申上候、如何様にも新百姓を致付可所務」、この散田といふ事了解しかたし、我近傍のものひかゐ散田と云事あれど小作のことく思ひ過せしに、此古文書には当らすと覚ゆ、延喜式の致齊、散齊の散（厳なる意なり）は猶当らす、日頃思ひ惑ふ折から、常栖翁訪れて座談の際散地と云事をいはれければ種々質問するに、常総の間秣場或は村持の地など定たる租税なき地を散地と通称し、余りものと云意なりと云れし、是に依て按るに、職原抄の散位ハ定りたる官の外と云意、閑人・散人など称するは閑散と続く字にて世外の人と云なるべく、又唐万首絶句李紳の詩に、「春種一粒米、秋成万顆子、四海無閒田、農夫猶餓死」（閑・間通して用ゆと思ハる）、礼記王製に、「諸侯之有功者取於閒田以禄之其有削地者帰之閒田と見えて、余りものと云に似たり、然らハ散地・散田は、此間田より出しなるへし、我俚言のひかゐ散田も、田主の作り余りたるを小作すると云意ならんか、又野上は秩父なれば、水田とも限るべからす、丹桂藉二の巻、正直ハ代天行化の案に「有兄弟争山田者、山木父所遺価値千金」と見えて、田は水陸田より山林までの惣称としらるれば、彼の散田は山林の荒地なるへし、北條役帳他国衆の中、小山田弥五郎の條に「伊豆川津散田方」（国府文庫文本・早雲寺本ともに散に作る、朝日家本・香匠本ハ赦に作る、我本は数に作れり）とあるは、散田の称押ひろごりて一区をなしたる名なるへし

北條役帳の上に在べし

元明史畧万暦八年の條に、短縮歩弓以求田多、是も地を田と云の証として可なり、陸放翁（范石湖）の詩に（初二の二句を遺忘す）、買田無力漸植水、近来湖面又収租、是を水中の散田と云べきか

**書簡四　別紙三**

【内容メモ】小田原衆所領役帳・鉢形北條分限録返却、中興源記送付、秋頃昇殿希望。

小田原衆所領役帳・鉢形北條分限録右返璧仕候、御落手可被下候、中興源記ハ筥之こばミに致し差上候、若御蔵書中無之候ハヽ、御覧御序御返却可被下候

藩翰譜は少々抜萃致し度候間、少し之内拝借致置候

添而申上候、予而被仰聞有之候松山町中里貞吉義、御先考名子ニ候よし（下総宝田辺ニ而は、名親百姓・名子百姓之区別有之よし）、当人も心得居候へとも、家業ニかまけ久敷参上不致、啻今壱人ニ而は如何共昇堂致し兼候ニ付、迂拙同道致呉候様ニ兼々依頼有之、承知致置候へとも、暑中は六ケ敷、涼風起次第見合参館致度存候間、序ニ御耳打致置候、以上

**書簡五　［明治十二年］七月十五日　内山手簡（小室家一四〇）（4）**

【内容メモ】カツギ・被。

過日は文予・三公ニ御托之御状両通、一時ニ御持参ニ相成拝見仕候所、御清適御起居之条奉南山候、陳は先便カツギ之事、無紋の羅又は白麻を以て作り、中古都鄙行路の時、女のカツグ物なりと（カツグはカミ突（ツク）、又擔ふカツグハ、カタツクの略語なりと云）思ひ申上候、右は春日験記、なよ竹物語、俵藤太絵詞、其余古画中に多く有之、只一遍上人絵詞に、模様ある被を用ゐたる一二相見へ候ニ付、其段申上候、其後、松山士族石田翁ニ邂逅之所、維新前、大和侯ニ随而数月西京ニ滞在せし頃、該地有位之婦人は、総てゆかたのことく大模様之被を用ゐしを見るといはれし、然らハ、先ニ申上候無紋之羅ハ更ニ当らす、不穿鑿御免可被下候、併現今右之被を用るとて直ニ無紋之説も難棄、遂

日穏当之説相尋度奉存候、右は末定之模糊説と御做シ被下度、今日松山へ幸便有之ニ付此段申上候、時下意外之炎暑ニ候所、両三日甚冷気、貴体折角御厭有之度奉祈上候、以上

七月十五日　　内山翠所

工村小室先生閣下

**書簡六　明治十三年一月三十日　内山手簡（小室家一四〇）（5）**

【内容メモ】年賀、川越行伝寺古過去帳、市ノ川川底古碑調査、小室古史通及或問献本、正中古断碑墨帖・最勝寺古文書・清水浜臣長哥、散田と范石湖の詩、埼玉県地誌略と川島梅坪。

改暦之新禧、併、祝君万歳、恐惶謹言

十三年第一月吉日　　内山作信拝

小室工村先生侍史

客歳中は意外之御疎濶汗顔恐縮、予テ残暑之候ニは参堂致度、市ノ川渕底之古碑探索之事抔拝上を期し可申上心得之所、八月頃残暑も未盛之時なから、如何之もの歟、病気ニ而腰間疼痛有之、起居自由ならす、加ニ下利等ニ而三・四十日打臥、全快之頃は寒冷之時ニ至り上堂も致し兼、啻雑踏罷在候中、十一月上旬風邪被冒、併速ニ快く、其頃川越行伝寺ニ古過去帳畜［蓄］蔵之由承り、一覧致度折柄要用出来、未タ外邪之残焔有之候へとも、押而同月廿四日同所縁者方迄車を馳セ、少労を覚候へとも格別之義ニも不存、翌廿五日八時頃より行伝寺へ罷越彼過去帳一覧、西面之座敷ニ而冱寒を堪ひ、午後一時頃漸写し畢り、縁者方迄罷帰り候所、頻ニ発熱風邪再患之体、翌廿六日惣て用談相仕舞夕刻帰宅、其後益々重症ニ至り、咳嗽甚敷平臥する不能、加ニ神経症を発し、昼夜安睡するを不得、倚懸り候而十日余りを過し、既ニ黄泉之客たらんかと存候所幸ニ快復、然とも殊之外疲労且元機［気］を失し、如小栗判官啻息を吐のミなりしが、漸々にして機力も整、一月ニも際候へは、十二月廿八日表之火［炬］燵迄起出、其後も兎角嬾く筆硯ニも大疎闊、新禧之慶も御請ニ相成、交際上之信を失し恐懼々々、御容赦是祈、併当節は元機［気］丈ケは本復致し候へは、御懸念有之間敷被仰聞候、市ノ川渕底之古碑、船を雇ひ二日程出張、彼是工風探索致候へとも、一も得不申、残念無窮、按元所在之地は、方今之深渕より三間も脇ニ成候哉ニ被存、其所は当時八・九尺も土砂を置候様ニ相見申候、如何とも致し方無之候

○古史通及或問献本之御思召立、御厚志之段敬服仕候、白石先生著書数部之内、古史通・同或問・同史疑之三部は、別而宜敷ものと兼而承り候へとも、老拙未タ一冊も読不申、御蔵書ニ御富被成御浦山敷奉存候、石田翁書抄物は至而上手ニ候へとも、如何ニも老先生ニ而辞退は尤ニ被存候（中略）

○正中古断碑墨帖御恵投、并最勝寺古文書御見せ被下、併而奉謝候、永禄二年太田三楽松山を攻取、堂山辺迄領候証ニ相成、別而難有奉存候、墨帖ニ而新徴組之態を顕したるを御注意之段、御文体感服ニ不堪、不思一笑仕候

○浜臣の長哥御見せ被下、至極面白く奉存候、つぬさはふは岩の枕詞にて、冠辞考に「仁徳紀菟怒瑳破卦以破能臂謎餓（ツヌサハフイハノヒメガ）云々、蘿這石（ツタハフイハ）とつゞきたる也、古は角（ツヌ）・綱（ツナ）・蘿（ツタ）を相通ハしていふか故、蘿（ツタ）を都奈（ツナ）とも都奴（ツヌ）ともいへり、菟怒瑳破卦（ツヌサハフ）といふは奴瑳（ヌサ）の反奈（ナ）なれば、菟奈（ツナ）の奈（ナ）を延て菟怒瑳（ツヌサ）といひ、破赴（ハフ）は蔓の這也、蘿這岩てふこと也」（摘要）と相見へ候、とりよろふは、飾の意歟、すへとほしろしは、都幾川の末遠く、白く見へわたりたるをいへしにや、先たつは、下岩根宮柱太立（シタツイハネニミヤハシラフトシクタテ）なと折々見へ候へは〈欄外）「神武紀ニ太立宮柱於底磐之根（シタツイハニミヤバシラフトシクタテ）如此傍訓セリ」〉、外に見ゆる村里に可有之、併老拙知得たるには無之、御答迄ニ書散したるに候へは、猶識者ニ御尋之方可然奉存候○御旧疾月増御不便之趣、老拙義も当寒中は別段之様ニ被存、午刻ニあらされば火［炬］燵を出難く、是ニ而も御察し申上候、折角御大切ニ御保養有之度奉存候、書外万々期永日、恐々頓首

第一月三十日認ル　　内山翠所

工村小室先生御几下

行伝寺古過去帳之写并古文書之写、別紙ニ指上候、御覧可被下、御返ニ不及候
拝借之品々、藩翰譜　三冊、工村叢書　壱巻
古文書写　九通　但壱包、外ニ関根永二君之尺牘壱通添
清水氏長哥写　弐葉、箱壱ツ、最勝寺古文書写　壱葉
右返壁仕候、猶未タ軸物之筥壱箇御預りニ相成、是ハ重便返上可仕、此外取落之もの有之候ハヽ、被仰聞度、衰老遣忘勝ニ付右願上候、以上
序ニ願上候、過般散田之愚考申上候哉ニ覚候、其内、「陸放翁の詩（初二の句遣忘す）、買田無力漸植水、近来湖面又収租」、右は記憶之侭相認メ候所、原書を見候へは甚相誤り、杜撰疎漏汗顔々々、前書紙屑籠へ御投ニ相成候ハヽ是幸、若々御取置ニも候ハヽ、「范石湖の詩に、採菱辛苦廃犂鉏、血指流丹鬼質枯、無力買田聊種水、近来湖面亦収租」と御書改被下度奉願候也
○本県地誌署上木之頃、不心得廉々親類とも蔵本へかけ紙致し置候所、如何之序ニや、梅坪先生之耳ニ入、一覧致し度由ニ付如何可致旨申来り、依之右かけ紙諸説之原本、年月日等相糺遣し候間、右稿入御覧ニ御説を伺度候へとも、未タ稿之侭ニ付、今便指上兼候、重便ニ逓送可致、必御高説御書加被下度、今より願置候、以上

## 書簡七　［明治十三年］四月十五日　内山手簡（小室家一四〇）（6）

【年代推定根拠】工村々舎叢書（二九八六）「松山町法華宗妙光寺過去帳写」に、「明治十三年四月十五日　内山作信所贈」とあり。
【内容メモ】浄蓮寺古過去帳、松山町妙光寺過去帳・武蔵風土記横見郡の部、正法寺・比企氏古文書写、古史通惑問抄録・林家将軍譜・元弘三年新田氏願文写借用希望、浅草御文庫書目中に北條役帳・小田原北條家分限帳有り、内山蔵本と校合希望。鈴木真年と埼玉県地誌の註。

客月十四日御令息様より村方教員へ御托之御状、又本月六日之朶雲とも直ニ降達拝見仕候、疾ニ御報可申上筈之所、採薪之患有之ニは無御座候へとも、兎角老衰怠り勝ニ相成御答大遅延、失敬々々恐懼々々、先以御万祥御起居之旨南山之至ニ奉存候、老拙義も漸暖和之時ニ至り快く消光罷在、御懸念有之間敷、却説予而御固旋願置候浄蓮寺古過去帳写し御恵投被下、拝謝々々、諸寺ニ在之万霊帳は、仮令正敷とも近世之体裁ニ而、確信を失ふ場も有之候へとも、御写は、巡覧記に此帳を説て、上田氏は一段高く難波田氏は低ければ臣たるべく、といへる体を失ひたるは尠く遺憾なれども、三四百年前之風を具候、如何ニも芽出度書ぶりと奉存候、上田氏綜跡も追々明瞭ニ属し喜歓ニ不堪、松山町妙光寺過去帳ニも上田氏有之由承り写取候所、近時之物ニ而参考ニは相成間敷候へ共、一時之御翫ニ入御覧候、御返ニ不及御採棄可被下候
○武蔵風土記横見郡の部御入用之旨兼而拝承、右書誤謬多候へは、寛々書入、可備雷覧と存候所、追々老衰百事懶く、とても出来兼可申と被存、其侭にて指上候、又万石以上御書判と標目有之一冊子、是ハ先頃東京幸便之序、花押薮後篇取入度申遣候所、右書無之、替りとして此書を送り来り、一覧之所、善は少く候へとも、光国公（卿）或は浅野長矩抔相見へ、且類本無之物故、添而指上候、緩々御覧可被成候
○正法寺并比企氏古文書写御投与被下、御厚志奉謝候、蓄蔵永禄の古文書ニ踏たる印は、奉書之春日氏太田之臣故、定而太田家之印ニ可有之と想像罷在、然ニ美濃守憲正之下ニ捺、此人太田系図外書ニも見当り無御座、更ニ了解しかたく奉存候、池の谷氏は松山の門閥家ニ候へとも、疾より衰微、当時ハ退転及ひ、古文書抔所蔵品も諸方へ散乱し、一も無之由ニ承り候
○古史通惑問紗［抄］録御差許被下難有奉存候、御序之節御回送是祈候、御蔵書中林家将軍譜大部之物ニ而は相願難く候へとも、小部之書ニ候ハヽ是又拝見御許被下度、元弘三年新田氏願文写欲張り候様ニ候へとも併而奉願候
○浅草御文庫書目御覧之所、北條役帳外ニ小田原北條家分限帳有之ニ付、蔵本ニ校合可致旨被仰聞心懸居可申候、幸ニして一善本を得候ハヽ、御回送可申上候、書余期他日、恐々拝具

四月十五日　　内山作信

工村小室先生侍史

再啓、東京鈴木真年と申国学者、本県地誌へ朱を入候由承り候ニ付、蔵本江も認メ呉候様頼ミ置候、右書返り次第、愚説も相添重便ニ可入御覧候、以上

**書簡八　［明治十三年］四月三十日　内山手簡（小室家一四〇）（7）**

【年代推定根拠】忰温載議員之名を穢シ居去ル廿四日出立＝通常県会（四月二十八日～六月二日）『埼玉県行政史　第一巻』九七一頁。

【内容メモ】道也と源五郎、古史通・或問借用、古器物蓄蔵状況。

本月廿日・同廿三日両度御発之尊墨速ニ降達、正ニ落手、直ニ拝見之所、太田氏之義巨細御調御投与奉謝候、如仰風土記之説、源五郎永禄九年戦死は難請奉存候、聢とは難申上候へとも、先年岩槻何記と歟目する五・六巻之書一覧之所、［道］（欠カ）也是は戦死、源五郎は夭死と有之哉ニ覚候、殊ニ、三楽斎天正十九年七十歳ニ而卒と松窓漫録ニ相見へ、近古人之一世は平均大凡廿年位之よし、拠之推之は、三楽廿歳ニして道也を生ミ、道也廿歳ニして源五郎を生時は、源五郎永禄三年之生也、永禄十年ハ八歳、戦死之年齢ニ非す、夭死之説可然歟、風土記之撰者、道也と源五郎を取違ヒ候ニも可有之歟、併此辺永禄年間太田家管轄は、御投与之古文書ニ而明瞭と奉存候

○古史通并或問箱入ニ而御贈被下慥ニ落手、難有奉存候、如仰本篇は購求可致、或問は頻ニ老嬾を促し候へとも憤発抄録可致、併右之訳故長く相懸り可申候間、秋季ニ至迄拝借御差許被下度奉希候、

○予而好古家之御義は奉窺候へとも、古器物御蓄蔵は如何被為在候哉と存罷在候所、日外隣村鈴木竹湾と申儒生尊堂ニ推参、種々拝見之由面唔、扨々御浦山敷奉存候、老拙義も少々心懸候へとも更ニ集り不申、漸古鏡二・三面、頭槌釵・宝珠鐔・韓銜・鍍金之仏像抔蓄蔵致候へとも不足為珍、近来甚古物流行、本月ハ観古美術会有之趣故、出府一覧致し度心懸候所、想像より十日余も早く県会御発ニ而、忰温載議員之名を穢シ居、去ル廿四日出立、其前後雑踏、終ニ本意を失ひ、却而留主を預り日々俗事担当、残念万々ニ御座候、近時好古器物之書ニ而は撥雲余興宜敷由ニ付、一帖取入置候、御蔵書中若無御座候ハヽ、御申越次第指上可申、御慰ニ御覧可被成候、先は両度之御状御請迄、乱書御仁恕奉願候、謹言

四月三十日　　内山信拝

工村小室先生侍史

二啓、折角時季御厭有之度奉祈候、以上

**書簡九　［明治十三年］五月二一日　内山手簡（小室家一四〇）（8）**

【内容メモ】風土記訂正、万石以上書判虫喰、浅草文庫書目・新田氏願書写・信玄古文書写、松山浄福寺・松陵翁と漢詩、川越松山巡覧記、撥雲余興・馬角斎茶ノ記（松浦武四郎著）。

四月廿八日附之朶雲五月五日飛来、五月十四日付芳札翌十五日降達、一応拝見仕候へとも、忰他出中ニ而兎角雑踏罷在、拝借之御書も空敷架中ニ秘メ置未タ一葉も拝見不致、老後之多事御憐察可被下候、漸昨今纔ニ得閑、熟々拝見仕候所、御回送申上候風土記些々之日数ニ而抄録御仕揚之由、御手廻し敬服仕候、右書愚奥書林氏之名魁と書しは誤ニ而、衡ノ旨被仰越奉謝候、速ニ書改可申候、素想像ニ而相認メ軽率之至汗顔仕候、又右書中御掛紙「時氏恐クハ晴氏歟」、御説ノ如く晴の誤ニ可有之、原本も如此、加ニ此段「続テ鎌倉管領ノ時ニ至テ、家人ヲ置テ北口ノ固トス」ト云ヘバ扇谷家也、「管領時氏、老臣両上杉」ハ古河公方ヲ云ニ似タリ（時ハ晴ノ誤トシテ）、而シテ天文十五年ノ頃ハ管領ハ山ノ内上杉憲政ナリ、又「管領家ノ侍岩槻ノ太田氏」、此管領ハ扇谷家ヲ云カ如シ、纔之間ニ三管領ノ字有テ、其趣意異ナレバ、解難カ如シ、若「十五年四月」ノ下「古河公方晴氏」ト改メナバ、快ク意通ル哉ニ被存、林氏之撰ヘ吻ヲ入ル義如何ナレトモ、兼而懸紙ニ而も致シ度存候へとも空敷打過、御掛紙ニ而心覚之廉申上候、御掛紙「経、恐径誤歟」、「鐘ニノ鐘、恐銘誤歟」、是ハ抄録ノ際迂拙之誤ニ可有之、「永和、永仁」原本如斯、此右今見へ不申よし、正ニよしなし、「今泉負田」請負新田ノ脱字、「龍音寺始ニ龍漏」ト有レバ誤字ニ決スベシ、然トモ村方梅松寺なと院ニ作ル、如此誤り原本ニ多く有之候へとも、勤而原本之侭ニ写置候間、左ニ御承引可被下候

○万石以上書判虫喰多ニ付、外書へ波及可致哉、御念書難有、如仰荘［装］を改可申候、夫迄も他書ニ不為混雑様注意可致候、且十四日御書中、右書中懸紙之内、会津祖公と記候は迂拙例之疎忽ニ御座候間、速ニ書改可申、毎度御厚意万々奉謝候

浅草文庫書目・新田氏願書写・信玄古文書写御回送被下拝見仕候、両古文書ハ写取度候へとも、雑務取紛未タ着手不致、何卒御気長ニ拝借奉願候、京都将軍家譜はいつニ而も宜敷候間拝見御許被下度、献本御聞済之御指令到来之旨慶賀々々、且又先般御回送相成候古文書包紙ニ献本御願書ニ可有之と被存候反古有之、一読之所如何ニも感嘆ニ不堪御文章ニ候へとも、具備不致残念千万、御序之節全文御写し御投与被下度奉希候

○松山浄福寺ニは考証ニ可成ものも無之様子、右寺は弊家縁故有而、納もの寄附免抔有之ニ付代々懇意、就中了栄翁（松陵、又双清子ト号ス）は老拙一歳之長者ニ而当年六十五歳ニ相成、幼年より厚く交り候所、当春仆、世一益友を失ひ、片臂を断れ候思ニ御座候、此翁仏書而已ならす、随分漢籍も委敷、維新以来は国書ニ心を寄セ、頻と旧事記を唱ひ（未タ誤ヲ見分ル眼力ハ無歟）、弊邑近辺ニ而之学匠ニ有之、併文章は学文より劣り、詩ハ壮年之作宜敷、三十四・五年以来は仏学を宗して、好詩ハ稀ニ候へとも、折々堪感候事有之、十四・五年前、松山石田翁村方ニ偶居、近辺之子弟を集め素読を授る際、生徒引立之為メ月次詩会催し、野本村了善寺（古香ト号、方今近辺ニテノ詩匠）・老拙抔打混り悪詩を作り出し、松陵翁ニ添削を乞候所、古香子春晩即事之結句ニ、落紅満地尚春痕トセシヲ、満地ヲ刪リ狼藉トセラル、愚案ニは狼藉ノ方劣り、満地ノ字一詩中ノ字眼トモ被存、古香子モ同案故其旨翁ニ質セシ所、夫ハ詩ヲ見ル眼無也、字ノハマルトハマラザル有リ、此所ハ狼藉ノ字克ハマル所ナリトイハル、然トモ先入猶不脱、枕山・尒洲ノ両先生へ満地・狼藉ヲ二行ニ書シ乞正斧試シ所、何レモ満地ヲ消却セラレ、始テ視詩ノ眼無ヲ知ル、如斯義時々有之随分之学者ニ候所、当春物故残念千万ニ御座候

○巡覧記御尋、霊場巡覧記ニては無之、川越松山巡覧記ト申書ニ而、著者は江戸人独笑庵立義、国学者村山氏ト同シク、文化十五年ノ夏、三芳野の里・吉見・岩殿・比企・岩殿・都幾山又川越ニ出テ、富村多聞院ヨリ小金井（此所ハ諸書ニ出るを以て記さす）ヲ過テ江戸ニ帰ル道ノ記ニテ、標目ノ俗ニハ不似地誌ノ志深ク、学者ノ作ト見エ候書ニ御座候、板本ハ無之哉、美濃紙ノ写本三巻ニテ所々実景ノ図挿入タルヲ、先年一覧所々抜粋致置、全本ハ所持無之候

○先便申上候撥雲余興御覧可被成との御状故、右之外写し置候もの一冊、并馬角斎茶ノ記壱冊指上候、緩々御覧可被成候、書外期他日、恐々謹言

五月廿一日認ル　　内山作信拝

小室元長先生閣下

余り冗文不可堪御覧、恐入候也

## 書簡一〇　［明治十三年］七月十九日　内山手簡（小室家一四〇）（9）

【内容メモ】将軍譜、法華八講、慈光寺一品経、秩父郡火の雨塚・石橋村八幡の石室、義臣対話、小室細川山名送高良山状写、西山遺事、御和談記・総国武蔵風土記残闕・豊後風土記。

再三芳翰拝見之所御請不致数日打過、交誼を失し多罪々々、定而御不審も可有之、右は拝借之惑問写し出来候上御報可申上心組ニ而、六月十四日より着手致し候へとも更ニ捗取不申、漸昨日中巻を仕舞候位ニ而、校正旁いつ落成可致も難計ニ付、一先御請ニ及候、新篇風土記速ニ御仕上ケ之手際ニ做可申と気込候へとも、老力加ニ雑踏中々及不申此場ニ立至り憾慨不少、愈御清栄御起居奉南山候、老拙も幸ニ瓦全御懸念有之間敷、扨相願候将軍譜拝見之所、古風之点ニ而発明する事多、考証ニも可相成と老拙も一部取入申候、是も先生之庇蔭と奉謝候

○法華八講之事御下問ニ候へとも更ニ弁ヒ不申、年表抄録之朱点是又同様、宜秋門院は山咲日記にて事足り候へとも可成は慥ニ致度、何帝之后妃か、大日本史ニ而調候ハヽ可訳存候へとも該書所持不致、益友中群書類従半部蓄蔵之者有之、右之中ニ後嵯峨院八講之記有之候ハヽ借寄取調可申、右二部之書ニ而大体明瞭可致と存候へとも、書に乏しく慨歎ニ不堪、又一品経寺贈之清和帝と称するは、羊大般若貞観十三年と奥書有より、同時代之者と想像シたる説ニは有之間敷候歟、御高按之ことく後嵯峨院宸筆ニ相違有之間敷、此時代関東之勢強く（頼朝鳩を愛セは禁中鳩を飼ふ）、清盛之時厳嶋ニ行幸あらせられしことく、関東之寺院江一品経を納められしに可有之と被存候

○相州大磯駅岩窟之記はいまた承知不致、秩父郡火の雨塚は往古之陵墓ニ可有

之歟、老拙享保年間徳川氏ニ而山陵調之図壱冊蓄蔵、該書中火之雨塚之石室ニ似たるもの二・三相見へ候間御覧ニ入候、外ニ七・八年前、男温裁石橋村八幡の石室探討之頃記し置候もの一葉、御参考迄ニ呈上仕候、太古の野民穴居の痕と大陵之石室内大体同し様ニ被存候

○義臣対話拝見御差免之旨難有、珍本ニ候へは写し置度存候へとも、日本後紀之善本を見付候ニ付、蔵本江校合致し度、依之来春拝借被仰付度奉願候

○細川山名送高良山状写御投与、珍敷もの故早速叢書中被綴込候、長谷川先生何方ニ而御抄録ニ相成候哉、御聞置ニ候ハヽ後便承知致度、又或問之跋外二通是又御贈被下拝謝々々、或問出来之砌綴添可申と存候

○西山遺事是も来春拝借写し度、先年片仮名本（五・六巻計と覚ゆ）一覧致候事有之、御書とは同名別種之様ニ被存候、公之押字も恒山真形之外普通之形なるもの有之、写置候と存捜し候へとも見へ不申、見当次第可入御覧、男温載方へ之御状速ニ降達拝見、老拙より宜敷御礼申上候様申出候、書余期重便、頓拝

七月十九日　内山作信

工村先生台下

時下折角御厭有之度、末なから御家内様江宜敷御致声是祈、却説前書申上候将軍譜取入一覧之所、豊公神祖御和談之段、小幡勘兵衛景憲が筆記せし御和談記之趣ニ而、詳察ならさる迄ニ被存候、該書ハ余り無もの故、御蔵書中難計候へとも乍序差上候、長日之御慰ニ御覧可被下候、又総国武蔵風土記残闕并豊後風土記御所蔵ニ候哉、稀成物故相伺候、御蓄蔵無之候ハヽ御回シ可申上、丁数些少故御写録可然と奉存候、拝借もの多有之候へとも、或問校正了迄拝借致置、一度ニ荷造り返上致し度奉庶幾候、以上

**書簡一一　［明治十三年］七月二十五日　内山手簡（小室家一四〇）（10）**

【年代推定根拠】明治十三年五月三十日『華族諸家伝上中下巻』鈴木真年著北川常蔵外刊行（小室家三〇五八―三〇六〇）。

【内容メモ】鈴木真年『華族諸家伝』

酷暑之候ニ候へとも差而猛烈と申ニも無之、農事ニは如何可有之歟難計候得共、先凌克奉存候、乍去折角御厭有之度、迂拙も無事消光罷在、御懸念被下間敷、却説予而御案内之新板古史通之序者鈴木真年、此度華族太古祖先之錯誤或は弃已人々随ふ等多有之ニ付、取調上木之旨兼而及承候処、今般製本出来送り越候ニ付披見之所、普通之系図とは別段之所も相見、先ツ新説ニも可有之歟と存候間、一部取寄呈上仕候、御架書中ニ御加被下候ハヽ本懐之至ニ奉存候、鈴木真年氏は当時系図学ニては闔国一人ニ可有之歟、往代といへ近古といへ余程委敷人ニ御座候、書余追々可申上候、頓首

七月廿五日　内山翠所拝

小室工村先生閣下

今日は松山町ニ而連合会云々ニ付先生方集会之由故、差懸り書状相認メ、乱書御仁免可被下候、匆々

**書簡一二　［明治十三年］九月九日　内山手簡（小室家一四〇）（11）**

【内容メモ】慈光寺一品経（泰平年表、法華八講、宜秋門院）、利仁将軍系図、田村丸系図、比企郡岩殿山縁起、栗原柳庵と武蔵七党之系図、鈴木真年と日奉氏系図、須原屋源助談話（『学務知要』序と小室）、小室月輪村土器砕片を贈呈、とりよろう（『万葉考』）。

数回之御書翰雑踏ニ取紛碌々御答も不致段、失礼不過之多々罪々、御容赦是仰、時下冷気相催候へとも、定而御平安御起臥可被為在、奉南寿候、老拙義も不相変瓦全、御懸念有之間敷、扨先便申上候法華八講之義友人所蔵之群書類従取調候処、該部無之残念致方無之、又先々御来書太［泰］平年表御書抜之末、御朱書之通り、土御門院国忌を迎ひ、後嵯峨院震［宸］筆法華八講を修せられしに相違有之間敷奉存候、〈（欄外）「土御門忌十一日、然ニ東鑑ニは十二日と作、紹運録ニも十一日に候へは、御考之通東鑑誤なるへし」〉然るを、時山之宝物法華経筆者目録ニ、文永七年之奥書有之も、後嵯峨帝法華八講ニさら〳〵関係無之所、名録中御所と有は該帝之御震［宸］筆ニ可有之旨、御答申上候哉ニ覚候、全迂拙誤解ニ候間御取消被下度、右目録中之宜秋門院は、紹運録中、後鳥羽院皇女春華門院・嘉陽門院之両内親王之肩書ニ、母ハ宜秋門院と有之より、

尊卑分脉を点検之所、光明峯寺殿叔母ニ相当り候へは、其頃之帝王之内歟、又頼経将軍抔之書を御所と記候哉ニ被存、別紙之如く累系を作り縁由を探り候へとも、夫と覚敷廉も見当不申、先文永七年十一月廿四日註之とある目録之奥書より、宜秋門院之崩、暦仁元年は三十三年前也、然は此目録は後ニ作りし事不可疑、後鳥羽院は中宮より一年後ニ崩御なれば、中宮法華を写す故なし、又後鳥羽院を彼云御所と見做し、其先帝を探れは、安徳・高倉・六條・二條之四帝なれとも、中宮写経之拠セ見へす、建久三年、後白川院崩御之時は、鎌倉幕府に於て震［宸］筆之法華を板に鐫て供養せし事東鑑ニ見へ候哉ニ被存候へは、京都ニ而は書写して納しと云んも、帝御位之時なれはよしとセんも、未タ宝算十三四、后ニは廿一二、写経覚束なし、仙洞御所の時とすれば、七年の国忌は建久九年ニ而宝算十九、御譲位之年なれハ此御事如何あるへき、十三年の御忌ハ宝算廿五、十七年ハ廿九、廿三年ハ三十七ニ渡らせられ、御写経被為在しも不可識といへとも、年隔て日々に疎と云語ニ叶はす、又頼経将軍を御所と見做セば、建保六年之生ニ而、暦仁之頃廿歳以上ニ成給はざれば写経之御心起るまじ、然ニ御兄良実公は将軍より後ニ薨せられ、教実公は文暦二隠れさせられ、未タ写経之年齢ニ至らす、父君峯殿は建長四薨御なれは、写経穏当之齢なれとも、宜秋門院崩る後なり、良経公は建永元薨ぜられ、将軍いまた生れ給はす、月輪殿は後鳥羽院の御舅ニ而、承元々年四月薨ぜられ、此時仙洞ニは（宝算十九の時御譲位也）宝算廿八、宜秋門院三十六ニ当らせられ、写経穏当之宝算なれは、翌二年四月抔、又は七年の御忌建保元年抔に、御舅の為に写経せさせられ、関東帰依の時山に納られしものか、何れにも、後白川院か月輪殿かの御為ニ、後鳥羽帝中宮院とも写経あらせられしに可有之、併憶測迄にて証とはしがたし、願くは御序之節彼目録御写し御投し被下間敷哉、不残拝見致し候ハヽ少しは引合候所出来可申歟と奉存候

○利仁将軍之系、任仰尊卑分脉を以相認メ指上候、田村丸之系は田村氏畧系ニ而御間ニ合セ被下度、老拙該系一紙も無之、分脉にも善系不見、丹波氏之系不案心ニ候へとも、序ニ書上候、御参考ニ相成間敷御取棄可被下候

○比企郡岩殿山縁起に、田村丸・利仁之二将軍を混したるかと御書ニ有之候へとも、該山のミならす、野本村無量寺境内に大塚あり（凡直径十五六間許、高サ五六間許、按往古の墓陵に必セリ）、上ニ田村将軍を祀る、俗是を将軍塚といふ、寺僧伝へ云、其略ニ、将軍東夷征伐之日、悪龍有之民庶を害す、之を殺んとすれとも、住所を知ニ由なし、故ニ観音ニ祈リ、夏日雪を降しむ、将軍此塚を築く、爰に上り四方を望む、雪解沢の雪消て、悪龍の在を識り、是を殺て民害を除と、然ニ其山号を利仁山と称す、田村丸東夷征伐は桓武の御宇にて、嵯峨帝弘仁三年卒す、利仁は醍醐の御宇、延喜・延長の人なり、凡年暦百弐三十年を隔ツ、田村将軍利仁といふ人なりと想像せしにや、浮図氏の杜撰いツもはや

続紀延暦十年正月己卯の条に、遣正五位上百済王俊哲、従五位下坂上大宿称田村麻呂於東海道、従五位下藤原朝臣真鷲於東山道、簡閲軍士兼検戎具為征蝦夷也」此時なり

○壮年之頃、栗原柳庵を訪候所、武蔵七党之系図、四五百年前之古写本也とて秘蔵之体ニ而被為見候へとも、其頃何之心得も無之空敷見過し、近年に至り甚残念、両三年前鈴木真年を訪ひ右之段申出候所、写置由被申候間、再写相頼候へとも中々出来不申、漸ニ而当春来着、一覧之所（先年一覧之書とは、少々違ひ候哉之念慮有之候）、日奉氏之中ニ（此氏姓氏録之日奉とは別にて、下総海上国造より出て、池田日奉直と云と真年云り）上田氏有之、又小川とも申、其末ニ直字着たる名多く相見へ、案独斎祖先安戸ニ住セし由も有リ、香花院ハ御堂也、皆小川之近傍、名も直字を用ゐ候へは、其連続は雖不知、無疑日奉氏ニ可有之、尤源姓之由ニ候へとも、同家之大石氏も源姓ニ改メ、且其頃貴姓を冒事流行と被存候へは、上田氏を日奉ニ見認候而は如何可有之、仍而該書該条を写し御覧ニ入候、可否御高案奉希候、（其写し御返ニ不及候）

○過般御書中、須原屋源助云々御尋之所、老拙一面識も無之もの、啻悋温載当春鈴木真年之宅ニ而邂逅之由、然ニ右源助商用ニ而上州前橋迄罷越、乍序冑山根岸公迄推参之積り、格別之廻りニも無之由承り候とて、先月中来訪せられ、時下日哺ニ迫り一泊ニ相成候ニ付、御来状之趣を以質問致し候所、当源助、幼年之頃より御旧識之源助養子ニ候所、去ル（其年月を遺忘）火災より家政衰ひ、

旧来住宅之裏ニ寓居し、不相替書肆は致し候へとも小売は格別不致、仲間取引専門ニ致し居、彼赤痢ニ而相果候源助娘ニ一女子有之所、当源助妻故、旧源助之養子なれとも、妻之続を以、手書の源助ハ祖父ニ相当リ候よし被申候、且此妻君大学者の様子、惜哉、疳症ニ而歩行自在ならさるよし、右談話中、其御方は忍城波山先生御続合之御方ニは有之間敷と被申候間、学務知要ニ小室笠山と有之御方也と申聞候所、不得拝顔候へとも、兼而御高名承知罷在、且旧御得意様之義故、御出府之節は見苦［敷］とも御尋被下度旨申上呉候様、呉々依頼ニ御座候

○指上置候書弐冊御返し正ニ落掌、御和談記江御高案数条御書加へ被下候よし奉謝候、何歟取紛いまた拝見不致、定而御高説可有之と楽ミ罷在候、月輪村土器砕片御贈被下、是又奉謝候、熟々一覧之所、齋瓶缶・手くじり等ニ而は無之、必立物之砕と奉存候、小陵之立物は皆小細なれとも、此立物ニ向て想像するに、大埴輪と相見へ候へは、其陵墓は大陵ニ可有之、石棺ニは玉類・金環・古鈴・古鏡等必在中と奉存候、些細之物故、無心連中相発、不認ものニ可有之、残念千万ニ奉存候、大磯岩窟之義は少々不審之廉も有之候へは、追而可申上候、書余後期にゆつる、拝具

九月九日　　内山翠所拝

小室老先生閣下

副啓、過般浜臣長哥の詞に、「とりよろう」の解、飾の意歟と申上候様ニ覚候、右は或哥の傍註ニ飾と有之候より申上候所、此頃、夜間万葉考を繙候所、トルは辞のことく、ヨロウは宜きに同し、山の形の足りとゝのへるをほめたる也（此意、別記に委しくあり）と有之候へは、拙答之書反古籠へ御投ニ相成候へは幸甚、若御取置ニも候ハヽ、「飾の意歟」御取消、「宜きの意」と御書添被下度奉希候

此ちらし川越より届来り、最早〆切後ニ相成候へとも、少は後れても宜敷由故、御出唫被遊候ては如何、老拙詩はとても出来不申、腰折にても出し候が老人相応ニ存候、届所は川越町川越銀行へ御届ケ可然奉存候

**書簡一二　別紙一**

【内容メモ】文書・書籍返却、与呂布（『万葉集目安』）。

別帋

一、古文書写弐通、但竹簡ニ入、外ニ明箱壱ツ添
一、古史通壱巻、同惑問壱巻、合弐巻箱ニ入
一、京都将軍譜弐巻、但当板付壱封
一、当板　壱枚

右返上仕候、御入箱可被下候、外ニ武蔵風土記残闕・豊後風土記合本壱冊差上候間、緩々御覧可被遊候

右之外、義臣対話・博物館書目・当板壱枚未拝借致置候、外ニは残り候御品有之間敷と存候へとも、若取落ニも相成候ハヽ、無御遠慮被仰聞度奉希候

添而申上候、万葉集目安に与呂布の解有之候間書添候

与呂布、とりよろふとも云て、物の具足するをいふ、甲冑をよろひと云も是より云にて、甲冑と分云は後の転訛なり、さて、用語によろしと云も物のとゝなへしを云なり

**書簡一二　別紙二**

【内容メモ】丹波氏系図

**丹波氏畧系　［系図略　写真三参照］**

坂上の系図一も所持不致、啻尊卑分脉中に此系のミ見へ候へとも、正しからさる様ニ被思候へとも序ニ書上候、御参考ニは相成間敷御取捨可被下候

尊卑分脉は誤りある書なりとて、鈴木真年なとハ不取様ニ候へとも、僕等の如きは、是等ニ拠候より外致し方無之、書上候義ニ御座候

**書簡一三［明治十三年］十月一五日　内山手簡（小室家一四〇）（12）**

【年代推定根拠】「明治十三年八月二十一日代匠記廿五本水村精ノ実家久米田村内山氏へかして写サシム」山田衛居著『朝日之舎日記』（川越市　昭和五十四年）三二頁。
【内容メモ】大森氏所蔵古文書、万葉代匠記写本作成の経緯。

頻ニ秋冷相催候へとも、御障もなく御消光可被為在と奉南山候、老拙義も幸ニ瓦全罷在候、御懸念有之間敷、却説高麗郡大森氏所蔵之古文書、親類ニも続合之故を以真物を一覧、実ニ宜敷相見候ニ付写取候間、御慰ニ入電覧候、此四葉之外家系も写し候へとも験度廉も一二相見へ、好系図ニも無之ニ付指上不申候、併御望ニ候ハヽ重便指上可申候、右写呈上致し度存候へとも、此節甚閙敷影写致し兼候間、御覧済之節御返却有之度奉希候

前書閙敷とは隠居之身として不都合之至ニ候へとも、右は先年浪花の契沖阿者［闍］梨万葉代匠記を作り上木して世に公にす、後其説の心に叶はざりけん、代匠記四十六巻拾遺四巻、合て五十巻に書改め草稿の侭持りけるを、水府光国の卿大日本史校訂に該阿者［闍］梨を召れけるに其書を携ひ行れ、如何なる故由にや彼稿本水府に伝れるを、塙検校聞および一覧を乞れけるに、未た稿を不脱もの、はた閙外不出之書也とて許されす、然とも和学講談所を設けられし頃なれバ、其筋を経て乞写され秘置れしを、徳川氏瓦解の際、川越町麻甚先生之手ニ入、山田衛居主預り置れけるに、此際、塙氏当主家伝の珍書なれば、価を不論買戻さんとの談し有之、天下啻二部の書なれば、協力して一部を写し止めんとて、衛居子より廿五巻を托され、近隣之書生数輩に分賦し、老拙も四冊写し揚候へとも、美濃紙半片十一行、一行廿七の字の細書、一巻五六十葉故、衰老之気力には及かたき書にて大困難、猶校合ニも余程掛り可申と日々気閙敷罷在候、此衰老ニ至り不入事なりなと家族ともニは被笑候へとも、是も楽ミの一端歟と奉存候、閙敷議訳不計長文ニ相成、定而欠伸御発可有之と奉存候、謹言

十月十五日　　内山作信拝

工村小室先生閣下

**書簡一四　［明治十三年］十月三十日　内山手簡（小室家一四〇）（13）**

【年代推定根拠】愚二男・・昨秋より発起し・・私立川越銀行を興し、金五万円を募り省県之許可を得て本年一月開業＝明治十三年一月二十日私立川越銀行開業『埼玉県行政史　第一巻』五六六頁。
【内容メモ】私立川越銀行、丸善早矢仕有的経歴。

中里貞吉氏任乞一翰拝呈仕候、時下秋冷相増候へとも、御多祥御起居可被為在奉南山候、老拙義も幸ニ瓦全、御懸念有之間敷、伸は、愚二男川越町旧親類水村氏相続為致置候所、昨秋より発起し、東京丸善社銀行・横浜正金銀行（但、丸善社中之由）之方法に倣ひ、私立川越銀行を興し、金五万円を募り、省県之許可を得て本年一月開業（国立は政府へ積金を備置、銀行札を下附せられ是を施行す、私立は此事なし、其余百時官之保護を受る事国私別なし、此義御案内ニ可有之候へとも為念申上候也）、然とも、資本金不多は差支勝故、今般五万円之増株願中之所、松山町ニ於ても銀行興立之気込有之、双方協議之上、右之内三万円を以松山ニ支店を置、本支両店ニ而勉強可致筈、過日約束整ひ、男温載抔も発起人之後ニ加り、専ら株金募集中ニ御座候、右ニ付、錦地各君方ニも御加入相願度、鈴木善恭（松山士族ニ而旧郡書記也）并ニ中里氏同行ニ而出頭可致手配ニ付、何卒推参之節は御当主様始メ御懇意様方へ御周旋被下度、該業取行候ハヽ自然金融之克のミならす、必物産も起り可申被存候へは、啻ニ商業之益のミならす、近隣之補稗ニも可立至と願敷義ニ奉存候

余日、老拙義も中里氏同行ニ而上堂拝眉致し度存居候へとも、例懶惰より于今不果、其意今般右両名ニ而推参之事ニ至り、老拙之不立心を顕し汗顔ニ不堪、併来春少々暖気を得候ハヽ見合セ上堂、鳳眉を可拝と楽しミ罷在候、先は銀行募集者御案内迄、如斯ニ御座候、不具

十月三十日認ル　　内山翠所拝

小室工村先生閣下

不入事なから任聴ニ副而申上候、本文之丸善社々長は早矢仕有的と申人にて、素普通ニは勝れたる方の医家ニ而、東京ニ偶居被致候所、近時世運之形勢を考ひ、商業ニあらざれば立事不能と見極め、居宅を売却し、向嶋辺ニ而如何之家を借受、家族を爰差置、友人桑田衡平を訪ひ覚悟之旨を演べ、学資貯蓄も有之

候へとも、学術成否之年月も無覚束、若不足を生し候ハヽ、其節五十円計り融通給り度旨被申候所、桑田氏是を好とセす、旧業を可励旨呉々異見有と云とも更ニ諾はす、慶應義塾ニ入て商業学を研究し、学成て横浜丸屋某之家号を乞、其傍ニ些細之薬舗を開き（学成之年月速ニして資金猶余り有之、桑田氏に融通を不乞といふ）、小僕一人を相手として切磋琢磨して業ニ着き、不日にして丸善社を興し、方今年月猶浅しと云とも、内地屈指の大業家と成り、諸国に支店を設け、百般の商業都而其中にあらざるなしといふ、維新之際、巨多の幸福を得るもの不少といへとも、多は山之当りたるにて、如浮雲富とも云へし、歩を実地に進て爰ニ至は、実ニ驚愕、商業経済之学を収たりとて誰も如此ニは無覚束、早矢仕氏は天稟之奇才と可称歟、川越町中嶋久兵衛氏抔も、此人ニ着て商業之法方を改られしと承り及ひ候、穴賢

**書簡一五　［明治十四年］二月十日　内山手簡（小室家一四〇）（14）**

【年代推定根拠】昨年俄ニ村誌徴集の御沙汰＝明治十三年九月、郡村誌の編纂が郡役所より県に移る。『埼玉県行政史　第一巻』三二一頁。男温載此拙臨時議会ニ而出県＝二月臨時県会（明治十四年二月五日～十日）『埼玉県行政史　第一巻』九七三頁。
【内容メモ】村誌徴収、都幾山文永之目録、永禄十年古文書、屋代氏所蔵文書、左中将贈官考・宝塔之図・日ノ雨塚真図、北條役帳、家忠記、温載此節臨時会、小杉修敬子尺牘。

数度朶雲降達拝見仕候へとも、究［旧］臘より二度程甚寒ニ冒干せられ、十日余ッ、打臥居意外之御疎遠、改年立春等ニ至而も新禧之賀辞も奉らす、交際上甚以不信千万偏ニ御容赦被下度、先以御万祥御消光如南山奉寿候、老拙義も前書之如く、寒威之襲撃を請候而も、追々春暖之援兵有之、此節は前十時頃より火［炬］燵を離れ候間御懸念有之間敷、却説代匠記之義御尋被下奉謝候、臨写は誤脱を免れざれば、影写ニ致し呉候様近辺之書生達江依託候所、随分誤多候而、中ニは落帖抔有之、不残校合致候事ニ相成、意もいらち候折柄、昨年俄ニ村誌徴集の御沙汰ニ而、村社祭神之質問抔有之、是も老人相応之用事故等閑ニも難成大ニ暇を費し、未た校合相済不申、所謂一文悟之百損と一笑仕候、定而御村方之地誌は先生御筆記と奉察候、後便ニ拝見被仰付度奉願候、弊村誌は老拙書散し候間、清書之上可指上、御正訂被下度是又奉願候

○都幾山文永之目録御投与奉謝候、拝見之所、拠も見へ不申、扨々当惑仕候
○永禄十年古文書之写御送り被下、是ニ而源五郎討死之年慥ニ相成、難有奉存候、屋代氏所蔵之文書御写之趣、中ニも拙家畜［蓄］蔵之文書ニ捺所ニ同印之もの有之旨被仰聞、右は参考之為御写拝見相願度、又風土記巻四御抄録（是ニ而太田家転末相分り歓喜々々）、并編輯者姓名録御遥送被下拝謝々々、左中将贈官考・宝塔之図・日ノ雨塚真図、三ツは写し取返璧仕候、御落手可被下候
○北條役帳考御投与難有、此中、「壱貫文之地ト称ルモノ、文禄以来為高五石」、旧幕府代官役所ニ而若永銭之取箇有之時は、此書之如く五を以て法とし取扱候へは、此説正とすへし、然ニ、家忠日記天正十八年九月十一日之条ニ、「知行書出候、壱万貫給候」、又翌年三月十七日条ニ、「熊蔵（伊奈氏なり）所より知行書出、壱万貫こし候」と有之、同年六月六日知行渡之条ニは、石高ニ而一万石計ニ候へは、当時より貫と高と混雑し唱ひ候哉ニ被存候、夫より種々之説発り候ものニ可有之、以来此説ニ随ひ可申奉存候

家忠記解付たるもの有之よし承り候、御畜［蓄］蔵ニ候ハヽ、一冊拝見願度奉存候
○北條役帳御入用之趣ニ付指上候、緩々御抄録可被遊候、上州多胡の碑并日ノ雨塚之義、別ニ愚考と申程之事ハ無御座候へとも、心得丈之義は後便ニ可申上、書外永日之時を期候、拝具

明治十四年二月十日　　内山作信

工村小室先生閣下

男温載此節臨時会ニ而出県、出発之頃老拙より宜敷申上候様呉々申置候間、此段御承諭可被下、野本了善寺仏書は格別ニは無之候へとも、漢籍はケ成ニ出来、弊村辺之詩宗ニ而、就中、絶句体得意ニ御座候、以上
○北條役帳指上候（色々之もの書入、反古同様ニ而、扨々汗顔之至ニ奉存候）

外

小杉修敬子尺牘壱通、日ノ雨塚真図五葉、贈官考并宝塔図
右返璧仕候、御落掌可被下候
此余拝借之御書、老衰懶惰、加ニ代匠記校合ニ而繁忙、今ニ拝見不致、何卒当春之内拝借被仰付度奉希候、以上

**書簡一六　［明治十四年］四月十日　内山手簡（小室家一四〇）（15）**

【内容メモ】小室家蓄蔵古文書、中将贈官考、宝塔之図、屋代氏古文書・指物図、錦地古割付写。

客月十九日御発之朶雲本月五日飛来薫誦、如仰昨年来寒威甚敷、清明之半ニ至り余寒猶去兼、いまた桃桜ひらき得す候得とも御換りも不被為在、村誌或は古戦録御写抄之由、御健康奉賀候、老拙義も春来両度程外邪之為ニ被押伏、幸ニ六七日つゝニ而快復、併何となく老衰を覚へ、百事懶惰困却仕候へとも、方今無異消光罷在候、御懸念有之間敷、扨御同家御畜［蓄］蔵之古文書拝見被仰付奉謝候、該袖判之花押記憶も無之、花押藪ニ較照し候所類似も少なく、只織田信孝之花押ニ似寄り相見へ候得とも如何可有之歟（但蓄蔵之花押藪ハ七八、二冊欠本ニ而、無官釈氏之両部ハ対較する能はす）、定而続花押藪ニは可有之候へとも蓄蔵不致、感慨之至ニ奉存候
○先便左中将贈官考并宝塔之図御投与被下候ものゝよし、定而老拙御書を了解不致哉ニ可有之、不手際ニ写し置返上、今更残念千万ニ奉存候
○屋代氏古文書并指物之図拝見被仰付奉拝謝候、右之内、蓄蔵之文書ニ踏所之印章相見へ、対照旁別而難有、且双鉤ノ写之手際如何にも美々敷、敬服ニ不堪奉存候、如此老拙之手際ニは迚も至り難くとも、曲り形りニも写し置度存候間、暫時御預り申置候、御承諾是乞
○錦地古割付写御恵投奉謝候、扨貫高之義種々之説有之候様ニ候へとも、想像説のミ多く正敷説未た不承、徳川氏代官役所ニ而古之貫高出候へは、五を以法とし、永壱貫之草高五石となし、近頃迄取扱候よし承知仕候、御村方慶長之石高百五拾石八斗余は全之草高ニは有之間敷、前書之法を以草高ニ直せしものと奉存候、近頃迄之普通草高ハ米麦之収穫より出たる物ニ而、又徳川氏領已来貫高と申事も有之（前書之貫高とハ別也）、是は納より出るものニ而（壱反歩之納永何程ニ而高何程となる、但一定之法なき歟之様ニ被存候）、関東ニは少く（相州ニ少々有之候よし承る）、上方ニは多分有之趣承知、御村方ハ此とは別歟と奉存候、天正十八年前之永高と近頃迄之草高を対照する良説は、いまた見当り不申様ニ奉存候、松山便りを見懸心急ケ敷相認メ、書余重便ニ申残し候、且乱書御容赦御判読奉希候、以上

四月十日　　内山作信再行
小室元長先生閣下

**書簡一七　［明治十四年］九月二十四日　内山手簡（小室家一四〇）（16）**

【年代推定根拠】＝明治十四年三月一日～六月三十日第二回内国勧業博覧会（東京上野公園）。内山作信著『大統歌字解』（鴻巣書店　明治十五年二月刊行）。
【内容メモ】赤穂義臣対話返却、当夏中博覧会一見出府、阿伎留神社祭事、内山「松山城跡略考」執筆、小室へ校正依頼、大統歌傍訓略注依頼、本朝度量権衡攷借用希望、小室病状、水戸光国卿御花押、五嶽真形図。

久敷御疎濶ニ打過、定而御不審も可有之歟、甚以交誼を失ひ一書呈せんとして採筆之際、自分満身汗を生し、慚愧ニ不堪奉存候、是もたゞ不信を醸には無之、老懶日々ニ加り、乍思御疎音ニ立至り、御容赦之程是祈、時季漸清冷ニ押移り起居快く、定而御清適可有御座奉南山候、老拙義も幸ニ瓦全、御懸念有之間敷、却説拝借之御品々長々止置何共無申訳、恐怖之至奉存候、今般取纏郵送仕候、御領収可被下候、何も写し取候へとも、赤穂義臣対話は写し洩し残念無限候へとも、余り長々ニ相成候ニ付返璧仕候、後来拝借相願候義も難計、御含置被下度奉願候
○当夏中博覧会一見之為出府、廿日計り在府罷在、其中御旧識畠山如心先生ニも邂逅、其砌序之節工村先生へ宜敷申上呉候様ニと御依託之所、帰省後不快廿日余り服薬致し居御通知遅延今日ニ至、面目も無之御容赦可被下候、其頃鈴木

真年氏相訪候所、阿伎留神社祭事先生漫録中ニ相見へ、珍敷事故写し帰り候間、再写指上候、御慰ニ御覧可被下候、御返ニ不及

○当夏中、隣村之者より依頼、松山城跡略考相認メ候所、考を不附ば諸書之説ニ俱戻り可申哉ニ被存候間、此頃愚考書添候ニ付、御高説相伺度書上候、御十分ニ御添削被下度奉願上候、又此頃小学校先生より、大統歌（塩谷世弘の著）傍訓略注付呉候様依託、一昨夜初て右哥一覧之所更ニ分リ不申ニ付、断り候へとも中々不被許、詰り傍訓位は不付は成間敷哉ニ被存、依而は一々御伺申上度存候間、重便ニて何卒御助力奉願候、いやはや知りもセぬ事を被頼候ニは困却仕候

○狩谷腋［棭］齋の著本朝度量権衡考［攷］（写本のよし）一見致度、久敷探索致候へとも蓄蔵者無之、残憾ニ不堪、御蔵書中有之候ハヽ拝見御差許被下度奉伺候

○去ル七月頃、或人之説に、先生御旧疾当節御全快にて小川迄御独歩、尤御帰途は竹輿御用之説承り候との話故、乍陰欣悦雀躍中、御隣村泉井村野原春之助氏通り懸り之旨ニ而来訪被致、右之段申出候所、四五日前錦堂相伺候へとも其体相見へ不申との事、扨々風説は当ニならぬものと一笑仕候、御腕痛近時如何被為在候哉奉伺候、乍末筆御家内様方へ宜敷御致声奉庶幾候、書余後信申残候、恐々頓首

九月廿四日　　内山作信拝

工村小室先生閣下

追啓、先般水戸光国卿御花押・五嶽真形図之外、御用之分控置候へとも不見当旨申上候哉ニ覚候、此際尋当り候間写し取り指上候、御取置可被下候

博物館書目　国典乾坤

義臣対話壱巻、指物之写壱葉

古文書五葉、内壱葉は数葉を併セ記るもの

あて板三枚、油紙壱枚

右返璧仕候、御受取可被下候、外ニ取落ニ相成候物可有之も難計、無御遠慮被仰聞度奉願候、又当方ニ而見付候ハヽ追日返璧可仕候、以上

（朱筆）「十月五日松山市便リニテ降達」

## 書簡一八　［明治一四年］十一月二十一日　［産馬会社の義ニ付書状］単独書簡（小室家八〇一）

【年代推定根拠】比企郡玉川産馬会社明治十四年二月創設『埼玉県行政史第一巻』五四四頁。

【内容メモ】内山二男遠行、内山妻長患、産馬会社開業、牧場考執筆、農商務省書記官垣田弥君持ち帰り、小室へ校正依頼、内山和歌五首。

久敷御疎遠ニ打過交誼上甚不敬を醸し、願用出来筆を採て字を敷ニ至リ、両腋汗を生す、時下寒冷相催候へとも御清適御起居可有之、南山之至ニ奉存候、老拙義も幸ニ瓦全、御懸念有之間敷、予而御案内之産馬会社之義、世間之博労渡世之もの散々ニ申よし承リ、其云所を駁撃致し度旨申者有之ニ付、牧場考書初メ候所、日増ニ老衰を来し何事も失忘、加るに二男并山妻何も長病之上遠行抔にて取紛打込置候所、過般彼の会社も開業式とやらにて、右江間ニ合セ度との事故、やたらに書散し当日遣し候所、農商務省より臨場之書記官垣田弥君御持帰りニ相成候よし、汗顔ニ不堪仕合、全体清書之上先生之御正訂相願候心組ニ候所、前書之始末故俄ニ脱稿、多分垣田君御手入之上、御戻し可有之歟と存候へとも、右は難計事故、願ハ先生御校訂被下、其上ニて他人にも為見度存候ニ付、再ひ草稿を写し指上候、何卒十分ニ御加筆奉希候、いつも御高説付箋抔にて御申聞相成候へとも、右は御手数恐入候ニ付、直ニ御加朱被下候様呉々奉願上候、乍末御家内様方江宜敷御致声被下度是又相願候、先は願用而已、省文乱毛［筆］御海恕是乞、忽々不備

十一月廿一日認ル　　内山作信

小室工村先生閣下

二白、此間近辺之もの哥合を相催し候ニ付、老拙も一両度出詠およひ候ニ付、一二首御覧ニ入候

霜

一色にあくるしののめ銀の霜をおくちのこかね色まで

紅葉

きのふかも峯には霜や置ぬらん梺はまたき紅葉しにけり

古枯

ちり果て花も紅葉もなき枝をなそこからしの吹すさふらん

里擣衣

更ぬらん月は入間の山里に少なくなりぬ衣うつ声

月前鳶

月かけはときて光りて鎌倉のわさ田を鳶の鳴渡る見ゆ

なと申捨候、御笑可被下候、可祝

**書簡一九　［明治十四年］十二月二十日　内山手簡（小室家一四〇）（17）**

【年代推定根拠】「明治十四年十一月十三日内山へ代匠記写本十冊遣シ、大野へ行ク。」『朝日之舎日記』三二頁。

【内容メモ】万葉代匠記筆写追加、小室松山城跡略考を添作、古戦録・白石先生年譜送付、仏祖統記・日影村郷帳標目写・風土記松山領之唱呼抄録・畠山系図・関屋氏古文書写恵投、武蔵志料、内山埼玉県管内全図・埼玉県置郡分画図を送付、一揆・寄騎・家臣の名称等、諸国地誌活版化計画、内山真龍。

再三御状拝見、御請も不致打過恐縮之至ニ奉存候、是も兼て御耳ニ入置候匠代［代匠］記川越山田氏并老拙ニ而廿五巻ツヽ引分写し取可申約諾、老拙義は当春写しあケ、校合畢て川越へ遣し、定而山田氏ニ而も成功ニ至り候事と存候所、豈計らん哉、衛居子担当之内いまた十巻残り居、東京よりハ頻ニ督促、是非とも老拙ニ写し取可申旨申来り、近隣相尋候へとも、多用之節故可雇もの無之、無拠自分従事、夫も衰老之事故中々捗取不申、加ニ当節は早晩寒気に恐れ、一日漸五六枚ならてハ出来不申、其余先般申上候大統哥略解ニ取懸り候所、親類内之書肆是非とも上木せよとの事ニ而、脱稿の上は御添削相願、其上書肆へ渡し可申覚悟の所、書店中々承知不致、速ニ上木せされば故障等出来り、後悔多く譬誤り有ともたかゞ仮名書のもの、近年の書は諸家とも皆如此なれハ何の恐歟有ん抔と被申、三四葉も書候へは板下ニ渡す手筈ニ至り、甚心ニ不適事なから今更致し方無之、右等ニ取紛御不音ニ相成、幾重ニも御容赦奉願候、扨当夏は御旧疾御再発之由、嘸々御難渋奉恐察候、併九月頃より御快復之趣、雀躍之至ニ奉存候、此節は意外之大雪、寒も強く候へは如何被為在候哉と御案申上候

○城跡略考御添削被下奉拝謝候、御懸紙之通り不残相改申候、本州往古東山道たる事、続日本紀にて書入候所、御貼紙故右書取出し引合候所、全年号を見落たるにて、例之疎忽汗顔仕候

○古戦録并白石先生年譜外一冊箱入ニ而御郵送被下、御厚意奉謝候、右御書全文は不相成とも、拝見の上要用之所は抜粋致し置度存候間、緩々拝借相願度、多忙中拝見致候而は空敷美本を穢候迄と心得、未一巻も拝見不致、何来春と楽ミ罷在候、又城跡志著述のため、川越記・豆州記等拝見御差許可被下旨被仰聞、是又奉謝候、類従本合戦之部は不残蓄蔵罷在候間、城跡志着手之節は必御高論ニ従ひ書載可申候、右之内御蔵書中無之もの有之候ハヽ御申聞次第差上可申、御覧可被下候、仏祖統記・日影村郷帳標目の写・風土記松山領之唱呼御抄録・畠山系図・関屋氏古文書御写御恵投被下、毎度御厚志奉謝候、仏祖統記、玉川・杉山等の城を記して無類と奉存候、如高論古文書中案独斎之花押は実に珍敷奉存候

畠山略系ニ金子の系を添たるは、何歟一廉有之御質問と被存候、此間男温載鈴木真年を訪ひし際、時山の古記・古碑等の写交詢社へ被差送、年月人名等取調たりと座談有之候よし、若右等の廉ニ候ハヽ何之古記ニ名あり何の碑ニ此名を鐫等、御序之節伺度奉存候

○武蔵志料御尋之所、老拙先年胄山根岸氏ニ而横見郡の部計り借覧、全部ハ心得不申、御覧之思召ニ候ハヽ同氏へ御尋有之度、又足立郡・葛飾郡の村名御入用之旨、是又古き物は所持不致、隣村ニ元禄度地誌改之節調査せし武蔵一国の村高帳所持の者有之、兼而写取度存居候へとも未た意を不果、来春抔ハ勤て写し取可申、成功次第御廻し可申上、右巻末ニは奉行安藤筑後守・井上大和守・松平伊豆守・久貝因幡守と有之、正敷ものに有之候

新き物ニ而村名計の御入用ニ候ハヽ、此二図ニ而御間合可申歟、依て差上候、御覧可被下候（埼玉県管内全図・埼玉県置郡分画図）

○「一説ニ当時ノ城主ハ幕府時代ノ大名ノ如キ者ニ無之云々」、此説にて可然歟と奉存候、或随筆に、浮田秀家〈欄外朱筆〉「按に柳庵雑筆に秀家の事を記せしと覚ゆ、此事此中に有んか、今腕近に該書なくしてあなぐりがたし〉八丈島に流され、年老て後大陸の者に出逢ひ、備前岡山の形状を聞れしに、諸士皆城下に居住し繁華なる由答へたれば、然らハ日本は泰平なるをしらるゝといはるゝにより、如何して泰平を知給ふと問に、乱れたる世は家士を四方に分ち置、不時の変に備るものなり、諸士城下にのミ在は、泰平なればなりと答へられしと（其書目体裁も皆失忘す、啻大意を記憶するのミ）、

先般御恵投の仏祖統記ニも、玉川・杉山・三輪・小泉（上二ケ所何方に候哉、御案内に候ハヽ御序に承り度奉存候）等の堡柵有は、前書之意ニ可有之、若大事有ば本城に集り篭城する故、諸方に現今根小屋の称残るものに可有之、南一揆・北一揆・豊嶋一揆抔の称、又江戸寄騎・岩槻寄騎等の唱呼有も同様之意歟と奉存候、〈欄外朱筆〉「北條役帳に、寄子と云は附属のものにて、寄騎と同し事ならん歟」只都て「家臣トハ申サヌナリ」と云は請難し、一団の兵士には同寮の附属せしも可有之、普代の家臣も可有之、其附属は家臣と不言は勿論、普代の士は臣といはさるを得すと奉存候

○東京一友人之発意ニ而、有志を募り、会社を結び、諸国の地誌、板本に無之写本にて伝りたるを集め、活板に仕立度目論見中ニ御座候、青山根岸氏も此社決定ニ至らハ百口位は周旋可致と被申候よし、未タ照会は不致候へとも慶應儀［義］塾ニは活字もあり、有志者を募にも手順宜敷見込も有ば、多ハ交詢社ニ依任［託］する事ニ可相成、此義行届候ハヽ錦地有志者御周旋相願度、未聢と不致候へとも、御耳打迄ニ申上置候、書余後信万々可申上候、謹言

十二月廿日　　内山作信

小室工村先生閣下

出雲風土記先般返上可致所、御書真龍の書入有之、所々所持本へ写し入レ、所持本と同様書箱ニ仕舞置、座右ニ見当り不申ニ付とんと失念、無申訳奉存候、今般返璧仕候、御仕舞可被下候、該本之奥書に相見へ候内山真龍は、御案内ニ候哉、此人遠州浜名辺の者にて、十七八年前同人詩文集を一覧せし事有之、文中之趣を考るに、撃釼家にて和漢の学を兼たる人と被存候、其文如何にも手強く暴虎憑河の勢ひ相見へ申候、珍敷人と被存候、文化の頃まて在命歟と被存候

**書簡二〇　［明治十五年］十二月十日　内山手簡（小室家一四〇）（18）**

【年代推定根拠】男温載玉川迄罷越候ニ付＝比企郡玉川産馬会社明治十四年二月創設『埼玉県行政史　第一巻』五四四頁、「御書中、豆州仁田氏御来訪、当春より産馬会社御設立之旨御咄有之候由」＝「十四年妻父仁田大八郎と謀り丹那産馬会社を設け大に牧畜場を起こす、仁田氏が社長と為り君之か副社長と為る。」『岳陽名士伝』川口秋平君之伝（静岡県平民山田万作編明治三十四年刊）。

【内容メモ】豆州仁田氏産馬会社設立、同社会社規則、仁田御氏年始之献上物、久良岐郡多々久日野の義、川越三十三郷武蔵名所考、平沢経筒之銘、鴻巣書店新篇武蔵風土記開板之催、村絵図返却。

十一月念四日御認之朶雲本月一日飛来（玉川郷廿八日出候記アリ）拝見仕候、如示霜寒之時益御清適奉賀候、併兎角褥上ニ御消光被為在候よし、嘸々御不自由奉察上候、老拙義も旧臘之不快より、当春に至り全快は致し候へとも、何となく衰弱、此節ニ至り爪抔抜替る程故、始終不快勝ニ而、碌々書見も出来不申懶惰にのミ相流れ、夫為数度之御信書御請も不致失礼千万、今一書を呈せんと筆を採ニ当り、往時を回顧すれは両腋汗を出し恐怖ニ不堪、伏御寛宥を乞、却説男温載過日玉川迄罷越候ニ付、御伺可申上心得之所、存外日数を費し、難客要用相迫り其義なく帰省、不本意千万、老拙より宜敷申上呉候様申聞候、不悪御承引可被下候、御書中豆州仁田御氏御来訪、当春より産馬会社御設立之旨御噺有之候由男温載拝誦、就而は当会社見合之為、豆州会社規則拝見致度、恐入候得とも先生より一書御郵送御投与御願被下度旨、老拙より願呉候様温載申出候に付、此段奉願候、願は精神御爽快之時節御見合セ、尊簡一封御送被下度奉願上候

○仁田御氏年始之献上物委細御申越奉謝候、鎌倉頃の古風一証と奉存候

○久良岐郡多々久日野の義御申越、元禄郷帳所持人より借受一見之所、御書とハ書体変り候哉ニも被存候間、御参考ニも相成間敷候へとも、乍失敬御来書中

へ彼之書体朱ニ而相認メ御返却申上候、又川越三十三郷武蔵名所考（六七冊の書、武蔵野話序者の著書なり、先年石井叔［淑］蔭氏の蔵書を借覧せり）に細蜜［密］に記したりと覚候へとも、蔵書無之御答申上兼候、三芳野図会ハ委しからす、又平沢経筒之銘御考御投し被下奉謝候、先頃御堂関白吉野へ納たる経筒之銘一見せし事有、是ハ鋳工之名は無之と覚候へとも、モクサ村の経筒工匠と有上ハ御考動間敷と奉存候

○鴻巣駅書店長嶋為一郎（号盛化堂）方ニ而、新篇武蔵風土記開板之催し御聞込、都て地誌風土記類数部、流行の予約を乞、出板之積りニ候へとも、いまた支度中、相調候ハヽ早々御報道可申上候、松山便りニ差掛り爰ニ筆を閣す、後便委曲可申述候、頓拝

十二月十日　　内山作信

小室老先生閣下

御書物長々拝借無申訳、近日之内返上可仕候、村名絵図先便御返却、慥ニ落掌、時候折角御厭被遊候様呉々奉祈候也

元禄郷帳久良岐の部、後便ニ全書写取差上可申候

## 書簡二一　［明治一五年］十二月二五日　内山手簡（小室家一四〇）（19）

【年代推定根拠】先便産馬規則之義被仰聞拝承仕候、御見当之節ニ而宜敷候間、御気長ニ御探索可被下候。

【内容メモ】産馬規則、元禄改郷帳、関東古戦録写返却、白石先生年譜・古絵本返却。

冬至ニ入ては別段寒光も凛敷候へとも、御障もなく御消光可有之と奉賀候、老拙義も早晩は巨［炬］燵を出る事不能候へとも、日中は何程ツヽ歟几に向居候間、乍憚御放念可被下候、先便産馬規則之義被仰聞拝承仕候、御見当之節ニ而宜敷候間、御気長ニ御探索可被下候

○元禄改郷帳之義御写し可被成旨被仰聞承知仕候へとも、所持主物惜ミ生［性］質にて貸事を不好、老拙写し取度旨申込、漸々にて一冊借受、写し終候ハヽ其分返却、残を引替候対談にて、此節豊嶋郡を謄写罷在候、写し終候ハヽ御廻し可申上間、醜とも御抄録可被成候

浅草御文庫本ハミの紙二冊と御記憶之旨御申聞ニ候へとも、該帳は壱冊半紙百五十丁位にて三冊有之候、尤前二冊ハ領分付あり、終は村高無之、巻末ニ元禄十五年閏二月井上大和守・安藤筑後守・松平伊豆守・久貝因幡守と記し、不審の所も多く有之候へとも、虫喰又古色ありて、其頃写したるものと信セられ、正敷帳の様ニ相見へ候

○古戦録長々拝借致し置難有奉謝候、写し取は大仕事故、松窓漫録に対照し、目録と目録とを引合セ、意ミ変りたる或ハ欠条、又近傍の事に係るは同意にても写し取候所甚手数相懸り、都て丸写し之方好かりし物をと後悔仕候、校合もあら〳〵と致し済候間今般返璧仕候、御落手可被下候、追々厳寒ニ差向候得は、克々御保護肝要と奉存候、猶書外期来春縷々可申述候、再拝

十二月二十五日　　内山作信

小室元長先生閣下

関東古戦録八冊、白石先生年譜壱冊

古絵本壱冊、右三部箱入返璧仕候、若取落之御書も有之候ハヽ、無御遠慮被仰聞度奉願候、老衰遺忘勝故此段申上候也

## 書簡二二　［明治十六年］三月四日内山手簡（小室家一四〇）（20）

【年代推定根拠】①旧暦大晦日大雪＝明治十五年旧暦十二月三十日は新暦明治十六年二月七日「一昨夜は四五十年以来未曾有の大雪にて・・吹き当し処は五尺余も積り、浅き処にても二尺ほどづつ積り昨日になりても降止ず実に珍しき雪にて倒れ樹潰家も大分ありしよし」（明治十六年二月九日・『明治の読売新聞』）。②武蔵国郷村帳（小室家二八八九）に明治十六年四月写とあり。

【内容メモ】内山病状、大晦日大雪、元録郷帳写、年賀欠礼詫。

春寒いまた去兼候へとも、愈御清適被成御座、南山之至奉存候、老拙義も幸ニ残生抱続罷在候間、乍憚御放念可被下候、扨客歳中より度々御状被下候所、御答も不致打過失敬千万、何とも可申上様無之、恐怖不堪奉存候、斯申上候而は

婢女之口答ニ類し御笑可有之候へとも、老拙窮［旧］臘廿五日夕より少々熱を起し、咽喉の具合何となく悪敷、翌廿六日は弥々不快、医を迎ひ脈察を乞所、ジブテリヤと歟云症ニて旧称は咽喉焔也と被申、若くハ鬼籍にも登るべくかと驚入、無抜目保護を加え、幸ニ絶食は一日計ニ而、乍難渋も其前後は飲食何程ツヽ歟致し追々順快、併老衰之残躯殊之外憔悴、根気も甚た折傷け、書見も不相成筆も取兼、年頭賀辞の御報答も不致、漸凡ニ倚んとするに至り、又々旧暦大晦日之大雪にて肺部を冒干され、甚敷咳嗽を患ひ、暫く夜間平臥をなし得す、前患の霜に後煩の雪を加え、中々快復ニ骨折候へとも、漸此節ニ至り少々元機［気］を得、是迄御不音之御詫申上候、場合御洞察、失礼御容赦奉希候

○元禄郷帳写し取指上候、予て御約束故定而御待可被成と急き候へとも、前書之両患、漸今日ニ至り校訂も荒々と致し候間、此段御承諾可被下候、元禄之頃は、上方ニ而は誰支配所、又は、伊□［奈カ］家ニ而は御代官所と云時は御料といはず、万石以上は領分と称し、以下は知行と云通例なるに、此書更にわいためなく不審けれと、事ニ不馴上ざまの人ニ、地頭〳〵より調を取り、押合せて綴上たるものと見ゆれば、石高の合はぬ（中には拝領高もある哉ニ見ゆ）書体の異なるも却て取所有歟と思はれ、併宝暦の字有は後人書添たるかは不知とも、心よからす奉存候、猶可陳述件々は、追日春暖乗し元機［気］を養て縷々可申上候、頓拝

三月四日　　内山作信拝

工村小室先生閣下

再啓、男温載義、甚多用ニ取紛、年頭賀章之御請も不致、交際上不信を醸し候段、御容赦可被下度旨、老拙より願呉候様申出候、宜敷御承諾是祈、時下漸春色を帯候へとも、いまた寒暖打交り、起臥不易候へは、折角御厭専一ニ奉存候、却説此書客月廿四日字を敷始候所、客来ニ而中止、其内少々風邪ニ懸り、今日綴り終り、老衰のいくじなき事、御笑可被下候、再拝

**書簡二三　［明治十六年］五月三十一日　内山手簡（小室家一四〇）（22）**

【年代推定根拠】「武蔵鑑比企郡付・秩父郡明治十六年三月二十八日元長写」（小室家一三八）。

【内容メモ】武蔵鑑住所耕石、御堂関白家経筒、民権家説・皇城土木休。

久敷御疎遠に打過候所、今般産馬会社用にて男温載玉川郷まて罷越候趣、加ニ両三日以前根岸武香氏相訪ひ、此武蔵鑑老台下へ相届け候様御依頼旁拝趨之旨申聞候間、一翰呈上仕候、時下寒暑之煩もなく起居心易く、定て御清康御消光可被為在奉南山候、迂拙義も不相変瓦全罷在候、御懸念有之間敷、却説右武蔵鑑御断も不致横奪拝見仕候所、始に住所耕石とあるは、下に真土とあれば、心悪くとも其村石に耕所と云意ならんと存候所、贄川村以下ハ民砂利或は民石とあり、其下に耕同、又田畑の多少を土目と云も其義了解致し難く、御序之節、右五条之意解釈御教示被下度奉請願候

先般御堂の関白家経筒之義申上候哉ニ覚候、余り面白き事ニは無之候へとも、古き文故入御覧候、中古仏に惑溺せしとも可申歟、近頃何歟御珍説御耳に触候ハヽちと御漏し被下度、老拙義当年は甚眼機衰ひ、新聞紙なと何も細字に相成読事あたはす、世の形勢も知に由なく、然に民権家の説に夫々議論有て、此節皇城の土木御休のよし、定て御承知と推察仕候、文化・文政生の朴輩には解難事に奉存候、盛に民権を唱るアメリカ抔には大統領之居所なきものにや、どふか皇城と仙洞と取違たる説歟と想像被致候、御高説には如何に候哉奉伺候、書余重便縷々可申上、例の乱毛［筆］御推見是祈、頓首再拝

五月卅一日認ル　　内山作信

小室小工先生台下

猶以時下折角御厭有之度奉祈候、武蔵鑑は御覧済之上、根岸御氏江御返し可被下候、若御不都合に候ハヽ拙方迄御遣し可被下、当方より御返し可申上候也

**書簡二四　［明治十六年］九月八日　内山手簡（小室家一四〇）（24）**

【年代推定根拠】疎遠、六月〜九月書状呈さず。工村々舎叢書「上田氏系図（鈴木真年蔵本）」（小室家二九九〇）に、内山作信所贈、明治十六年九月郵送とある。

【内容メモ】疎遠理由、病状、応仁武鑑、峯岸のため上田家系図写、温載峯岸の案内で都幾山参詣、一品経拝見、扉芦手書、本巻軸（水晶・金物）、厳嶋図会。

一昨六日男温載玉川郷迄罷越好便に候所、其事出発の際迄承知不致、書面認方間に合す、例之通り松山便りにて拝啓仕候、当夏は暑光例年より甚敷様ニ覚候へとも、漸清冷之時季に推移り候へは、定て御清寧御起居可有之、遠察奉賀候、老拙義も瓦全とは申なから、鬼簿に入迄には無之候得とも度々相煩ひ、夫為甚御疎遠ニ相成、失敬御仁免願上候、去ル六月中親類共へ罷越十日余逗留、不在中飛来之朶雲帰宅後拝見仕候へとも、不快にて帰り候事故御答も不致、漸快方之所、又々七月下旬中暑にて下痢を発し、中二日計りは一昼夜に三十度を越し、睡眠之間更に無之大に疲労、元三大師のことく相成り、当節に至り漸全快仕候、六月中御信書之節、宇治製の雲芽御恵投被下、老拙至て好物、別而有難奉多謝候、其節温載御約束申上候応仁武鑑拝借被仰付、右書之系図あらまし所持致候へとも、異同等書添、此節校合相済候間返上仕候、峯岸君へ宜しく御礼願上候、且峯岸君上田家之系図御入用之旨温載へ御依頼之由故、写し上候、応仁武鑑に添て御逓送願上候

○先般温載峯岸君の御案内にて都幾山へ参詣、彼一品経拝見之所、扉は芦手書之趣（従前のとびら破て、再荘之節裏金にせしもあるよし）、此芦手書は、保元・平治の前後、鎌倉頃に至迄大に流行し、古哥或は詠哥も、書と画との配りに手柄有之、古物の一証に可供物故、何卒峯岸君に御議り、画工に命し模写し置、後世に伝ひ好事家に公示致し度、志厚く本巻に拠てみるは此上もなき事に候へとも、遠隔の地又は旅行なし難き人は、書物に拠て見るより外致し方無之候へは、必々御尽力願はしたく奉存候、御成功之砌は其御書拝借、老拙も一本を造り珍蔵致し度、今より御約束申上置候

○温載の話に、本巻従来之軸或は表題等金具なりしを、白川の楽翁侯再荘御寄附の節、是を取置、水晶の軸に御改のよし、古代は総て金銀銅の金物にて右之具を作り、金具の軸は木軸よりも細小の六角・八角、又ハ丸き軸を木軸へ打込たる物なりとそ（水精にても古代ハ木より細小の物を着たるよし）、楽翁侯にして若不足の具あらハ、古風を模さすして木と水晶と経り同しき近体の軸に改られし哉、不審く奉存候、方今古金物余程有之よし、大切に保護致し度ものに御座候

○御覧之程も難計候へとも、厳嶋図会と申書に、平家の一門にて書写し奉納せし法華経、微細に模出せしを見るに、都幾山の宝経と同しく、壱人毎に荘飾別にして、扉は皆芦手書なり、序品は清盛の書（見事なる名筆と覚ゆ）にして、標題・軸等之金具は純金なるよし記せり、外人は経文だけハ不掲、芦手は皆有之しと覚ゆ、其人〳〵の工風にして心緒を見るに足るものなれハ、斯くせしに哉と被存候、此書三十年計以前江戸滞在中、貸本屋本にて一見致し、今に至り遺忘多く候へとも、右之分は大体相違有之間敷と被存候間、筆序に書ちらし入電覧候、書余は後便に譲る、恐々謹言

九月八日認ル　　内山作信拝

工邨小室先生閣下

再伸、朝夕は清涼を覚候へとも、いまた日中ハ残暑酷しく候へは、折角御自愛専一是祈、乍末御家内様方へ宜敷御致声被下度奉願候、以上

## 書簡二五　［明治十六年］十二月五日　内山手簡（小室家一四〇）（23）

【年代推定根拠】書簡の順序に綴じ間違いがある。①旧臘拝借願上候画史、②国分寺瓦、③小室家令閨死去の三件から、本書簡二五（『内山手簡』（23））は明治一六年一二月五日に出されたものであり、書簡二七（『内山手簡』（21））の前にくると考えられる。①本朝画史は明治十六年九月二五日刊行。②国分寺瓦は本書簡で依頼し書簡二七（『内山手簡』（21））で受け取っている。③小室家の令閨は明治十六年十一月死去。御当主御令閨様御遠行之趣＝「明治十六年十一月五日御令嫁様御登仙ニ付御悔状」佐藤進→元長老台（小室家八六七）。また、書簡二六（『内山手簡』（25））の上野三碑の紀行文は、本書簡二五（『内山手簡』（23））の別紙に当たり、綴じ間違いがある。

【内容メモ】小室令閨遠行、内山妻病気重症、多胡碑、案独斎充之年始状、『新編武蔵国風土記稿』分割購入、六国史、本朝画史閲覧希望、鈴木真年上田氏系図、宇都宮鉄塔婆、多胡碑記事明日発送、内山小室所蔵の国分寺古瓦を所望。

昨四日御投匣之朶雲今日郵便配達人持参、何方之郵書も三日位は懸り候へとも、余程克都合と相見え速ニ降達、拝見仕候、追日霜寒相加候へとも、御多祥御消光之旨奉南山候、扨先頃は御当主御令閨様御遠行之趣、皆様御愁傷奉察候、老拙抔も山妻当春より重症之中風にて、両便は勿論、座臥とも人手を労し候へは、老拙甚不自由、然ニ如高示男世帯ニ而は、嘸々御差閊之御事奉察候

多胡碑の義御尋之所、名高碑ニ候へとも、愚按にハ山名・下賛両碑の古雅なるには劣り可申歟、書体も少し俗気を帯候様ニ被存候、電覧を穢は恥ケ間敷候へとも、任御尋、先年一覧之節記し置候もの抜萃して入御覧候、御取捨可被下候、東江の抄本御所持之由は拝承、拝見は不致と温載申事ニ御座候

氏政より案独斎充之年始状平山貴姓御所持之よし、御写之上ハ何卒老拙へも影写御差許可被下度奉希候

風土記印刷之義、御高案のことく分割法ならてハ徴募十分ならましく奉存候、全部ニては老拙抔も此不形［景］気柄相止可申歟、分割法ならハ、近傍二三郡并巻頭惣論之所予約致度奉存候

六国史御取入ニ付御下問之所、老拙心得候義も無之、尤書紀は写を除き廿板も有之よし、其内「書紀集解」（尾州名古屋板なり）は校正も届き、解もよろしき由承り候とも、惟新之頃は至て高価にて廿冊余にて七八円之所、追々下落、四五円ニ而出来可申歟、日本後紀ハ写本にて（板本未見）廿巻、合冊十巻のものハ中古の人偽作せしものと云、是を補ふに日本逸史四十巻（鴨祐之の著）有之（享保九年刊行）、此書拙所持無之写本壱部蓄蔵致し候間、御覧被成候ハ、何時に而も指上可申、類従本の欠本日本後紀有之候（此書真の後紀にて欠本なり）、是も所持不致、古写の写壱部十巻蓄蔵候（群書一覧には日本後紀欠本を八巻と掲けたれと、十二ハ十一に合セ、廿一は廿に合セたるに心付すして記したるものなり）、是も前同断差上可申候、其余は普通之板本、格別善悪も有之間敷奉存候、又今般の広告、校正六国史は初て承知（此中の後紀ハ類従本歟、古写本歟、偽後紀歟、難不知、補ふには逸史よろし）、定て校正も届き価も廉ニて克書ニ可有之、御取入可然奉存候

本朝画史是も始て承り、何卒一覧致し度、幸便之節一二冊拝借願度奉存候

上田氏系図之義御尋之所、右は真年諸氏之系数百部蓄蔵被致、右之内ニ此系有之候間写し取候迄にて、別ニ承り候義も無之、併先生手を入廉も可有之哉ニ奉存候、宇都宮鉄塔婆、余り略図にて見所少く遺憾千万、観鵝百潭之位ニ模たる物をほしき物ニ御座候、書余重便万縷可申述候、謹言

十二月五日　　内山作信拝

工村小室老台

尚々、多胡碑記事ハ丁数多ニ相成候間、明日にも別ニ致し荒貞へ差出可申候間、左ニ御承引可被下候、且又御持合有之候ハヽ、御近村より出る所之国分寺古瓦三四片頂戴致し度、余り大なるは用る所に不適当故、一二寸より三寸止り位之品、古び有之物頂度奉存候、御愛珍之品にてハ恐入候間、ケ成不用ニ属候位之所御恵投ニ預り度奉存候、御持合無之候ハヽ、御聞捨可被下候　早々

## 書簡二六　［明治十六年十二月］　内山手簡（小室家一四〇）（25）

【年代推定根拠】書簡二六（『内山手簡』（25））の上野三碑の紀行文は、書簡二五（『内山手簡』（23））の別紙に当たり、明日に発送とある。
【内容メモ】明治八年の内山の上野三碑探訪の紀行文。

明治八年亥年の秋、上野の国なる三碑を探討しけるに、まづ多胡の碑といえるは多胡郡池村にあり（中山道新町駅より西の方三里にして吉井駅に至る、吉井の東北六七丁許にして池村なり）、碑の大サ、高凡四尺計り、潤弐尺八寸許り、蓋の方三尺許り也（今破れて二ツになる）、石の質ざらつきて甚堅からす、其図爰にかゝぐ、但し、碑の文好古小録に出る所と現に見る所と取捨して作れる也、以下二碑是に同し

土俗云、多胡の碑ハ羊太夫と云もの、不思議の人にて、上野の国より日々帝都に往返し、禁衛に怠るなきより給りければ、其宣旨を石に鐫て不朽に示す（緑野郡落合村の七輿山宗永寺の縁起書、是と異也、文化の頃作る所ならん歟）

［碑文略　写真四参照］

後、武州比企郡都幾山に入て、未の一刻に大般若六百巻を書写して円通閣に納

めんと大誓願を発し、一室に入て筆を採るとき、傍の蜜に窺え見るに、十六善神降臨して羊を助けて書写し畢り、紫雲に乗て飛去し、後是を都幾山の什宝とし羊の大般若と云伝ふ、按に多治比真人（三宅麿なり）、穂積親王（続日本紀云、慶雲二年詔二品穂積親王知太太政官事トス、霊亀元年七月丙子、知太政官事穂積親王薨、天武天皇第五子也）、石上尊（続日本紀云、和同元年三月、右大臣正二位石上朝臣麻呂為左大臣、養老元年三月癸卯、左大臣正二位石上朝臣麻呂薨、大臣泊瀬朝倉朝廷大連物部目之後、難波朝衛部、大華上宇麻之子也）、藤原尊（続日本紀云、和銅元年三月、大納言正二位藤原朝臣不比等為右大臣、養老四年八月癸未、右大臣正二位藤原朝臣不比等薨、大臣近江朝内大臣大織冠鎌足之第二子也）、尊（日本紀本註ニ云、至貴曰尊自余曰命）、続日本紀に「和銅四年三月辛亥割上野国甘良郡織裳韓級矢田大家緑野郡武美片岡郡山等ノ六郷ヲ置多胡郡」と見ゆれは、此時に建しものに似たり、「但し、此文緑野片岡の下郡の字落たりと思はる、甘良郡の内織裳韓級（ヲリもからしな）（吉井の西に隣れる神保（シンボシ）村に韓級の神社あり、多胡郡の鎮守と云）、矢田大家の四郷緑野（ミトノ）郡の内、武美（ブミ）の郷（今保美といふ）、片岡郡の内山等の郷都て六郷なれはなり」〈欄外朱筆「〇一本ニハ緑野郡・片岡郡トアリ、依テ除却ス」〉、好古小録に云、「羊の字は半の誤ならん、并テ三郡ノ内ヲ三百戸ノ郡ト成シ給ヒ、半ヲ多胡郡ト成と読て其義通す」といえとも、今碑面を見れば決して半と読かたし、又少しく疑の起らざるにあらす、此池村より蕪良（カブラ）川を越て万庭村に一禅院あり、門前に高八九尺濶三尺許の大碑あり、石質多胡の碑に同し、左の肩に寛文元年の字を鐫て正しく見ゆれと、下の方に鐫たる文字は物に触る故にや、多く摩滅して読かたし、寛文元年より明治八年に至て纔に百八十五年を隔て摩滅し、和銅四年より今年まて千百六十五年を隔て正しく見ゆるハ不審なり、また、緑野郡落合村なる宗永寺七本松の縁起に、羊太夫の小字小水麻呂と記して、都幾山の什宝羊の大般若の筆者とす、然るに、予か蔵する彼経の奥書に、貞観十三年（歳次辛卯）三月三日、前上野国大目従六位下安倍朝臣小水麻呂（巻第百六十五也、又新井氏蔵二百十六巻には、「貞観十三年（歳次辛卯）三日、檀主前上野国権大目従六位下朝臣小水」とあり）とありて、和銅四年をさる百六十一年なり、羊功ありて多胡郡を賜る程ならハ幼柔にはあらじ、今假に白鳳元年の生れとして和銅四年四十歳とすれば、貞観十三年は弐百歳にて本朝武内宿称に次の高年也、此頃大宝令の行はるゝ時なれは何そ此高年を称せざらん、賞あらハ国史にも載るへきを更に見る所なきハ、若しくハ後世好事家の手に出るも知るへからす

山名村のうち、山ノ上ノ碑生石にて、高四尺許り、前面広壱尺六寸許り、頂上壱尺弐三寸、囲り五尺、高弐尺弐三寸、濶九寸許り、大体平なり、

**［碑文略　写真五参照］**〈欄外朱筆「墨ハ上野史、朱ハモロ本ニテ校合ス」〉

下賛の碑生石なり、凡高弐尺七八寸、濶前面弐尺弐三寸、頂上前より後に至る中央弐尺四五寸、左の側面後に至る程肉落て寸延び、弐尺六七寸あり、右の側面は、後に至る程肉張て壱尺八寸許あり、前面ハ大体平にして凡高弐尺余、濶壱尺七寸計の中に碑銘を鐫たり

**［碑文略　写真六参照］**〈欄外朱筆「墨ハ上野史、朱ハモロ本ニテ校合ス」〉

多胡の碑より多胡郡山名の碑は艮に当りて壱里余を隔ツべし、山名村八幡の社より乾に当り、十一二丁山上に登り、小地名山ノ上とて民家十五六軒の枝郷あり、爰に破れたる堂ありて、其右の脇より数十間の石階を登り、倒れかゝれる円通閣の庭に此碑あり、爰より下賛の碑建るは、山名村のうち小地名金井沢とて北の方に当り、直径十二三丁なりと里人の云りけれど、山中にて道もなく行かたけれハ、元来し道を帰り、根小屋の古城跡の桙を回り、一里半許りにて金井沢に至る（此金井沢は左右峨々たる高山にて、東より西に入事十丁余の狭き渓なり、入口五丁許ハ根小屋村にて緑野郡なり、夫より奥、碑のある所は山名村の内にて多胡郡なり、されと渓の名は両村ともに金井沢といふとそ）、此沢人跡もなく道もなければ、案内を雇ひて、渓水の流れ幾度となく渉り、草木生茂りたるを潜り〳〵て、山の腰十坪許り平なる所に樹たり、此二ツの碑は、墨本なとにて見ればさして能手にも見えねど、現に目撃すれバ千載の古色を帯るのミならす、書風古雅にして不凡なり、就中、山名の碑ハ古代の隷書に似通ひたる体にて、いかにも晋人の気象ありと云へし（或云、天平前後のものは多く晋人の書体にてよしあしはいはす、皆かゝる体なりと）〇下賛の碑、好古小録

に、明和の頃高崎の山崩て出づ、其文義通し難しとあれど誤にや、高崎なとより持来るへき地理にあらす、土俗云、元は御林（土俗云、此金井沢に高崎侯の御林ありし）守の井の端にありしを、人の見出て今の所に樹しと云、文義の通せざるハ猶同し、山名の碑好古小録に云、「辛巳歳、今考へからすといへとも、此文体下賛の碑に似たれは、天平十三年辛巳ならん、碑文解すべからす、後考を俟つ、集月古銅碑の銘に、戊子集月銘とあり、疑くハ韓語ならん」、然らハ神亀三年丙寅より明治八年乙亥まで千百五十年、天平十三年辛巳より此年まで千百三十五年なり、集月の字、韓文に多く見ゆれと、夫とも決すまじ、或の云、集ハ十拾同韻なれば、神無月なるべし、けにぞと思はる○上野哥の解（橋本直香著、印板なり）に此あたりの事を云条に、「左野（サヌ）山は今の山名・根小屋辺りなるへし、往古は烏川の西の方を専ら佐野と云しと見えて、今根古屋の山にある神亀の碑銘に上野国下賛郷とある賛は佐野也といひ、又山名の奥なる古碑にも、伏野三家定賜云云とある、伏は狭（サ）の字の摩滅なりといへば、都て此わたりを佐野とハいひしにて、名義も烏川と片岡山の間にて細く長き所なれば狭野（サノ）とは云しにこそ」とあり、いと面白き考なり、されと、山名の碑、伏野三家の伏の字ハ狭の摩滅なりといはるゝとも、顕に碑面を目撃すれは、決して摩滅とハ云難し、今上佐野・下佐野ちう二村は、山名・根古屋の二里に添ふて烏川を隔たり、万葉にいふ佐野の船橋は此辺にうつなし、「駒止て袖打はらふかけもなし、佐野の渡りの雪の夕暮」ちう定家卿の哥によりて、爰を佐野の渡りとて定家の杜（モリ）なとものせしハ、好事家の工ミ出せるにや、また上佐野に天平山放光寺ちう大寺あり（土俗是をテツペン寺といふ）、山名の碑に辛巳歳と云より筆を起せしを天平十三年として天平山とし、放光寺僧とあるより寺号となせし、後の世の物好にやと云もよしなきにはあらねと、此頃より放光寺ちうは有しにうつなし、只年号をもて山号とせしは後の代の事かも、はた往古の佐野ちう地は今の佐野にはあらて、橋本氏の説のことく、根小屋・山名の山々はいはゆる片岡山にて（今片岡郡ハ根古屋・山名より西の方にあり）、烏川と此山々の間、細く長き地を云しなるへし、時移り代隔りて、今いふ佐野ハ群馬郡、根古屋は緑野郡（碑銘中「群馬郡下賛郷」とあれとも、後の世に郡の沿革ありしなるべし）、山名は多胡郡なり

## 書簡二七　［明治十七年］四月二十三日　内山手簡（小室家一四〇）（21）

【年代推定根拠】書簡の綴じ間違いがある。①旧臘拝借願上候画史、②国分寺瓦の件から、本書簡二七（『内山手簡』（21））は、明治十六年十二月五日の書簡二五（『内山手簡』（23））の後に位置すると考えられる。①本朝画史は明治十六年九月二十五日刊行。②国分寺瓦は書簡二五（『内山手簡』（23））で依頼し本書簡二七（『内山手簡』（21））で受け取っている。

【内容メモ】昨年以来疎音、西海枝（地名）、上田氏系図、塚越村古銭発掘、根岸武香購入、白川古関楽翁侯御建之碑・一町仏副碑、小室東江先生多胡碑臨本送付、内山碑守作成多胡碑墨帖・根小屋・山名の両碑墨帖小室へ送付、好古小録、国分寺瓦受取、市川団十郎を真似て壁へ塗込む予定、足立郡地名（垳・槐戸）、史料返却。

昨年来意外之御疎音、定て御不審且御立腹も可有之と甚畏縮罷在候所、去ル十三日御発之朶雲降達、いまた緘を解ざるに、心下働［動］揺し両腋冷汗を漏す、是も日増ニ老衰に立至り、何事も懶く、巨［炬］燵にのミ罷在、几上ニ向ひ難く、此好時節に至りては暖気を得、咳気も薄く相成候へとも、衰老之疎懶は如何とも為事能はす、数度之御信書、御請も不致罷過候、此間は産馬会社用にて度々幸便も有之候へとも字を敷之意発らす、来ル廿三日には温載錦地へ罷越候へは、夫迄ニ呈書相認メ候様度々被促、惰気を忍て漸筆を採事ニ相成申候、時下桜花欲咲の候、御清適御起居可有之奉南山候、却説旧臘拝借願上候画史甚遅延なから返壁仕候、御仕舞可被下候、右書中会津の地名又苗字に西海枝（訓佐以加知）と有を見れば、下学集に西海子（サイカイシ）（子以可洗馬也）と有は傍注の誤に可有之奉存、其余益を得多く、別而難有奉存候

○上田氏系図別段依頼も不致、是ニ写取候外は無御座候、塚越村にて堀［掘］出候古銭、所持主其善悪をしらす、販に目的なく、然に塚越小学校教師は老拙受人にて遣し置候者故、此指図にて一種類二三文ツヽ取揃、先般弊屋へ持来り被為見候所、皆寛永前之通用銭にて少も克は朝鮮□［通カ］宝位之事故、愚案には、武香氏廿円にて購求あらハちと損ニ可相成歟と被存候、朝鮮通宝のある

を見れハ余り古く堀［掘］埋たる物には有之間敷と被考候、尚歯会碑文は墨本一葉取寄、後便ニ呈上可仕候、御詩作は何も高妙、就中、咏物は別而感服仕候

○温載昨年奥行之節白川古関相尋、楽翁侯御建之碑并一町仏副碑とも写し来り候ニ付、再抄指上候、御覧可被下候、関址の楓葉も取来蓄置候間、御覧之思召候ハ、指上可申候、右は先般写し上候様にも覚候へとも聢と不致ニ付、今般御通送およひ候也

○東江先生田子［多胡］の碑臨本拝見被仰付、実ニ見事にて如何にも感服に不堪奉存候、然る所、真の碑面は感服致し難く、其墨帖は少く面白く候へとも、御書のことく風致は無之、先年探討之節購入致置候もの（碑守の家にて作り置売出し候へとも、甚不手際見苦敷候）入御覧候、二枚有之候へは呈上致度候へとも、只一葉故、御覧後幸便之節御返却を乞、根小屋・山名の両碑墨帖も相添入御覧候、是も一葉□□（虫損）御返し可被下候、此両碑ハ墨本にては素石に鐫たるもの、加るに摺人下手故甚見苦敷候へとも、真物を目撃致しては、実ニ古雅なる物に御座候、拝借之田子［多胡］碑臨本壱冊返璧仕候、御入箱是乞

○好古小録御覧可被成旨被仰越候哉ニ覚候ニ付、御状取出し改見候へとも更ニ不当見、定而寒中義道中紛失之事と被存候、右板本は蓄蔵無之、諸方にて借入一覧之際、面白き事のミ抜萃致し置き候物、三本合冊のもの、脱誤も難計候へとも乍序指上候、緩々御覧可被下候

○第一□□□（虫損）申後候、国分寺古瓦砕片早速ノ御恵投奉謝候、右入用は、先年東京市川団十郎を訪ひ候事有之、其小座敷鼠色の壁故、何土と申哉と問尋之所、此人好古家にて、京都大仏の古瓦を粉にして塗たるよし自慢に被申候、右ニ倣ひ老拙も防寒の一小室を作り、普通の破瓦にて塗り、此瓦を粉にして塗たりと人ニ向て誇らんと欲る為、二三ケ所彼砕片を塗込置度、相願候義ニ御座候、勿欺の聖語には相悖り候へとも、世の害にも成間敷と思ひ立たるに御座候、此頃彼一小室大工に申付造作中ニ御座候、御一笑可被下候

○足立郡に垢（ガケ）と云村あり、此字老拙不知字にて普通之字書には無之様ニ被存候、何卒御教示被下度、又同郡に槐戸（サイカチト）村あり、是もサイカチとは読難く、此訓ある書目御記憶に候ハ、、併て御高示奉願上候、猶申上度義は重便に縷々可申述候、恐々謹言

四月廿三日　　内山作信

工村小室先生足下

今般返璧之書目は、日本画史正続五冊、田子［多胡］碑臨本壱冊

通計六巻

外ニ好古小録合本壱冊、田子［多胡］碑・山名碑・根小屋碑、三碑墨帖壱葉ツ、御一覧のため指上候

尚々、時下好時季ニ候へとも折角御厭有之度是祈、此一書一昨廿五日午後二時頃字を敷始め、尤温載他出中来客有之漸六七行相認メ、昨日も十時頃より取懸り候へとも、又々無用之長談義抔ニ而認メ切不申、今日封を付るに至る、人の為に時日を費と云ものゝ、実は衰老の倦怠、いやはやいくじなき義にて嘆息に不堪、併是よりの季候ニ移り候ハ、何程歟元気を得可申歟と楽ミ罷在候、本文之垢并サイカチ不遠御教示ニ預り度奉願候、不備

## （二）関連書簡・史料（翻刻）

（凡例）

（一）各通に、年代推定根拠と内容メモを付した。

（二）書簡内の綴順は（算用数字）で示した

（三）書簡中の割註やルビは、該当箇所の後に（　）で示した。

（四）変体仮名は、現代通用の平仮名に改め、合字も普通の仮名とした。者は（は）とし、江（え）はそのままとした。

（五）読点は翻刻者が付した。

（六）誤字と推定される場合は、［　］内に正しいと考えられる字を示した。

（七）判読できない字は□で示した。

**史料一　小室元長書簡下書（小宮山綏介宛）［明治十七年］（小室家二八五）**

【年代推定根拠】書簡下書（小室家二八五）の小宮山綏介宛書簡二通の一通目。「昨年ニ至リ鈴木真年翁ヨリ友人ノ許へ贈られし系図」は、『工村々舎叢書』（小室家二九九〇）の「上田氏系図（鈴木真年蔵本）」（内山作信所贈、明治十六年九月郵送）を指し、昨年とすることから明治十七年と推定。

【内容メモ】役帳研究経緯、小室病状、鈴木真年上田氏系図。

不顧唐突呈一書候、梅雨淫霖益御清適奉敬賀候、先頃は深川公園近藤瓶城より北條役帳汚尊覧候処、一本御写留被下候哉之趣、同人より報知有之候、右は不及寄鎖尾之幸を以斯る仕合ニ至候は、実ニ千才之一遇難有事ニ奉存候、蓋本書校正は一感御座候而、慶応ノ初年風と思立候処、其間対照之一善本人ニ貸失ひ、且世ノ風潮随、一旦中止致候得共、兎角旧情難棄、六・七年頃より悪性之レウマチスニ被悩、内外医師ノ診断ニ依り、引続四年間二三ケ月宛熱海へ湯治致シ、此際屡田方郡へ罷越、伊豆は大半成功候、相模ハ郡数も胆斗有之、余程捜索ニ苦しミ候ノミナラス、七湯巡遊、草雲寺へ立寄、爰許所蔵ノ一本写取候、是は一種異様ノ書風ニ而、頗る臨写に苦ミ候得とも、永禄之者ニは無御座候、本寺も庚刁之役、豊太閤より兵食炊出しを被命候を辞し候事より劇怒ニ触レ、即時ニ火を被懸、五世間結構を被尽候七重伽藍及塔頭迄一夜烏有ニ帰し候由ニ承候、此事今日より回想致候ニ、軍令は亦格別之事なるへけれとも、大旦那を被撃か炊出しを固辞セしハ至極道理ニも当り、且桑門ノ身なれハ、斯迄惨毒ニ不被処共可なるへきニやと、不覚落涙ニ及ヒ候、燈余什宝之内、菅楠二公ノ書は眼も及不申す候、幻庵手書ノ歌書、清韓長老手簡、元信下画之芹枕抔は随分面白キ者ト覚候、扨是ニ而地名之訳る物も無候間、路次之村々読書ト承候人家へは必す居り込疑問致候、中ニは、探偵吏之廃身ト誤認セられ候事抔有之、抱腹致候、十二・三年頃旧疾益々猖撅を恣ニし、両腕強直左膝屈曲、歩行も成兼、純然たる一廃人ト成果候ニ付、召連よりは、郵券封入諸所戸長役場へ質問致候得共、大抵緘末之身柄故返報も無之、其内高麗郡下鶴間村戸長（長谷川ト云小印ヲ捺）は湊中ノ瀬たる者ニ而、四隣三四里間之事迄穿索を遂遣呉候ニは驚嘆致し候らひき、併四方多力ヲ修リ、御尊覧ノ如く迄ニは相成候間、猶此度追々書加度候、十一年刊行博物局御蔵書目国典ノ類乾ノ巻記録類ニ小田原衆所領役帳、武家類ニ小田原北條分限帳と区分して載セられ候ハ如何之訳ニ可有之哉、局中之規則不弁候故、探索を訟申候也、又伊豆衆之内、笠原美作守知行ノ末、此外拾貫文ノ下弓耳谷此地名字体分明ならす、早雲寺本□□谷如此御座候、他日好機会も被為在候ハヽ、此処御取調を願度候、昨年箱根湯治ノ者有之、八王子当麻厚木通行為致、一二新得も候間、別ニ申上候

大著天正日記一部御恵投被成下、是ハ先頃史者近藤へ為立寄候節、贈遣呉候、披誦数回、乍恐御考証之確実御文章ノ管夷、所謂筆端有口とも可申上、実ニ不易得奇書珍襲罷在候、〈欄外「六郷殿ノ御考ハ別而耳新しく候間、直ニ役帳へ一説上杉云々ト単管ニ注置候」〉、弊家亦天正記ト申一冊年久敷秘蔵致候、是は延寿院法印治療書ニ而、譬へハ風ニ葛根湯を用候如き事共類聚致候者ニ而、格別面白も無御座候得共、時ノ至尊豊臣関白東照宮御父子を奉初、大小名士庶人ニ至迄、悉其名を掲置候へハ、浮たる者ニも有之間敷候、此中一ノ奇事ト被存候ハ、蒲生飛州ノ病ニ而、史書ニは多く中毒ノ様ニ記置候得共、本書ニ拠候へハ、余程久敷下地有之候症ト相見候、全文下ニ録し入尊覧候、此書記録は無之候得共、享保年高祖父田代元貞諱義方ト申者（寛政中避ル所有リ今ノ姓ニ改ム）福井藩脱籍後、望月三英法印（号鹿門）門ニ入、退塾之節、法印より世ニ珍敷古写本故紀念ニ附与すと被賜候由、世々申伝候、三十年前迄は表紙も無之、蓋紙ニ唐様ニ和風を帯たる書ニ而、大筆ニ天正記ト記有之候を、修綴を加置候、万一御用ニも候ハヽ、無御遠慮可被仰聞候、匆々御届可申上候、尤前文之由緒故、差上切ニは相成兼候間、電覧後必す御返し可被下候

同書六月二十一日注、山田ハ武徳相見候ト覚候、上田朝広其実（普通軍記ノ外）は所見無御座候、一体永禄天正頃弊地辺一円玉川郷迄此人ノ領地ニ属候、且今ニ至候而も人民左も大藩ノ如く尊信致候間、責而此人ノ世系取調見度存立、諸書意を注候得共、鎌倉大草紙六本松合戦上田上野介分注松山城主、又川越城ニ上田上野介松山衆ヲ籠、又一書、永正七年権現山ノ故墨を取置籠、城ノ蔵人入道、憲房上杉京師上申出書就武州松山之義被成御内命書、正敷縦跡も無御座候、因テ隣村日影村東光寺外諸寺院過去帳等取調候処、粗其人ハ知レ候得共、其世代ノ順序ハ分り不申候、去ル十二年五月頃ト覚候、旧旗本畠山如心斎（今ノ内

務三等属重明ノ実父）相頼、都下系図家へ尋遣候得共、事決し不申候、然るに昨年ニ至り、鈴木真年翁より一友人ノ許へ贈られし系図は、余り詳悉過キ、チト被疑候得共、何様当今有名ノ系図学士ノ手ニ成候者故、急度本拠ハ可有之候と被存候、是も別ニ写し入御覧候、纏而別紙類御返しニ不及候、無用之長文御厭怠も恐入、且腕も大ニ草臥候間、先是ニ而閣筆候、不具謹言

埼玉県下武州比企郡番匠村廿八番地衛生委員元貞父隠居小室元長

小宮山綏介様

**史料二　畠山如心斎書簡（小室元長宛）［明治十二年］三月三十日『畠山手簡』（小室家二五）（1）**

【年代推定根拠】『畠山手簡』の表紙に、明治十二年と記載されている。
【内容メモ】当時の古墳の発掘状況、発掘理由、地租との関連。

（前略）副啓、帰路苦林村ニ至テ土人ニ古墳ノ在所ヲ尋ルニ対ル者ナシ、猶彼ニ問ヒ是ニ聞ケトモ皆知ラスト云、最後或家ニ入テ是ヲ糺スニ、此苦林村内ニハ古墳ト可称程ノ物アル事ヲ聞ズ、但是ヨリ先ニ越生（オゴセ）へ通フ巷アリ、其所ヨリ西南ニ当テ善（当字ナリ）能寺分ト云ヘル一部アリ、其畑中ニ多クノ古塚アリ、其外ニ古キ石塔ナド多ク有ル所ハ知ラズト云ニ、依テ再ヒ本道ニ戻リ、走テ其所ニ至テ見レハ、小山ノ如キモノ数多アルヲ以、是所謂古塚即古墳ナルベシト、進テ多ク人アル方ニ至、其人々ノスル所ヲ閲スルニ、一方ニテハ堀タル穴ヲ埋ムルニ似タリ、又一方ニテハ新ニ今此中ノ小山ヲ崩スニアリ、依テ野生其堀タル趾ヲ埋ムルカト思ハル、人々ニ向テ、此所ノ畑中ニ限リ如此小山ノ多キハ何故ゾヤ、若クハ畑中ヨリ出ル所ノ小石ヲ積テ終ニ山ヲ成スモノ歟ト問ヘハ、其答ハセデ、却勺［而］此山ノ成レル由縁ヲ問フコト訝リ、野生ガ出所ヲ探ルニ至ル、野生実ヲ以相対テ又云、余或人ニ聞ルコトアリ、苦林ハ鎌倉持氏ノ古戦場ニテ、其戦死ノ者ヲ埋ムル古墳多シト、故ニ行テ見ント欲シテ、今既ニ苦林ニ入テ是ヲ問ヘハ、此所ニ古墳ナシ、善能寺分ニハ古塚数多アリト云ニ、依テ此所ニ来レリ、シカレトモ此所ハ善能寺分ニ非ズ、又此小山ハ古塚ニアラズンハ、余ガ探ル所ヲ能教ヘ玉ハント云ヘハ、其人微笑シテ云ク、ココハ其尋ネ玉フ善能寺ニハ非、玉林寺分也（又当字ナリ）、善能寺分ハ此往還ヲ隔テ向フニアリ、初ニ此塚ノ実ヲ吐ザリシハ、其実ヲ聞ヤ直ニ堀テ、其宝ヲ得ント欲シ玉フ人モ有ンヲ恐テナリ、其実ハ此小山是悉ク其古塚ナリ、小ナルハ凡百余、大ナルは四、是ヲ長塚ト云、形長ケレハナリ、是見玉ヘ、今埋ムル所ハ其小塚ナル物ニテ、既ニ崩シ終リタル後也、シカシ此塚ヨリハ一物モ出ズ、先ニ往々出ル所ノ物、今村内ニ所持スルノ例ヲ言ハ、、金ノ輪・銀ノ輪・瑪瑙ノ曲リタル物（曲玉ノコト）・水晶ノ緒〆（クダ玉ノ一種）・太刀・シビンノ如キ（イハイベノコト）物ノ類ナリト云、又其塚内ノ形状ハト問ヘハ、大ナル薄石ヲ以四方ヲ囲ヒ、蓋石モアリテ、石灰ヲ以目塗ヲシタリ、底ニ数千小石ヲ敷ク、出ル所ノ古物ハ皆此小石ノ間ニアリト云、且此小石多キカ為ニ、畑トセント欲スルニハ甚以労力ヲ費スト云、余後証ニ其小石ト囲石ノ欠トヲ持帰レリ、次ニ彼今新ニ堀崩シ居ル処に至テ再其塚内ノ形状及其出物ヲ尋ルニ大同小異ノミ、但其古物毎塚出ルニハ定ラス、出ルニ多少アリ、又太刀ノミアルアリ、又一物モ無モアリト、又云、此所ヲ持氏ノ古戦ト云ヒ、且此古塚ヲ其戦死人ヲ埋メシ所トスルモノハ、好事家ノ癖説ナラン、按ニ、此塚等ハ夫ヨリ遥ニ上世ノ者ナルベシトモ云ヘリ、余興ニ乗テ問テ云、昔ヨリ古墳ノ類ヲ堀崩スハ村人ノ忌憚ルコトト聞タリシガ、今如此自カラ其祟リヲモ恐レズシテ堀崩スニ至レルハ何故ナラン、其人答テ云、古塚ノ祟リヲ恐レザルニハ非レトモ、目前地税ノ祟リガ恐シケレバ、何デカ無用ノ古塚ヲ其侭ニ捨置可申哉ト云ヘリ、此一言ヲ聞テ後、野生再ヒ問コトナシ

○野生数時間ヲ費シテ其他大小ノ古墳ヲ実検致セシニ、如何様惣数ハ百余モ無シト云ベカラズ、但其百余ハ善能・玉林ノ両寺分ヲ合併シテノ数ナルヤ否ヤハ聞洩セシナリ、按ニ此古塚ヲ決シテ持氏ノ時ノ物ト看做スハ大ナル誤ニテ、野生ハ必是上世ノ古墳地ナルヲ案シタリ、出ル所ノ鉄刀ハ未見ザレトモ、金銀鐶其他ノ古物ト共ニ出ルモノハ、鉄刀モ同シク上世ノ物ニシテ、持氏時代ノ鉄刀トハ異ル所アルカト信ス、併原上世ノ古墳地タル故ニ、邂近持氏戦争ノ時埋葬セシ塚モ無シトハ言可カラズ、夫ハ出ル所ノ物ノ型新古アルヲ以弁ズベキノミ、

又長塚四所アリト云中（ウチ）、一ハ近来建タル石塔アリテ、背ニ持氏戦争ノ年月日ヲ記シ、一ハ稲荷ノ小祠アルヲ見ル、是果シテ古塚ナランニハ是等ノ長塚コソ数々ノ古物ヲ出サンコトモ必セリ、野生ハ此長塚ヲ早ク堀見ンコトヲ希望ス

○右ノ通村人既ニ自カラ堀ニ至テ現ニ堀出セシ処ノ大小ノ石所々累々積々タルヲ見ル、若諸先生此ニ御注意アツテ速ニ御着手非ズンハ、数月ノ間ニシテ追次悉ク村人ノ為ニ平地トナランコト必セリ、依テ一言ヲ呈シ置ノミ

三月三十日夜一時過燈下ニテ記ス、悪筆誤脱等ハ御海恕々々

畠山如心斎

小室元長先生・峯岸重行先生へ

**史料三　畠山如心斎書簡（小室元長宛）明治十四年五月十八日　『畠山手簡』（小室家二五）（35）**

【内容メモ】新井白石の活字本の出版経緯、白石の墓の場所。

（前略）抑白石先生ノ遺書ヲ活板ニスルノ起ハ兼而白石先生ノ墓所ト其子孫ノ在所トノ取調方ヲ卑生老先生ヨリ御依頼ヲ受候処、能手懸りもナク、御答も追々ト延引シ、心ニ掛り居候故、友人鈴木慧淳ハ東本願寺ノ重役ナリ、是ニ問ハヾ明瞭ニ知ラル、事も有ン歟ト、去年一日閑話ノ際此事ニ及ビシガ、同人答ニ、サレバヨ白石ノ墓ノ我管轄地内ニ在リト云事モ余ハ嘗テ知ラザリシニ、不計モ他人ニ問ハル、事ノ有テヨリ其実地探リ初テ承知セリト云、又子孫ノ在所ハト問フニ、是ハ尚以知ラヌ事也シガ、一友人ニ甚白石信仰ノ者アリテ、其家ノ成行迄ヲ粗心得タリ、其者ヨリ聞ケル赴［趣］ニ依レハ、先生ノ跡、当時下谷ニ長町芝居ノ少シ西ノ方ニ借屋住居シテ、男子幼少ナレハ其母ナル後家戸主と成居ルトノ事ナレトモ、亡父（按ニ源五郎歟）存生中、行跡不宜貧困ヲ極メ、且不孝ニテ先祖ノ年回供養ハ勿論、寺ノ附届モセズ、剰へ菩提所の什物ナル白石ノ遺物若干ヲ偽テ貸出シ之ヲ消却シテ不返等ノ悪事不少ショリ、今も其後家子供共ニ人ニ容ラレズ而増々活計ニ困難シ、随テ後家ノ心意モ不宜成、子も行末ヲ見留難キ人品也トゾ、余初て右ノ如ク白石先生ノ墓ノ在所ヲ知リ、又其子孫ノ貧困且孝ナラズシテ迚モ祖先ノ墓等ヲ保存スル能ハサルヲ察シ、嘆息ノ余リ責ニ迫リ、白先生ノ墓石丈ハ保存センノ念ヲ起ストイヘトモ、若有志輩等ヲ募リ集金シテ寺ニ預ケ置カハ、彼母子必行テ責取ルベク、又余等一手ニテモ先生ノ為ニスル内ヲ聞カバ、必来テ先ツ母子ノ困難ヲ訴フベシ、是等屡ニ及ブ時ハ、終ニ墓石保存ノ法モ立難キニ至ラン歟ト、於是一二ノ同志ト熟議シ、終ニ先生ノ遺書ヲ活板トシ、夫ヲ有志家ニ買ハセ、其利潤ヲ積テ先生ノ墓及年回ノ法会ヲ保存シ、又利潤中何分歟ヲ売書ノ税トシテ其家ニ送ランニハ、自カラ両全ヲ得ベキ歟ト云ニ昨今決シタルガ、此方法又如何可有哉ト云ニ、卑生此方法ヲ甚善トシテ、時宜ニ寄ラバ卑生モ又傍其件ニ従事セン事を約セシニ、其後互ニ多事ナルヲ以、数月間面語も打絶ヘ、未中々其運ビニハ至ラヌ事ト思ヒキヤ、老先生よりノ御依頼ヲ承リシ日、朝野ノ記載面ハ知ラザレトモ、果シテ其事ト愚推仕候ハ、全ク既ニ此一条ノ訳アルニ依テ也、且又御両氏にハ（老先生并峯岸君ヲサス）御入社ノ確証ハ未心得不申候え共、最初貴殿へ（卑生ヲサス）御依頼ノ上、両御名へ宛懇ニ御投書申上候之積ノ御事故、いかにも白石御ひゐきの御方ト被察、然ル上ハ入社ニ相違ナキ者ト見ナシ、以後活本出来ノ都度、一部ツヽハ屹ト御廻シ可申上（併、永ク入社ハ御迷惑トカ、又ハ何書ハ既ニ蔵セリ、重復スル故御不用トカノ節モ是非御入社、是非其都度御買取ニナクテハナラヌト申程ノ無理押付ニハ無之、左様ノ節ハ又ドウトモ御相談可致ナレトモ、規則ハ先ツ前文ノ通云々）候間、左様御承知可被下哉トの事故、夫ニ而宜候ハんと先ツ答置申候、若御不都合ノ件御座候ハヽ、又被仰越可被下候、但、此節初て承知仕候ニ、過日同氏へ向ケ御郵書ニ而白先生ニ関候件々御懇切ニ照会等も被為在候内ニ而、同氏も深ク感伏ノ趣等委細ニ同氏より吐露有之候、就てハ不日同氏より直ニ御請被申上候次第も可有之、サスレハ重復無用ニ致シ候件ニも可有御座候へ共、卑生よりハ過日之御請未聢ト不申上候ニ付、乍延引大略如此御座候也

一、先年取調方御依頼ノ中、是も御決答追々大延引ニ及、今日ニ至り候テハ最早六日ノ菖蒲歟ハ不及候得共、白石先生ノ墓所当時東本願寺旧地中真福寺隣地

ニアルヲ、却而放シタル円照寺分トスル事、且先生ノ菩提所ハ北清嶌丁高徳寺ナル事ノ御不審ノ廉々彼是ヲ聞合参考仕候ニ、左も可有是哉ニ被存候件々大略左ニ奉申上候、但誤聞脱漏共ニ可有之候間、宜御取捨可被下候、今浅草本願寺分旧御成門内より東裏門辺迄ハ往時ヨリ真ノ本願寺分ノ地ニ非ス、往事ヨリ真ノ本願寺持分ハ今ノ本堂及本殿アル処位ヲ界トシテ、其東ノ方ハ惣テ報恩寺（今北清島丁ニアルモノ）及其地中寺々（又前同丁ニアルモノ）ノ持分ナリシ、然ルニ享保・元文頃ト歟（此年号未詳、追テ訂正スベシ）、報恩寺焼失後、今ノ地ニ移リ地中ノ諸寺又極テ今ノ地ニ移ル、白先生ノ菩提所トスル高徳寺等今清島町ニアルハ此故也（高徳寺ハ即報恩寺ノ地中ノ寺ナレハ也）、扨今白石先生ノ墓アル所ハ往時報恩寺ノ地中某寺（案ニ高徳寺）分ノ墓地ニテ元普通ノ墓地故、諸家合葬ニテ、既ニ大檀家旧長州侯・土州侯ノ墓石も交リテ、今現ニ存スト云、此一部ノ墓所ハ前云如ク報恩寺及地中ノ寺々今ノ地へ移レル後ニ本願寺ノ抱込地ト成、同地中ノ寺々ヲ建シ時ヨリ、円照寺ノ預リ墓地ト成リシカクハ、円照寺ヲ先生ノ菩提所ト誤リ、又高徳寺ニ先生ノ墓ナキヲ疑フニ至レル也（按ニ高徳寺改地ノ時、改葬セザリシヨリ、世ニ疑ヲ残セルナレハ、其実地所ハ円照寺分ニテ、先生ノ墳墓ハ高徳寺分ト心得テ可ナラン歟）、近年又官有地ニ属セリ、然レトモ此程先生墓地ノ入口ニ円照寺ト新井白石先生墓トアル二枚ノ木札ヲ打レシハ、生強北清島町ナル高徳寺墓所ニ行テ、先生ノ墓石ヲ尋ネアグム人ノ無カラシメン為ニ、現在ノ地ヲ有志輩ニ示セルナルベシ（後略）

明治十四年五月十八日夜燈下ニ記ス　　畠山如心斎

小室老先生江　上

**史料四　芳川恭助書簡（小室元長宛）［新編武蔵風土記謄写依頼ニ付返書］**

**明治［十二年］十月七日　（小室家一一二八ー一〇）**

【年代推定根拠】綴り順。

【内容メモ】小室の国への『古史通』・『古史通或問』献納、埼玉県庁内の『新編武蔵風土記』の所蔵状況、小室の同書の謄写依頼、芳川漢詩。

去月十五日・廿一日両回之御手簡郵着即拝覧、如来示秋冷相催候、倍御安静之趣奉遥祝候、次ニ拙生儀無事奉職罷在候、然は古史通御献納之義ニ付、跋文一篇、外ニ県令江上申書一見、妄批還呈致候、昨年も鎌倉大草紙内務省図書局江闕本之部御献納有之、今般尚又古史通并惑問御献納被成度との趣、篤志之段御奇特之事ニ候、古史通凡例写本御廻シ即瀏読致候、新編武蔵風土記之事御尋問領承致候、該書ハ文化中林祭酒林衡之建白御採用ニ相成、文化七年起草、二十年ヲ閲シテ成リタルモノ也、旧幕府之時、御用ニ而村々江官吏派出シ、精密ニ取調、実ニ有用之善本ニ有之候、只今県庁御蔵本本県管内十三郡丈ケ相揃有之候、是も群馬県より譲り受ケ、或ハ浅草文庫蔵書を借り写サセ候義ニ候、武蔵全国ニテハ弐百巻モ可有之候、然シナカラ一郡々々ニ相成居候事故、大ニ都合宜敷候、就而は第一巻ヨリ第六巻迄ニテ、該書之義例・総国図説・任国革表・建置沿革等悉皆相分り申候、右六巻謄写之事御依頼有之、外ナラヌ御懇親之義故、拙生含ヲ以テ謄写為致差進可申候、幸ヒ編輯掛り之写本類相認サセ候者有之候ニ付、其者ニ相命シ候ハヽ、六巻急ニ出来可致候、該書美濃紙本ニ有之候、右六巻紙数少ナキ分十五枚、多キ分五六十枚ナリ、御考之上御申越可被成候、用紙ハ其地ヨリ被遣候歟、又ハ此地ニ而相求メ候而も宜シ

一、北埼玉郡長ハ堀越庭七郎（即チ梅山也）悴ニ非ス（悴寛介ト称ス、余ノ門人ナリ）（中略）

十月七日夜燈下　　遂

元長老医伯青嚢下

海辺秋風之作、近日之内、毛利公へ向ケ可致郵寄候、郵税弐枚正ニ致落手候、拙生拙作後便可供御覧候、以上

**史料五　芳川恭助書簡（小室元長宛）［武蔵風土記写本作成外ニ付漢詩添書状］**

**明治［十二年］十一月三日（小室家一一二八ー一一）**

【年代推定根拠】綴り順。

【内容メモ】小室国へ『古史通或問』献納、『新編武蔵風土記』の謄写、芳川漢詩。

本月四日発御手簡及紙包箱道中完全郵送即披緘、弥御安寧之趣不勝抃喜之至候、

拙生依然奉職罷在候、御消念是祷候、古史通・惑問跋文并県令江右献納願書看閲、文意通暢、孰ツレモ瑕疵無之様被存候、聊妄批ヲ加ヘ、今便御返却申候、惑問謄写出来次第早々御差出し可然候、武蔵風土記写本之義、折角御依頼ニ付、御遣し之半紙罫江相認候様写字之者江相命シ候、詳細来示之趣一ニ致領承候、半紙罫四百枚、外ニ半紙認有之、本田・畠山之部図面補入之義致了知候、根岸方ニ而出来之写本一見、随分拙悪ニ候、此分御預り申置、他日写本皆出来之節、一斉ニ御返却ニ及可申候、内務省図書局之方御内々御問合ニ相成候処、古史通ハ既ニ刊行に相成居候ニ付該書ハ御見合、惑問而耳御献納被成度段至極宜敷候、右御回答、草々如是御座候、以上

十一月十三日　　芳川遂

笠山雅契梧右

児玉・賀美・那珂三郡々村誌悉皆編輯落成ニ相成、此間内務省江進達致候、此節ハ県庁歴史及大里郡村検閲ニ着手罷在候、○先日毛利公課題間際（キハ）ニ相成蒼卒相賦シ呈送致候、即チ左ニ

海辺秋風

潮勢挟風波蹴天。蘆花捲雪浅湾辺。曽遊憶起西征興。赤馬関頭夜繫船。
潮漲海門秋気高。快帆入港破鯨濤。憶曽厳島弘治役。舳艫衡波討賊陶。
後作ハ彼ノ毛利元就ガ陶氏ヲ征討セシ事ヲ云タル積リナリ、チト議論ニ渉リタルヤウ故、後作ハ見合ニ致シ、前作一章ヲ差出シタリ、毛利公ニテ寛ク詩歌ヲ徴集シテ後チ之レヲ印刷シ、詞章ヲ差出シタル人々ニ御配贈ニ相成候哉之趣ニ承り候

## 史料六　小室元長書簡下書（近藤瓶城宛）明治十五年十一月（小室家二八五）

【内容メモ】史籍集覧編集の為に近藤瓶城に『鎌倉大草紙』・『北條分限帳』の提供を申出、小室の『北條分限帳』校正の経緯。

史籍集覧追々御出版、所謂愛古人ニ及恵来学ニ施ノ美挙不浅感服仕候、近曽交詢雑誌四十五号附録広告拝展致候処、鎌倉大草紙・小田原北條分限帳早晩御着手ト奉存候、右二書ニ就テハ聊愚管モ御座候間、下顧固陋左ニ開陳致候、先年吉田意安法印所蔵ノ鎌倉大草紙ヲ見ル事ヲ得タリ、全部上中下三巻ト為ス、因テ其中巻一本写シ留メ、上下二巻ハ旧刻本ト校合、其逸脱ヲ補ヒ置候、其後故有テ図書局致献納候処、局長何礼之殿殊ノ外御賞美被成、過当ノ謝状賜ハリ施面目候、右本ハ一昨年四月三日上野鑑真会開筵ノ節、畠山如心齋（浅草南松山町三十五番地住居）ニ委托致出品置候得共、尚一本為御参考御回シ申上候、御返ニ不及候（永享記ト大同小異）、去ル頃、吉田法印子孫ノ蹤跡栗本鋤雲翁ヘ問合セ候処、半年余リ過キ、今ノ戸主吉田朗ト称シ市谷御門内帯坂上角廿九番地ニ住居被致候由回答有之候、然ニ客歳十一月廿二日、日々新聞二千九百五号ニ、麹町区三番地ノ士族吉田ヲ照ハマダ六才ノ幼年ナレハ、大伯父ノ吉田左内カ後見トハナリシカ、ヲ照ノ父ハ朗トテ昨年ノ夏ヨリ肺病ニテ床ニツキ、去十一日ニ死去シタリ（以下左内夫婦専横ノ状略ス）ト載シハ此人ナルベシ、禍福ハ糾縄ノ如シトハ申ナガラ、気ノ毒ノ事ニ御座候、小田原北條分限帳モ子細有之候テ、二十年前ヨリ心懸、七・八部捜索致候得共、大抵類似ノ者ニテ伝写ノ誤リ不少候、其中、四日市達磨屋ニテ求候古本ハ勝レタル美筆（安井息軒翁ハ高元岱ニ似タリト云）ニテ、始終倦滞ノ痕ナク、地名ノ位置モ正敷、何様心アル人ノ所持セシ者ト被存候間、修飾ヲ加ヒ秘蔵罷在候処、此事早ク同好中ノ評判トナリ、鳥羽藩ノ侍医安藤文沢（今ノ香港領事ノ実父）・尾藩ノ用人間瀬権右衛門ノ二氏ヨリ再三被及懇望、不得止貸遣候処、不幸ニシテ間瀬氏世ニ即キ終ニ其書ヲ失ヘリ、是ハ今以愛惜ノ情忘レ兼、七・八年前熱海湯治ノ帰途、日金山ヲ過キ、箱根七湯周遊ノ末、湯本ナル福住正兄ヲ介シ、早雲寺蔵本ヲ模写致候、主僧北条乾谷師ノ咄シニ、此書ハ享保年中故周防守ノ末孫多米時昭ト云シ人ヨリ、時ノ住職柏州和尚ヘ寄附セシ者ノ由被申聞候得共、一種異ナル認方ニテ（書体モ亦然リ）、毎條重モニ惣高ノミヲ記シ、内訳ノ小書ヲ略シ、大ニ本書ノ体裁ヲ失候者ニ御座候、一昨年人ノ手ヲ借リ浅草文庫本写シ取候、是又完備ノ者トモ不被存候得共、馬齢已ニ及六旬（文政壬午生）、加フルニ、去ル十年一月以降悪性ノ僂麻質斯ニ罹リ歩履全廃、余生モ難期候間、先此書ヲ以テ準拠トナシ、自余ノ古写本ト対照比較不敢妄一字仮リニ一本清書致置候（地名

ノ下各州ノ人ニ聞シ処ノ郡名ヲ挿入ス）、右申困厄中強テ筆ヲ采候事故、字々欹キ行々曲リ迚モ汚高明候様ノモノニハ無御座候得共、多年心ヲ労候義ニ付、万々一御見較ニモ相成候ハヽ、誠ニ望外ノ大幸ニ奉存候、他日御沙汰ヲ待、御回シ可申上候、尤別ニ副本モ無之、差上切ニハ致兼候間、電覧後早々御返シ可被下候、猶社友根岸武香ヨリ委曲可申上候、博物館書目（明治十一年七月刊行）乾ノ巻記録類ニ小田原衆所領役帳、武家類ニ小田原北條分限帳ト区別シテ掲載セラレシハ何故ナルカ、此義ハイマダ穿索ニ及バス候、右ノ外伺度又申上度義モ御座候得共、前ニモ申候通リ病中他筆ヲ借リ草下致候事故、不得尽意候、頓首再拝

明治十五年十一月

埼玉県下武蔵国比企郡番匠村衛生委員元貞父　小室元長

近藤瓶城様

**史料七　『群書類従巻三八二　鎌倉大草紙』（小室家二二九六）中巻末尾部分**

【内容メモ】群書類従の刊本の間の内容の欠けた部分に、小室が写した中巻の写しが綴じ込まれており、その末尾に入手経緯を記す。

（朱書）按するに、鎌倉大双紙刻本上下二巻となす、永和五年より文明十一年に至る其間多く閔左の事を記す、但し、持氏作乱の条を脱す、遺憾不少、今藤己巳の冬、渡辺真楫の蔵本を借て其中巻を補ふ、原本吉田意安法印か称意館の珍蔵に係ると云

明治二年十二月十五日　　笠山野史　小室誠識

**史料八　近藤瓶城書簡（小室元長宛）［大草紙壱巻送与の御礼并謄写ニ付］［明治十五年］十二月十八日（小室家八六四ー一）**

【年代推定根拠】史料六の小室の書簡（明治十五年十一月）の礼状。

【内容メモ】小室が史籍集覧編集の為、近藤瓶城に『鎌倉大草紙』を送った礼状、『史籍集覧』購入の加盟依頼。

拝啓、時下寒冷之際益御清適奉恐賀候、先般は大草子壱巻御送与差被下置、好古之御志唯々感銘之外無千万奉謝候、速ニ図書局照会シ、仍上下二巻も謄写致シ、御別紙之趣奥書致シ鏤版可致候、過日も正院編修官重野安沢君面会之節、此書之談ニ及ヒ候得共、是非借用致度、正院一異本ヲ蔵スル間、比較シテ相備度抔被托候、誠ニ希世之宝巻、実ニ東国之事ハ鎌倉九代記・古戦録ヲ始メ種々之書多シト雖トモ、識者之言ニ依レハ、皆大草紙・関東兵乱記等ノ附衍ものト申ス事也、就中大草紙本家ト被存候ものニて、尤以テ珍重之御儀奉存候、仍望蜀之義ニハ候得共、分限帳暫時拝借、鏤版致シ候ハヽ世目ヲ驚シ可申、自今相楽ミ罷在候、御許容之程伏而奉懇願候、就テハ小生モ来春ニも相成候ハヽ秩父迄山水も探度、一度拝眉申上御示教相願度心得ニ罷在候、今般猶又不思召何務奉労度義、渡辺ト申ス者差出候間、若御清暇も候ハヽ一謁ヲ賜り、差出候趣意御聞とり被下、自然御朋友間等ニ御紹介被下置候箇所も有之候ハヽ、乍御手数御依願申上候、兎角当節は新聞紙ニも御一覧相廻し申候御約束此約定和漢諸史稗史もの続々出版ニ付、小生之集覧ハ聊カ先鞭も着シ候心得也、且又自信スルニハ同様之翰刻主義ニは無之抔ト申居候ものヽ、添行前ハ加盟も多ク可有之候得共、好古ものニハ都下軽薄習気ニハ向キ不申哉、今少々加盟相募り度より、此度所謂売り子派出為致候、根岸先生ヘハ昨年小生相伺御紹介も相蒙り、其節仍数人之加盟募リ被下候由も承り置候間、是亦渡辺差廻ス心得ニ御座候、万事御指南奉願上候、勝手ナル義耳、乱筆申上恐縮万々ニ候得共、時下麈務堆積如斯失敬ニ立至り候、万々御海容之程伏而奉謝候、頓首

十二月十八日　　近藤瓶城拝

小室元長侍史

**史料九　史籍集覧『校本鎌倉大草紙　上中』巻頭　近藤瓶城誌　明治十六年四月二十日（小室家三一五三）**

【内容メモ】小室提供の中巻と校正を採用、今後『北條役帳』も収録予定。

鎌倉大草紙三巻其中ノ巻久シク逸セリ、塙氏群書類従編纂ノ時力ヲ尽シテ捜索セシモ猶ホ得ル能ハス、屋代氏ノ好古該博ナルモ其逸編ヲ補フヲ得ス、僅ニ鐵

中錚々ノ一本ヲ寄セテ其字句ノ誤謬ヲ訂セル耳ト云ヘリ、此頃老友武蔵国比企郡番匠村ノ処子小室元長氏、嘗テ珍襲スル所ノ吉田意庵法印（法印余何人ヲ記セス、小室氏曾テ栗本鋤雲氏ニ簡シテ、其後裔ヲ問ヘルコトアリ、栗本氏答ルニ、其子孫アルヲ以テス、東京ノ聞人ニヤ）所蔵ノ大草紙古写本全本ヲ以テ余ニ寄セ、史籍集覧中ニ収メシム、其上下二巻モ亦小室氏曾テ類従本ニ照シテ対校シ、逸脱十一箇所アルヲ検出セラル、其上巻二十三葉（類従本ノ紙数）ノ如キハ二百七十六字、其二十五葉ハ八十三字ヲ逸スルニ至ル、従来此書ヲ読ム者其足ラサルヲ悟ラサルモ、今校本成テ始テ連璧世ニ出ルヲ知ル、小室氏ノ功豈偉ナラスヤ、氏又北條役帳数本ヲ得テ交互校訂シ、近時村名ノ沿革ヲ記入シテ古名ノ存セサルヲ徴シ、別本男衾郡藤田（朱書「村」小室挿入カ）正龍（朱書「寺」小室挿入カ）所蔵ノ鉢形北條分限帳ヲ併セ贈ラル、校本大草紙今已ニ世ニ出ツ、他日将ニ校訂参考本役帳ヲ以テ収録セントス、皆小室氏の賜ナリ

明治十六年四月　　近藤瓶城誌

**史料一〇　『校正小田原北條分限帳全』後書　明治十八年七月二十八日（小室家二五三一）**

【内容メモ】小田原北條分限帳校正の経緯、福住の高室本写本送付、今までの校正本に重ねて謄写完成、今後王子本との校正を希望。巻末に、小宮山の書簡を抄録して王子本を解説。

文久中余一感アリテ本編校正ノ緒ニ着ク、其際、故旧友人各所蔵ノ古写本ヲ假借シテ参考ノ用ニ備ヘラル、者無慮十数部ニ至ル、如何セン許多ノ人手ヲ伝写セシ者ナレハ、誤字脱漏ナシトセス、頗ル采択ニ苦シム、其中独リ江戸橋四日市達磨屋五一カ許ニテ購ヒシ横綴ノ古本ハ優レタル美筆ニテ、毫モ軽躁ノ風ナク、最モ地名ニ心ヲ用ヒシ者ト見エ、皆楷字ヲ以テ之ヲ書ス、安井息軒・芳埜金陵ノ二翁モ嘆賞シテ、高元岱ノ書ニ似タリト評セラレタリ、此書一武弁ノ懇請ニ応シ、一月ヲ期シ假借セシニ、其人不幸疾ヲ発シ、簀ヲ易ヘ、遂ニ本書ノ蹤跡ヲ失ヒシハ、今更云フモ詮ナキコトナカラ、イト本意ナキ事ニテアリキ、慶応ニ至リテ世ノ中穏ナラス、斯ル無用ノ事ハ総テ束閣シテ顧ミルニ暇ナシ、明治六年余偶悪性ノ僂麻質斯ヲ患ヒ、屡熱海ノ温泉ニ浴ス、八年五月帰路日金嶺ノ嶮ヲ攀、箱根七湯周遊ノ末、湯本村早雲寺ヲ訪フ、住持乾谷師灑洒客ヲ愛シ、什宝ノ展覧ヲ許サル、中ニ役帳一冊アリ、余其出所ヲ尋ネシニ、享保中周防守ノ末孫多米時昭ト云シ人ヨリ、時ノ住職柏州和尚ニ贈リシ者ト云、於是余旧態亦発シ懇請、一部ヲ模写ス、惜ラクハ此書毎條首ニ合高ヲ掲ケ、尾ニ某郡某々ト地名ヲ列書シ、内訳ノ小書ヲ略セリ、其後浅草文庫ノ蔵本ヲ借覧ス、流石ニ旧幕府伝襲ノ書籍ナレハ誤謬モ少ナク、且奥書モアリテ、記者ノ異見ヲ述ラレタリ、因テ旧稿ト参伍比校シテ假ニ一本ヲ編修シ、題シテ校正小田原北條家分限帳ト云、之ヲ筐底ニ蔵ス、客月三十日湯本村福住正兄一本ヲ郵寄ス、其奥書ヲ見ルニ、蓋シ早雲寺ヨリ高野山高室院ヘ照会シテ写シ寄セラレシヲ、正兄ノ覆写セシモノナリ、巨踊三百、就テ之ヲ熟読夷考スルニ、一二ノ疑ヒナキニ非スト雖モ、一得一失ハ事物ノ免レ難キ所、殊ニ斯ル古書ニ於テハ、強テ弁ヲ費スヘキニ非ス、因テ先ニ仮定ノ校本ト対照シ、彼ヲ増シ、是ヲ刪リ、重テ一本ヲ作ル、本日謄写功ヲ竣ス、爰ニ余白ヲ借リ、本編々成ノ顛末ヲ述フルコト如此、古人云ニ、得隴望蜀ト、余ヤ近来旧患益増進、腕痺シ脚痿シ、戸外ニ出ル能ハス、衰頽日ニ加ハリ、世ニ望ナキ身ト雖モ、期スル所ハ、他日一タヒ同好博雅ノ手ヲ假リ、王子本ト参照センコトヲ希フノミ

明治十八年七月廿八日　　笠山人　元長カ疾書

南梁小宮山氏ノ手教ヲ抄録シテ余考ノ闕ヲ補フ

扨亦役帳ノ事ハ再三クリ返シ申上候様ニモ御座候得共、是モ宿好ノ存スル所ト御推察奉願候、世ニ被行候早雲寺本ト申ハヤハリ王子本ト相見ヘ候、其事ハ酒井忠昌南向茶話ニ相見候、何人カ王子本ヲ写取リ、同寺ニ納メ候ニテ高室院本ニハ無之、殊ニ横本ト申ハ原書ノ体裁ニモ無之、原書（此原書ト申ハ王子本ノ事也、高室院本ト申ハ早ク逸候哉、誰一人見候者ナシ）ハ美濃紙程ノ竪本ニテ、殊ノ外書方密接致シ居リ、左右行ヤヽモスレハ相混シ、余程見分ニクキ本ニ御座候、書体ハ総テ地方ナトニテ用候字様ノミニテ認メ有之、夫ヲ後人イロ々ニ読分ケ候テ写取候者ニテ御座候、乍去世ニ被行候本ニハ例ノ左右ヲ混シ、或ハ前後ヲ取違候類モ往々有之、屋代弘賢引書ナドスラ誤リ有之由承申候、尤只今

王子本モ烏有ニ帰シ候故、見候事ハ叶不申候得共、世上ニハ間々王子本ノ影写本存居申候、私蔵ノ本ハ風土記ノ編修ニ預リ候間宮庄五郎（名ハ士信）ヨリ家祖父借入写候モノニテ御座候所、見分ケニク、候故、近頃別写本ト取替申候、右ハ年来御丹誠ノ事ニモ御座候間、鄙見ノ及ブ所ヲ吐露仕候、聊御参考ニモ相成候ハヽ大慶ニ存候

王子本役帳火ニ罹リ候ハ、万延元年十二月晦日ノ夜寅半刻、本寺ヨリ失火、住持モ焚死、什物類モ悉皆烏有ニ帰候ニ付、其節右役帳モ失候ニテ御座候、右失火付テハ品々ノ浮説モ御座候得共、鄙生右寺僧ニ聊由緒有之モノヽ話ヲ承リ候ニテハ、住職頗ル貯蓄有之ニ付、賊難ヲ恐レ、兼テ内外ノ戸締リヲ余リ厳重ニ致置候ニ付、発火ノ際遁出候由ナク、焚死ニ至リ候由、尤御朱印而已ハ右死屍ノ下ニ相成居、少シ焦損候ノミニテ残リ候トモ申候由ニ御座候

**史料一一　小室元長書簡下書（小宮山綏介宛）［明治十七年］六月二十三日（小室家二八五）**

【年代推定根拠】書簡下書（小室家二八五）の中に二通ある小宮山綏介宛書簡下書の内、史料一に続いて出された二通目。内容も継続しており、明治十七年と推定される。

【内容メモ】富永氏麿抜書、役帳王子本、天正記、上田泰次郎、新編風土記謄写・刊行、中武蔵、内山作信紹介、内山と小室の十年来の交流。

十二日華簡十四日降達、忙手拝展薫読、再三親如得御面晤候、御懇情自ら紙外ニ溢れ、殊ニ拙作ノ御次韻をも被成下、字々自由自在なる御取扱、御老練とは乍申実ニ敬服仕候、弊地詩友も無之、時々御方角ノ栗本鋤雲翁ト吟筒往来致候迄之処、傑作を得候て詩情大ニ鼓舞致、猶一二御挨拶迄ニ録呈候、以後ハ御笑捨可被下候、此義即時可遣之処、十三日午後四時頃より終夜大雷雨、翌日より引続霖雨［昨今快晴］不時之寒気ニ被中候歟、気宇欝閉腰痛如神崇、起臥も根力ニ及兼為全延引致候

富永氏麿抜書次第世ニ珍敷覚候ニ付、早々役帳へ書加候、是ハ御姓名を掲候事故為念一応及御改候、役帳高野山王子社共ニ火ニ失し、原本体裁不分明之義ハ、実ニ御諭之通りニ御座候、某前年取扱候写本ノ内、如此奥書致候は見受候得共、是迚も安雅老人手沢之者ニは無之、伝写致候者ニ被存候、六所社ハ姑置、原氏ハ慶応頃火ニ罹り候間、所詮蔵本は有之間敷、愚管ニは郷村帳ト同視候而可なる者ト被心得候間、一高を一行ニ記し、其下へ地名を布候ハヽ、粗其体ヲ可得歟、拙書ノ如く一行を二段ニ分ケ認候者ニは決而有之間敷、浅草文庫本・早雲寺本共ニ一行ツヽニ記候、殊ニ早雲寺本ハ享保中多米防州ノ末孫時昭ト申候人ノ手写ニ出候由寺伝ニ残居候、其頃ハ戦国を距ること僅百余年ノ事故、自然当時ノ体裁も耳目ニ残り、時昭其旧ニ倣ヒ揮灑致候者ニも可有之歟ト被存候

天正記御不審蒙御下問、湊書上一字をも苟且ニ不被為、唯々御業学恐悦相半ニ候、是ハ原本全落字有之筈ト被心得候間、既ニ前度呈書ノ節為御参考書中ノ一例を書抜置候処、其際無用ノ附紙多数ニ渉り不思取落、一封投函後心付候、即今便附上致候

上田泰次郎氏蹤跡邈然致方も無御座候、治国武名録ト表題致シ美濃紙二折横本ニ幕下士族ノ禄高住所を記候、徳川家分限帳とも可称抔ノ書ニ、上田氏数名相見候間、別帋余白ニ記入尊覧候、此等ノ人々は如何ノ者ニ御座候哉、総書人数名ハ後公辺より御咎を受候由ニ承候、新編風土記巻帙浩翰卑力ノ及所ニ無御座候処、是も時熟し印行相成候由近藤・根岸二氏より態々申贈呉候間、予約取結候、完備ノ上ハ自然役帳ニ対し発明も可有之不堪感喜候、某発病後、旁風土記廃兼発、当郡及び大里・横見・男衾ハ手写、例言以下芸文迄ハ県庁写字生を役し、秩父・ガ［賀］美・入間・新座は郡ノ総説、多摩・入間ノ内百余村浅草文庫ニ而為写候得共、今日ニ至候而は当時ノ心遣ハ画餅ニ帰し、附一笑候

被仰聞候中武蔵ノコト是迄何ノ心付も無御座候ト敢て不当といへ共、今後力テ注意可致候

御下問ニ付、一事心ニ浮候義御座候、併余り卑劣渉り申上候も恐入候得共、今より殆五十年前、某幼時、弊地ニ親方又貸シ本ト称候一博長御座候、此者何年歟ハ不弁候得共、先王父ニ必死を被救候事有之候迚、拙宅へ年ニ両三度ツヽ手作り品ニ限リ茄子・隠元・栗・柿等の初生をハ自分携へ安を問候、或日某も其座ニ参候度、其者越ニ他郷ノ親方株ノ人ト接候節ノ口上を申聞候事御座候、曰

く、自分所ハ武州中武蔵坂東九番ト十番ノ間、都キ川ノホトリ某村某ト申す、自分御心易く御見知リ置レ被下たしト、其声寒急ニ偏セす、今少し威権を粧ひ、余程おかしき調子ニ御座候、其後野師又香具師ト称候者共ノ咄しを承ニ、矢張其輩ニも、武州中武蔵ト申語ヲ遣候由、川越辺ニ而は、坂東以下辺ハ語ヲ除き、之ニ三芳野の里ト申語を加候由、左スレハ中古川越辺を中武蔵ト称候余影ニも可有之歟、此事固より証トスルニは足らす候得共、古言ハ田舎残候ト申先輩ノ説も候間、不掩陋御汚御耳候、江戸志ノ事御説明ニ依リ団疑氷解致候、龍安手簡ニ御旧□ノ鎌倉志ニ倣ヒ、江戸志取立度ト白石ノ被申候事思ヒ合、御尋申上候、環翠ノ節用集是又同手簡并五十四郡考ニも相見候、被仰聞候饅頭屋本は慶長中刊行致候者ニ而、白石ノ称候環翠本とは同名別種ノ様ニ及承候間、猶重而御伺申上候

冠山老侯弊村ト地を接候大谷村ノ一名所、万葉ニ入間なる大谷か原と詠しか、実地捜索ノ為弊地へも御巡回被成、拙宅ニ一泊被致候由、家に申伝候、松山城ノ事今後御心を被留、御報告も可被下候御旨、幾重ニも奉請願候、該城松山トハ唱候者ノ其実地は横見郡ニ属候、同郡久米田村ニ皇学を好候内山作信ト申候人御座候、其祖先は岩槻ノ太田濃州三楽斎寄騎ニ而太田并小田原北條・松山上田等より下附ノ文書二十通許今ニ所持致候、何レも内山某殿と申宛名御座候、此人兼々松山城跡考心懸被居候故、某ハ手を停候得共、責ニ半肩ノ労を扶度、病中強而当郡は力を尽し、古書類は大抵鉤写淡墨を填メ贈り遣候、某も十年来書牘ハ取遣致候得共、面接致候事ハ無之候、前便鈴木翁より一友人ノ許へ贈遣候系図ト申上候は、即此内山ノ事ニ而御座候、察するに、彼上田系図も、内山よりノ頼ニ依リ、鬼簿ノ類参考、鈴木氏捏造致候者ニも可有之歟、乍例無用ノ長文恐入候間、書外ハ次便ニ申縮候、恐々頓首

六月廿三日　　元長

小宮山綏介様侍史

詩五首、酬和・庄郷・不惟・風土・塵々、略ス

中武蔵ノコト今朝風ト関東古戦録中ニ於而一語を得候、此書ハ晩近ノ著故、如何御証ニも相成間敷哉（正徳間該書編輯ノ材料弊地ニも遊歴地理等詳悉取調候事ニ手伝候、其節草セし鎌形村惣鎮守八幡神ノ縁起一巻、今ニ旧別当斎藤某か家ニ蔵候書ハ御家録ニ而美事ニ相見候、末ニ槙ノ嶋武昭ト題候）

武州村岡河原軍ノ事ト申條「利胤ハ（総州ノ千葉介）先達テ六千余騎ヲ率テ中武蔵ヲ打越、荒川を筋違ニ渡シテ村岡河原ニ着馬」今ノ地理ヲ以推察致候ニ、川越・岩槻ノ間ヲ通リ、村岡へ着ト被存候、村岡ハ中山道熊谷駅ノ事、荒川ノ南ニ候得共、此頃ハ熊谷河原をも総称セしニヤ、同書ニ北武蔵ト申語ハ諸所発見致候得共、南武蔵ト申事ハ見当不申候、併全郡覈曲ハ不致候、如御説先川越・岩槻辺を中武蔵ト称候而大事あるましと被存候、又今川氏真と武田信玄矛盾附リ武州瀧山城攻之事ト申條ニ「中武蔵高麗郡滝山城ト申語相見候得共、是ハ西ニ失候故、前説を以妥当ト可致候、兎角夷考仕候ニ、甲陽軍艦ハ他郷地理不慣ノ人ノ手ニ出、大概を記候者なるへし、太平万事完備ノ今日本地ニ栖息ニ而論ノ如く四方平均真ノ中立を指候者ニハ有之間敷候、旧時江戸ッ子と称候江戸ノ都中デ生レシト、浅草ニ而も四ツ谷ニ而も唱候類ノ如きものなるへく被存候、

廿四日元長再行追記

南梁先生

**付記**

本稿の執筆及び『内山手簡』の解読にあたっては、重田正夫氏に御教示をいただいた。また、『内山手簡』の二～一二及び芳川恭助の書簡は、室清氏に御指導いただき、石岡康子氏、石塚由紀子氏、西野栄子氏、藤原三枝子氏、村岡克子氏、山下たか子氏と共同で解読した。感謝申し上げたい。

（平成二十四年一月二十日　記）

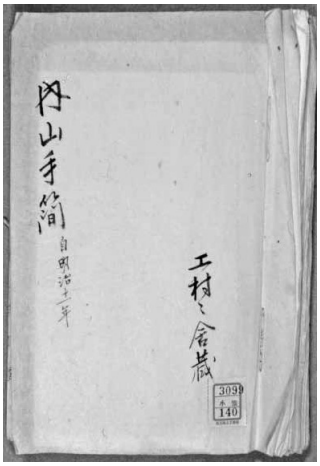


写真一　『内山手簡』表紙

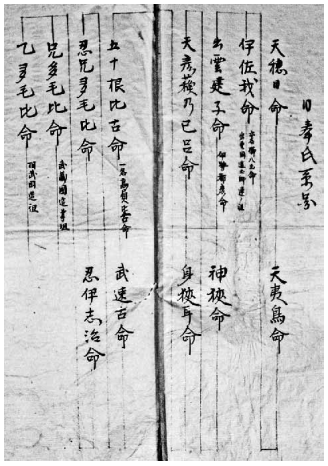


写真二　日奉氏系図
（書簡一）

写真三　丹波氏畧系
（書簡十二 別紙二）

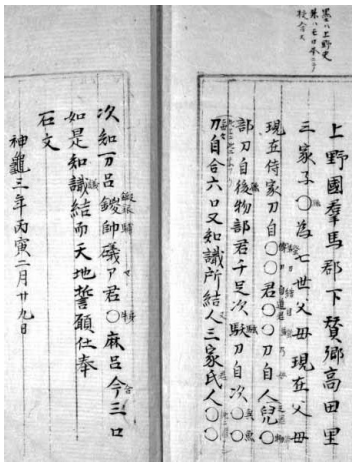

写真六　下賛の碑
（書簡二十六）

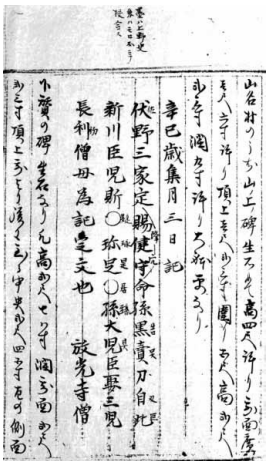

写真五　山名の碑
（書簡二十六）

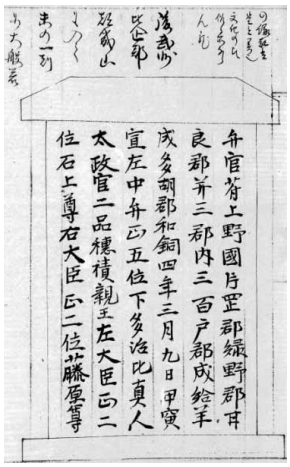

写真四　多胡の碑
（書簡二十六）

## 内山氏書簡に含まれる史料・書籍一覧表

| 書簡番号 | 文書番号 | 綴順 | 差出年月日 | 小室家文書 | 大柴家文書 | その他 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 一 | 小室4884 | 単独 | ［明治11年］９月30日 | 小田原衆所領役帳明８写（早雲寺本）（2527）／蔵弐本＝工叢「鉢形北条分限録」二部（2984）／［小田原衆所領分限帳（草雲寺本）収集経緯］＝熱海再遊簿（271-２）・元長書状（近藤瓶城・小宮山綏助宛書状下書）（285）・校正小田原北条家分限帳巻末明18（2531）／工叢「根岸武香手簡」（上田氏墓に付）９月20日（2986）／浄蓮寺古文書（731・732・734・735）／工叢「浄蓮寺略記明11.5」（2986）／松沢信氏書状／伊豆村名往来＝伊豆地理往来附図（４660）・相模国駅邑尽（2882・2883）・相模国村名便覧（2884）カ／東光寺過去帳＝工叢「日影村東光寺過去帳写」（2986）／上田家系＝工叢「上田氏系図」（鈴木真年蔵本）（2990）／松山経塚＝工叢「松山町経塚略図」（2986）／古戦録＝関八州古戦録（2502-2509）／大草紙＝鎌倉大草紙（2296）／武蔵風土記根古屋之条抄録（2890・2893-２）／木呂子氏＝工叢「日影村木呂子氏顛末」（2986） | 上田憲定法度写（東光寺所蔵、小室元長臨写）明11.9.5写（大柴家３）／上田長則印判状写（大柴家８）／日影村東光寺木呂子氏関係位牌写（小室元長尺牘抜書）明11.10.30小室贈（大柴家32）／東光寺御朱印＝上田長則法度写（東光寺所蔵、小室元長臨写）明11.9.5写（大柴家２） | 新撰姓氏録「天神部」 |
| 二 | 小室140 | 内山手簡（１） | ［明治11年］11月29日 | 関東古戦録＝関八州古戦録（2502-2509）／足戸之義＝芳川恭介書状（1128-２）／内山氏古文書＝工叢「横見郡久米田村内山氏古文書」（2987）／工叢「上杉氏略系」（2987）／穴居ノ説＝工叢「神代穴屋考」内山作信述小室写）（2987）／（参考）山名貫義模写画（6129-8, 13, 17, 18）／（参考）柏木政矩模写画（6129-7, 10, 11, 12） | 東光寺御朱印写＝上田長則法度写（東光寺所蔵小室元長臨写）明11.9.5写（大柴家２）／上田憲定法度写（東光寺所蔵小室元長臨写）明11.9.5写（大柴家３）／上田氏・木呂子氏位牌之図＝上田能登守位牌写（小室元長尺牘抄録付）明11.10.30小室贈（大柴家１７）／日影村東光寺木呂子氏関係位牌写（小室元長尺牘抜書）明11.10.30小室贈（大柴家32） | 蟠龍記＝水谷蟠龍記（続群書類従）／明星院真言宗法度証文＝徳川秀忠法度（明星院文書11）／徳川秀忠真言宗諸法度写（明星院文書12）／（参考）考古略説（H.V.シーボルト著）＊／岩槻漫録／新撰姓氏録／広沢家譜 |
| 三 | 小室140 | 内山手簡（２） | ［明治12年］４月24日 | 明治11年12月後母増田氏悔帳（171）／関八州古戦録（2502-2509）／松窓漫録（2491-2496）／武蔵野話初編・２編（2285・2286）／河内氏蔵本古今武家盛衰記／八王子城図＝工叢「八王子城図」（2984）／八王子城図（757）／瀧山城図＝工叢「瀧山城図」（2984）／鉢形城図＝工叢「鉢形城由来図」（2986）／菅谷等之城図＝畠山重忠城跡之図（737）／菅谷村・平沢村風土記稿写（2893-２）／川越城図＝川越城（745）／川越城地図（748）／松山城趾之図＝古城跡近傍図松山城（内山翠所書）（747）／松山城本丸全図（内山翠所書）（736）／松山城蹟図（740）／江戸名所図会中北條分限帳ニ出る所御抄録＝小山田関旧址（江戸名所図会抄録）（2878）／藩幹譜（2571-2585）／弊屋所蔵之古文書写＝工叢「横見郡久米田村内山氏古文書」（2987）／小田原衆所領役帳明８写（早雲寺本）（2527） | | 東土産「菅谷之条」 |

| | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 四 | 小室140 | 内山手簡（３） | ［明治12年］７月３日 | 都幾山重忠之碑畧図＝工叢「平村慈光寺古碑略図」(2986)・重忠断碑補修計画書(1259-３)/鉢形外三城図＝「鉢形城由来図」(2986)/畠山重忠城跡之図(737)/工叢「八王子城図」(2984)/八王子城図(757)/工叢「瀧山城図」(2984)/武州河越城(745)/川越城地図(748)(2986)/工叢「畠山家畧系」(2986)/東光寺過去帳＝工叢「日影村東光寺過去帳写」(2986)/案独斎経塚碑＝工叢「日影村古碑図」(2986)/武蔵野話初編・２編(2285・2286)/内野氏手翰(920-２・147は該当せず)/拙家古文書写装飾御指加之趣＝工叢「横見郡久米田村内山氏古文書」(2987)/正龍寺古文書＝鉢形北条分限帳(底本：正龍寺)(2528)/小水略系＝工叢「安倍小水麻呂略系」明12.3.12畠山如心斎書(2986)/慈光寺鐘之銘＝都幾川慈光寺梵鐘(5746・6238)/慈光寺梵鐘撞座(6225)/菅谷村・平沢村風土記稿写(2893-２)/新編武蔵風土記(2849ー2917)/川越城図＝武州河越城(745)/川越城地図(748)(2986)/小田原衆所領役帳(2527・2529・2530)/鉢形北条分限帳(底本：正龍寺本)(2528)/被(フスマ)＝工叢(2986)/北條氏より四方田土佐守え与へし古文書＝北条氏邦朱印状写(860)/散田・散畑＝南木廼屋随筆十編(2580)/范石湖の詩＝石湖先生詩抄(1896-1898)/小田原衆所領役帳明８写(早雲寺本)(2527)/鉢形北条分限帳(底本：正龍寺)(2528)/藩幹譜(2571-2585) | 上田憲定法度写(東光寺所蔵、小室元長臨写)(大柴家３)/田憲定印判状写(大柴家８)/唐子古文書＝新編武蔵風土記比企郡唐子村下上田憲定印判状影写・畠山重忠断碑略図収録(大柴家15)/天正15年銘阿弥陀三尊種子板碑拓本(大柴家文書23) | 源語図集・勢語図集(彦丸著)/彦丸＝『朝日之舎日記』(76, 150, 155, 157p)/万葉図彙(山田衛居著)『朝日之舎日記』(148, 230, 231p)/比礼考(山田衛居著)/武蔵国風土記稿横見郡/延喜縫殿寮式/和名抄/一遍上人絵巻物/山彦草紙/中興源記 |
| 五 | 小室140 | 内山手簡（４） | ［明治12年］７月15日 | | | 春日験記/なよ竹物語/俵藤太絵詞/一遍上人絵詞 |
| 六 | 小室140 | 内山手簡（５） | 明治13年１月吉日 | 行伝寺古過去帳写＝工叢「行伝寺古過去帳写」明13.3内山写(2986)/古史通(2600)/古史通或問(2602)/古史通或問献本＝芳川恭介書状綴(小室家1128-16)/根岸友山書状(928・929)/最勝寺古文書(772)/浜臣の長哥＝清水浜臣和歌(4760ー4762)/松窓漫録(2491-2496)/行伝寺古過去帳写＝工叢「行伝寺古過去帳写」明13.3内山写(2986)/藩翰譜(２571-2585)/工村叢書(2987)/古文書写９通＝無用々録「日影村東光寺御朱印写」(2979)/関根永二尺牘１通/清水氏長哥写２葉(4760ー4762)/最勝寺古文書写１葉(772)/上田朝直判物写(734)/范石湖の詩＝石湖先生詩抄(1896-1898)/本県地誌畧＝埼玉県地誌略(4090・4092) | 正中古断碑墨帖＝正中２年銘阿弥陀一尊種子板碑拓本明13小室贈(大柴家30) | 古史通或問献本＝献本御願書(埼玉県行政文書明295-29) |
| 七 | 小室140 | 内山手簡（６） | ［明治13年］４月15日 | 工叢「御堂村浄蓮寺古過去帳写」(2986)/工叢「松山町妙光寺過去帳」(2986)/新編武蔵国風土記横見郡(2912・2913)/万石以上御書判＝工叢「内山作信氏所蔵万国以上華押鑑ニ就テ抄録ス」(2986)/続花押薮(2145-2147)/正法寺古文書写＝「岩殿山略縁起別当正法密寺」無用々録(2979)/比企氏古文書写(参考：新編埼玉県史資料編６№309, 329, 330, 331, 1392)/古史通(2600)/古史通或問(2602)/林家将軍譜＝京都将軍家譜/新田義貞願文写(5734)/浅草御文庫書目＝博物館書目国典乾坤(4509・4510) | 新田義貞願文写(大柴家６) | 本県地誌＝埼玉県郡村誌 |
| 八 | 小室140 | 内山手簡（７） | ［明治13年］４月30日 | | | 撥雲余興1, 2集(松浦武四郎著)＊ |

| | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 九 | 小室140 | 内山手簡（8） | ［明治13年］5月21日 | 新編武蔵国風土記横見郡(2912・2913)／万石以上御書判＝工叢「内山作信氏所蔵万国以上華押鑑ニ就テ抄録ス」(2986)／浅草御文庫書目＝博物館書目国典乾坤(4509・4510)／新田義貞願文写(5734)／信玄古文書写＝武田家印判状(5699)・武田印判状写(769)／京都将軍家譜 | 新田義貞願文写(大柴家６) | 武蔵国風土記稿横見郡／万石以上書判／献本御願書＝行政文書(明295-29)／川越松山巡覧記＝川越松山之記(独笑菴立義著)(埼玉叢書第２巻)／撥雲余興1,2集(松浦武四郎著)＊／馬角斎茶ノ記(松浦武四郎著) |
| 一〇 | 小室140 | 内山手簡（9） | ［明治13年］7月19日 | 古史通(2600)／古史通或問(2602)／新編武蔵国風土記横見郡(2912・2913)／工叢「宜秋門院」(2983)／山吹日記(2939-１)／工叢「秩父郡大淵村火之雨塚図」(2984)／工叢「(比企郡)石橋村石窟」(2990)／赤城義臣対話(2612)／細川山名送高良山状写(長谷川写)＝不如学斎叢書(2975)／工叢「西山遺事」(2981)／工叢「御和談記」(2989)／日本総国武蔵風土記残闕・豊後風土記(合本)(2871) | 秩父郡大淵村日ノ雨塚図(大柴家33)／礼及び山陵図送付ニ付某書状8.1(大柴家47)／新田義貞願文写明13.6.3写(大柴家６) | 大日本史／相州大磯駅岩窟之記／山陵調之図／献木御願書＝埼玉県行政文書(明295-29)／豊後風土記＊／将軍譜 |
| 一一 | 小室140 | 内山手簡(10) | ［明治13年］7月25日 | 新板古史通明４(2210-2213)／華族諸家伝上・中・下巻(鈴木真年著北川常蔵外刊)(3058-3060) | | |
| 一二 | 小室140 | 内山手簡(11) | ［明治13年］9月９日 | 太平年表＝秦平年表(3320)・武家必覧続秦平年表(2935)／工叢「宜秋門院」(2983)／利仁将軍之系・田村氏略系＝南木廼屋遺筆四(2966)／工叢「丹波系図」(2991)／続紀＝続日本紀(3067-3076)／上田家系＝工叢「上田氏系図」(鈴木真年蔵)(2990)／学務知要(2337)／工叢「御和談記」(寛政３年)(2989)／浜臣の長哥＝清水浜臣和歌(4760-4762)／古史通(2600)／古史通或問(2602)／京都将軍譜２巻／日本総国武蔵風土記残闕・豊後風土記(合本)(2871)／赤城義臣対話(2612)／博物館書目国典乾坤(4508・4509)／工叢「丹波系図」(2991)／坂上系図 | | 群書類従／東鑑／紹運録／尊卑分脉／比企郡岩殿山縁起／万葉集目安 |
| 一三 | 小室140 | 内山手簡(12) | ［明治13年］10月15日 | | 高麗郡大森氏所蔵之古文書＝大森氏宛文書武田氏印判状写・武田晴信感状写・徳川家康印判状写・源氏姓大森主税義勝由緒之次第(多摩郡今井源次郎所蔵)明13年８月写(大柴家文書９・10・11・12) | 万葉代匠記(契沖著)＝『朝日之舎日記』(28, 31, 32, 37, 117, 123, 130, 165p)／万葉図彙(山田衛居著)『朝日之舎日記』(148, 230, 231p) |
| 一四 | 小室140 | 内山手簡(13) | ［明治13年］10月30日 | | | |
| 一五 | 小室140 | 内山手簡(14) | ［明治14年］２月10日 | 都幾山文永之目録／永禄十年古文書＝北条氏政判物写(763-４)／屋代氏所蔵之文書＝野本村屋代典憲氏所蔵古文書之写(763-765)／風土記巻四抄録(2890)／新編武蔵風土記稿附録編輯姓氏(2848)／左中将贈官考＝工叢「新田義貞贈官考」(2984)／宝塔之図＝新田義貞供養塔図(760)／工叢「秩父郡大淵村火之雨塚図」(2984)／家忠記／北條役帳考／北條役帳(内山蔵本)＝工叢「鉢形北条分限録」二部(2984)／小杉修敬子尺牘＝(皆野村・明治10年代の書状のみあり) | 秩父郡大淵村日ノ雨塚図(大柴家33) | 万葉代匠記(契沖著)万葉代匠記＝『朝日之舎日記』(28, 31, 32, 37, 117, 123, 130, 165p) |

| | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 一六 | 小室140 | 内山手簡(15) | [明治14年]4月10日 | 関八州古戦録(2502-2509)/同家御畜蔵之古文書＝織田信忠禁制写(749)/花押藪(2141-2144)/続花押藪(2145-2147)/左中将贈官考＝工叢「新田義貞贈官考」(2984)/宝塔之図＝新田義貞供養塔図(760)/屋代氏古文書并指物之図＝屋代氏文書(763-765)/錦地古割付写＝御割附之写(寛文９年～宝暦12年)(158)/松山城蹟略考(2892)/大統歌字解(3426) | | |
| 一七 | 小室140 | 内山手簡(16) | [明治14年]9月24日 | 赤城義臣対話(2612)/畠山如心斎＝畠山手簡(25)/阿伎留神社祭事(鈴木真年)/松山城蹟略考(2892)/大統歌字解(3426)/泉井山金沢寺開創由来(泉井村野原春之輔所蔵)＝明治十四年親友帖(52)/水戸光国卿御花押＝工叢「内山氏所蔵百万石以上華押鑑抄録」(2986)/五嶽真形図/博物館書目国典乾坤(4508・4509)/義臣対話＝赤城義臣対話(2612)/指物之写・古文書五葉＝屋代氏文書(763-765) | | 大統歌(塩谷世弘著)＊/大統歌字解(内山作信著)＊/本朝度量権衡考(狩谷棭斎著)/万国以上華押鑑/五嶽真形図 |
| 一八 | 小室801 | 単独 | [明治14年]11月21日 | | | 牧場考(内山著) |
| 一九 | 小室140 | 内山手簡(17) | [明治14年]12月20日 | 松山城蹟略考(2892)/古戦録＝関八州古戦録(2502-2509)/白石先生年譜明14.6(2313)/川越記・豆州記＝河越記・豆相記(群書類従合戦之部巻385)(2297)/仏祖統記/武州松山之領内日影御地詰帳明18年４月写(21)/日影村人別帳残闕明18.4(21)/風土記松山領之唱呼御抄録/畠山氏略系(2986)/関屋氏古文書(案独斎之花押)(参考：新編埼玉県史資料編６№193p102上田朝直書状写)/秩父郡諸家古文書之写(5625)/時山の古記・古碑等の写＝工叢「平村慈光寺住職世数」「慈光寺古碑略図」「修建畠山重忠君断碑記」(2986)・不如学斎叢書「慈光寺古文書并紀行」(2975)・重忠断碑補修計画案(1259-３)/畠山重忠城跡之図(737)/交詢社社則(4518-２)/武蔵国郷村帳明16年４月写(2889)/実測埼玉県管内全図(4691)/新編武蔵風土記稿内務省地理局(2768-2847)/出雲風土記明16.6写(2872) | 重忠断碑略図(大柴家文書15)/天平十五年銘板碑拓本(大柴家23)/北条氏政書状写(大野氏所蔵)安独斎宛(大柴家７)/柊鉾拓本(備中久保家郡倉敷熊野十二社権現宝物、荏土柳庵栗原先生寄贈文久元年晩春)(大柴家24) | 万葉代匠記(契沖著)万葉代匠記＝『朝日之舎日記』(28,31,32,37,117,123,130,165p)/大統歌字解(内山作信著)＊/城跡志(内山執筆予定)/武蔵志料(根岸武香蔵書)/埼玉県置郡分画図/柳庵雑筆/内山真龍詩文集 |
| 二〇 | 小室140 | 内山手簡(18) | [明治15年]12月10日 | 元禄改正郷村帳久良岐郡之内ニ付問合書状綴明15.8写(2885)/武蔵国郷村帳明16.4写(2889)/武蔵名所考巻１-４(2869・2870)/平沢経筒之銘御考(参考：新編埼玉県史資料編９金-２p64)/御堂関白吉野へ納たる経筒之銘＝工叢「御堂関白経筒銘」(2990)/新編武蔵風土記稿内務省地理局(2768-2847) | | 岳陽名士伝(山田万作編明治34)＊豆州会社規則/三芳野図会＝武蔵三芳野名勝図会/村名絵図 |
| 二一 | 小室140 | 内山手簡(19) | [明治15年]12月25日 | 産馬規則/武蔵国郷村帳明16.4写(2889)/関東古戦録(2502-2509)/松窓漫録(2491-2496-１)/白石先生年譜明14.6(2313)/古絵本＝集古帳(2340)・仮名草紙断簡(2338)・今川一睡記(2474)・絵本女貞木・絵本大和艸(2339)の何れか | | |
| 二二 | 小室140 | 内山手簡(20) | [明治16年]３月４日 | 武蔵国郷村帳明16.4写(2889) | | |
| 二三 | 小室140 | 内山手簡(22) | [明治16年]５月31日 | 武蔵鑑比企郡付・秩父郡明16年３月写(138)/工叢「御堂関白経筒銘」(2990) | | 武蔵鑑(根岸蔵書) |

| | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 二四 | 小室140 | 内山手簡(24) | ［明治16年］９月８日 | 上田家之系図＝工叢「上田氏系図（鈴木真年蔵本）」(2990)／工叢「応仁武鑑所載資貞紋」(2526)／都幾山の宝経＝大般若波羅蜜陀経(5702-5705) | | 応仁武鑑/厳嶋図会 |
| 二五 | 小室140 | 内山手簡(23) | ［明治16年］12月５日 | 御当主御令閨様御遠行之趣＝「明治16年11月５日御令嫁様御登仙ニ付御悔状」佐藤進→元長老台(867)／多胡碑の義＝『内山手簡』(140)内山明８年紀行文／東江先生書話(2187-2189)／新篇武蔵風土記稿出版広告(1259-４)／新編武蔵風土記稿内務省地理局(2768-2847)／校正六国史＝日本書紀・続日本紀・日本後紀・続日本後紀・日本文徳天皇実録・日本三代実録明16年刊(3061-3100)／逸史(2117-2129)／本朝画史明16年９月(3406-3410)／工叢「上田氏系図（鈴木真年蔵本）」(2990)／宇都宮清厳寺鉄窣堵塔婆五分一縮図(730)／工叢「国分寺古瓦之図」(2986) | 北条氏政書状写案独斎充（大野氏所蔵）（大柴家７） | 書紀集解/日本後紀/日本逸史 |
| 二六 | 小室140 | 内山手簡(25) | ［明治16年］［12月］ | 多胡郡碑臨本(2569)／大般若波羅蜜陀経(5702-5705)／南木廼屋随筆七編「好古小録抄」(2979) | 根岸武香書状（石剱・上野三碑之内山名ノ碑墨本ニ付）（大柴家４３）／山名碑拓本（大柴家45）／駒井真蔭書状（金井沢之銘送付等ニ付）（大柴家46）／包紙（碑名墨本外入）（大柴家45）／祝瓶拓本（上州緑野郡落合村宗永寺什宝）明8.10.20内山一覧（大柴家31） | 好古小録（藤原貞幹著）／多胡碑緑野郡落合村七輿山宗永寺縁起書／上野歌解（橋本直香著） |
| 二七 | 小室140 | 内山手簡(21) | ［明治17年］４月23日 | 本朝画史(3406-3410)／工叢「上田氏系図」（鈴木真年蔵本）明16年９月内山作信郵送(2990)／御所村尚歯会記(5752)／工叢「白河古関碑」(2989)／多胡郡碑臨本(2569)／白川古関楽翁侯御建之碑并一町仏副碑写＝工叢「白河古関碑」(2989) | 御所村尚歯会記原稿明治15.7吉田清英（大柴家50）／根岸武香書状（石剱・上野三碑之内山名ノ碑墨本ニ付）（大柴家43）／山名碑拓本（大柴家45）／駒井真蔭書状（金井沢之銘送付等ニ付）（大柴家46）／包紙（碑名墨本外入）（大柴家45） | 多胡碑墨帖（碑守作成）／根小屋・山名墨帖/好古小録（藤原貞幹著）／槐戸村＝埼玉県村名誌明19刊（内山作信著）＊ |

○史料が推定できる場合は（　）内に文書番号を付した。小室家文書の家名は省略し、文書番号のみとした。工村々舎叢書は「工叢」と略した。
○文書番号を付していないものは、現時点では未確認の史料である。
○小室家文書・大柴家文書・埼玉県行政文書は、埼玉県立文書館の閲覧室で文書番号で請求し、利用（閲覧・写真撮影）することができる。
○＊を付した資料は、インターネットを通じて、国立国会図書館の「近代デジタルライブラリー」で閲覧・複写することができる。